

港区の環境リサイクル

令和3年度（2021年度）版 事業概要

港区環境リサイクル支援部

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

目次

総説

港区基本構想	3
港区基本計画	4
環境リサイクル支援部の組織	5
環境リサイクル支援部の主な事務	6
環境清掃費事業別歳出決算額	7

環境及び廃棄物処理に関する計画

港区環境基本計画	13
港区一般廃棄物処理基本計画	18

環境課

環境審議会	23
環境影響評価（環境アセスメント）	25
環境影響調査審査会	28
地域環境美化・みなとタバコルール推進	29
放射能・放射線対策	39
公害の規制・指導	
（1）工場・指定作業場	40
（2）特定施設（騒音規制法・振動規制法）	41
（3）特定建設作業	42
（4）アスベスト(石綿)	43
（5）土壌汚染	44
（6）適正管理化学物質	45
（7）事業場の臭気調査	46
（8）公共用水域放流事業場排水調査	47
（9）地下水揚水施設	48
（10）自動車騒音・振動	49
（11）公害苦情・相談	50
航空機騒音測定調査	51
環境調査	
（1）大気汚染環境総合測定局監視システム	52
（2）光化学スモッグ	57
（3）古川・運河の水質調査	58
（4）雨天時における運河等の水質調査	59
（5）台場水質調査	62
（6）ダイオキシン類調査	63
アスベスト対策費助成	64
緑化推進	
（1）緑化推進事業	65
（2）みどりの保護	66
（3）みどりの育成	69
（4）みどりの普及・啓発	73
（5）自然環境の保全と再生	75
（6）港区みどりの実態調査	77
ハクビシン等対策	79

地球温暖化対策担当

区有施設の二酸化炭素排出量	83
---------------	----

エコプラザ管理運営	85
エコライフ・フェアMINATO	87
小・中学生の環境に関する自主研究	88
環境にやさしい行動推進	89
集合住宅向け省エネ取組支援	91
みなと環境にやさしい事業者会議	92
省エネルギーセミナー	96
みなとエコ宣言登録	97
緑のカーテンプロジェクト	98
みなと区民の森づくり	99
環境学習設備	101
クールルーフ推進	102
創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成	103
民間建築物低炭素化促進制度	106
地球温暖化対策報告書制度	109
省エネ対策サポート事業	110
みなとモデル二酸化炭素固定認証制度	112
みなと森と水会議	115
みなと全国連携エネルギー登録制度	116
みなとりサイクル清掃事務所	
区の清掃施設	119
清掃一部事務組合・清掃協議会分担金	120
可燃・不燃ごみの収集	121
粗大ごみの収集・直接持込み	123
資源の回収	125
ごみ排出実態調査	129
3R推進事業	131
食品廃棄物・食品ロス削減推進事業	133
清掃事業普及・啓発	135
清掃協力会支援事業	137
みなとエコショップ表彰制度	138
廃棄物処理手数料	139
家庭系ごみ量の「見える化」事業	141
家具のリサイクル展	142
大規模建築物の再利用対象物及び廃棄物保管場所等の届出・指導	143
事業用大規模建築物に対する排出指導	144
優良集積所等表彰制度	146
港資源化センターの運営	147
障害者就労支援施設との連携によるリサイクルの推進	148
きめ細かい清掃事業の展開	149
動物死体の引取り	151
一般廃棄物処理業の許可・指導	152
浄化槽清掃業の許可・指導	153
資源持ち去り防止パトロール	154
海洋プラスチックごみの発生抑制	155

総説

港区基本構想がめざす将来像



港区基本計画

【計画の全体像】

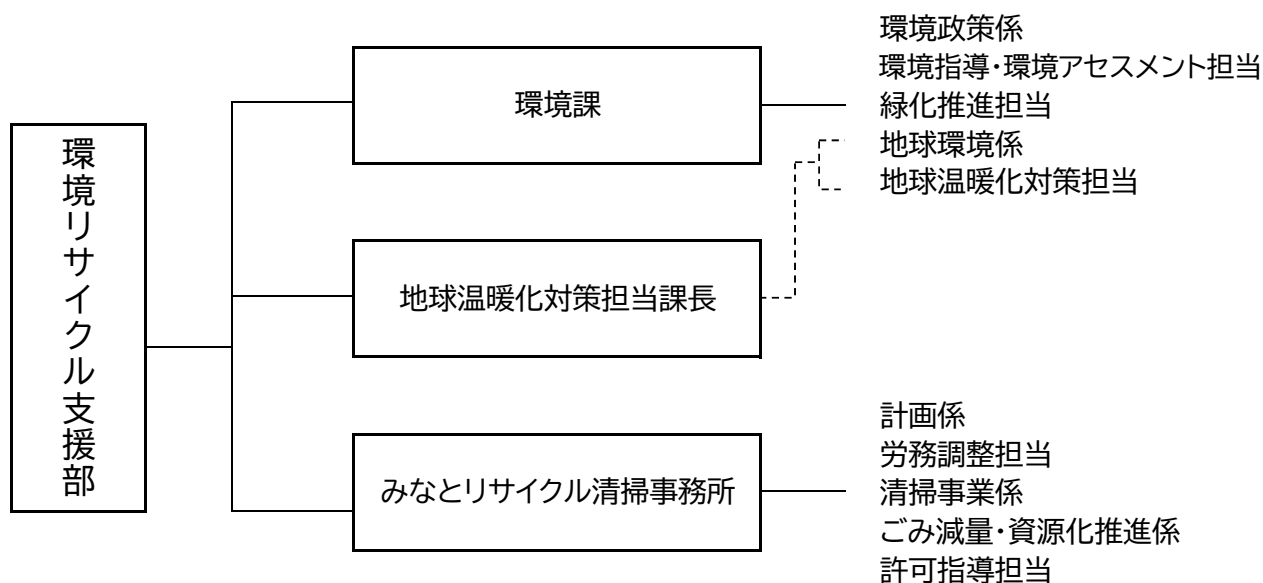
基本計画が定めるめざすまちの姿「誰もが住みやすく、地域に愛着と誇りを持てるまち・港区」を実現するため、各分野における区政の方向性を政策として示し、行政サービスを効果的に展開していきます。

誰もが住みやすく、地域に愛着と誇りを持てるまち・港区		
分野別計画		
<p>I かがやくまち (街づくり・環境)</p> <p>1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる</p> <p>(1) 多様な人びとがともに支え合う魅力的な都心生活の舞台をつくる</p> <p>(2) 世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する</p> <p>(3) 快適な暮らしを支える交通まちづくりを進める</p> <p>(4) 自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進める</p> <p>(5) 安全で安心して暮らせる都心をつくる</p> <p>2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる</p> <p>(6) 持続可能な循環型の都心づくりを進める</p> <p>(7) 人や生物にやさしい、環境負荷の少ない都心環境をつくる</p> <p>(8) 環境に対する意識を高め、健康で快適に暮らせる生活環境をつくる</p>	<p>II にぎわうまち (コミュニティ・産業)</p> <p>3 地域の課題を自ら解決できるコミュニティをつくる</p> <p>(9) 参画と協働により地域を支える多様なコミュニティをつくる</p> <p>(10) 豊かな国際性を生かした多文化共生社会をつくる</p> <p>4 港区からブランド性ある産業・文化を発信する</p> <p>(11) 伝統と最先端技術が融合した区内産業を支援する</p> <p>(12) 港区の特性を生かした個性ある商業集積の形成を支援する</p> <p>(13) 港区ならではの魅力を生かした都市観光を展開する</p> <p>(14) 豊かで多様な文化に包まれたまちづくりを進める</p>	<p>III はぐくむまち (福祉・保健・教育)</p> <p>5 明日の港区を支える子どもたちを育む</p> <p>(15) 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する</p> <p>(16) 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する</p> <p>(17) 就学前児童ケアサービスを総合的に推進する</p> <p>6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する</p> <p>(18) 地域での支え合いと区民の自分らしく自立した地域生活を支援する</p> <p>(19) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する</p> <p>(20) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する</p> <p>(21) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する</p> <p>(22) 誰もがスポーツを楽しむことができる機会の確保と環境を整備する</p> <p>(23) 区民の多様な学習活動と誇りと愛着ある郷土意識の醸成を支援する</p>
<p>IV 実現をめざして</p>		
<p>(24) 先端技術の活用により利便性の高い区民生活を実現する</p>	<p>(25) 平和や人権、多様な価値観を尊重しながら、透明性が高く開かれた区政運営を推進する</p>	<p>(26) 行政資源を効果的・効率的に活用し、先駆的な施策を推進する</p>

地区版計画書「芝地区・麻布地区・赤坂地区・高輪地区・芝浦港南地区」

出典：港区基本計画 48・49 ページから環境リサイクル支援部が作成

環境リサイクル支援部の組織（令和3年4月1日現在）



		部長級	課長級	係長級	係員	計
環境課	環境政策係	1	1	1	4	7
	環境指導・環境アセスメント担当			1	4	5
	緑化推進担当			1	2	3
	地球環境係			1	5	6
	地球温暖化対策担当			1	3	4
地球温暖化対策担当課長		1			1	
みなとリサイクル 清掃事務所	計画係		1	1	4	6
	労務調整担当			1		1
	清掃事業係			1	106	107
	ごみ減量・資源化推進係			2	8	10
	許可指導担当			1		1
計		1	3	11	136	151

環境リサイクル支援部の主な事務

環境課、地球温暖化対策担当

環境政策係	環境に係る企画、計画及び調整に関すること。港区環境審議会に関すること。環境美化推進の支援に関すること。部の予算及び決算に関すること。部の調整及び管理運営に関すること。
環境指導・環境アセスメント担当	環境関係法令に基づく規制及び指導に関すること。環境及び公害の苦情処理及び相談の支援に関すること。環境に係る調査及び監視等に関すること。環境影響評価に関すること。
緑化推進担当	自然環境の保全に関すること。緑化推進事業の計画及び調整に関すること。公共及び民間緑化の推進に関すること。
地球環境係	地球環境負荷低減に関すること。環境の普及啓発の支援に関すること。環境情報の収集及び提供に関すること。ヒートアイランド対策の推進に関すること。エコプラザに関すること。
地球温暖化対策担当	地球温暖化対策に係る企画、計画及び調整に関すること。低炭素化推進に関すること。省エネルギーの取組の促進に関すること。国産木材の利用の促進に関すること。環境マネジメントシステムに関すること。

みなとリサイクル清掃事務所

計画係	清掃事業に係る企画、調査及び調整に関すること。廃棄物処理の基本方針に関すること。東京二十三区清掃一部事務組合等との連絡調整に関すること。所及び清掃関連施設の維持管理に関すること。職員の給与、服務、福利厚生その他人事に関すること。文書類の收受、配布、発送及び保存に関すること。廃棄物処理手数料に関すること。廃棄物処理手数料の減額及び免除に関すること。清掃協力会に関すること。
労務調整担当	労務調整に関すること。労務管理に関すること。その他清掃事業の調整に関すること。
清掃事業係	廃棄物及び資源の収集及び運搬に関すること。廃棄物及び資源の収集作業計画等に関すること。清掃関連施設の運営及び計画に関すること。廃棄物の処理量の算定に関すること。廃棄物処理手数料の減額及び免除に関すること（計画係に属するものを除く。）。動物の死体処理に関すること。大規模建築物の廃棄物及び資源の保管場所等に関すること。作業の統計に関すること。自動車の運営管理及び修理に関すること。自動車事故及び作業実施上等の事故の処理に関すること。自動車運行の統計に関すること。作業用燃料の管理に関すること。所の労働安全衛生に関すること。その他清掃作業に関すること。
ごみ減量・資源化推進係	ごみの発生抑制、再使用及び再生利用に関すること。分別収集計画に関すること。資源の分別回収及び集団回収に関すること。資源の持ち去りの防止に関すること。資源化センターに関すること。プラスチック資源の循環に関すること。食品ロスの削減の推進に関すること。廃棄物処理の許可及び指導に関すること。
許可指導担当	大規模排出事業者等の排出指導に関すること。一般廃棄物処理業の許可及び指導に関すること。し尿及び浄化槽に係る指導に関すること。

令和2年度 環境清掃費事業別歳出決算額

単位：円

項	目	中事業	小事業	決算額
環境費				1,223,076,979
環境総務費				1,160,429,767
		職員人件費		215,523,325
		一般職員		215,523,325
		多様な人びとがいいきと暮らせる都市ルールを確立する		854,000
		環境影響評価		854,000
		安全で安心して暮らせる都心をつくる		702,161
		放射能・放射線対策		702,161
		緑や水辺を保全・創造し、人や生物にやさしい都心環境をつくる		28,735,734
		泳げるお台場の海創生事業		5,879,073
		生物多様性推進事業		6,113,140
		ハクビシン等対策		1,455,366
		緑化指導		587,112
		緑化助成		1,678,000
		芝地区保護樹木・樹林助成		1,154,750
		麻布地区保護樹木・樹林助成		1,430,360
		赤坂地区保護樹木・樹林助成		930,960
		高輪地区保護樹木・樹林助成		1,855,480
		芝浦港南地区保護樹木・樹林助成		254,120
		芝地区緑化普及啓発		495,000
		麻布地区緑化普及啓発		1,458,790
		赤坂地区緑化普及啓発		206,800
		高輪地区緑化普及啓発		0
		芝浦港南地区緑化普及啓発		0
		麻布地区みんなでエコっとプロジェクト		1,094,211
		高輪地区高輪みどりを育むプロジェクト		4,142,572
		環境負荷の少ない都心づくりを進める		146,816,149
		環境基本計画策定		22,923,250
		建築物低炭素化促進		46,217,200
		省エネルギー活動普及啓発		196,234
		省エネ対策サポート事業		6,258,840
		集合住宅向け省エネ取組支援		5,401,000
		創エネルギー・省エネルギー機器等助成		55,637,232
		地球温暖化等対策基金利子積立金		120,517
		緑のカーテンプロジェクト		5,100,876
		クールルーフ推進		4,961,000
		環境に対する意識を高め行動する		767,798,398
		環境課運営		1,235,069
		環境審議会		1,706,327
		みなと環境にやさしい事業者会議		8,812,000
		みなとタバコルール推進		420,558,049
		芝地区みなとタバコルール推進		39,273,080
		麻布地区みなとタバコルール推進		15,253,227
		赤坂地区みなとタバコルール推進		45,100,382

項	目	中事業	小事業	決算額
			高輪地区みなとタバコルール推進	15,298,580
			芝浦港南地区みなとタバコルール推進	41,689,340
			芝地区環境美化啓発	1,848,000
			麻布地区環境美化啓発	183,392
			赤坂地区環境美化啓発	50,899
			高輪地区環境美化啓発	41,112
			芝浦港南地区環境美化啓発	198,000
			芝浦港南地区運河と海辺の活用推進	1,285,872
			飯倉片町地下横断歩道小学生児童絵画展示事業	483,120
			みなと区民の森づくり	19,594,047
			全国連携による環境学習	0
			環境にやさしい行動推進	1,886,740
			エコプラザ管理運営	77,345,638
			環境学習設備管理	2,574,000
			お台場ふるさとの海づくり	2,210,874
			環境保全啓発	1,240,830
			区有施設低炭素化推進	9,045,520
			全国連携による再生可能エネルギー活用	4,354,291
			環境率先実行計画推進	12,320,000
			みなとモデル森林整備促進	42,251,019
			みなと森と水会議	1,958,990
			公害対策費	62,647,212
			環境負荷の少ない都心づくりを進める	62,642,812
			公害防止指導	24,425,414
			芝地区公害防止指導	103,145
			麻布地区公害防止指導	87,768
			赤坂地区公害防止指導	6,930
			高輪地区公害防止指導	0
			芝浦港南地区公害防止指導	56,100
			アスベスト対策	10,360,000
			環境監視施設維持管理	15,800,455
			環境測定調査分析	649,000
			台場水質調査	1,980,000
			航空機騒音測定調査	9,174,000
			環境に対する意識を高め行動する	4,400
			芝地区環境改善	0
			麻布地区環境改善	4,400
			赤坂地区環境改善	0
			高輪地区環境改善	0
			芝浦港南地区環境改善	0

項目	中事業	小事業	決算額
清掃費			4,877,978,433
清掃管理費			2,503,149,758
職員人件費			1,068,530,398
		一般職員	1,068,530,398
循環型社会の構築による活力ある都心づくりを進める			1,434,619,360
		一般廃棄物処理基本計画策定	15,146,417
		清掃事業普及・啓発	4,806,121
		麻布地区清掃事業普及・啓発	0
		赤坂地区清掃事業普及・啓発	0
		海洋プラスチックごみの発生抑制	9,220,760
		ごみ分別アプリ保守	858,000
		食品廃棄物・食品ロス削減推進事業	5,173,000
		みなとリサイクル清掃事務所運営	4,384,422
		清掃一部事務組合・清掃協議会分担金	1,389,354,000
		清掃車両等運営	5,676,640
廃棄物対策費			1,012,715,332
循環型社会の構築による活力ある都心づくりを進める			1,012,715,332
		大規模事業所ごみ排出指導	1,758,030
		廃棄物処理手数料	29,556,706
		可燃ごみ・不燃ごみ収集	694,109,581
		粗大ごみ収集	271,348,429
		動物死体処理	15,617,030
		戸別訪問収集作業時等のAED(自動体外式除細動器)携行	325,556
清掃事務所費			129,212,691
循環型社会の構築による活力ある都心づくりを進める			129,212,691
		安全衛生管理	8,389,066
		作業連絡所維持管理	4,331,686
		新堀中継所維持管理	1,340,694
		芝浦作業所維持管理	63,659,856
		みなとリサイクル清掃事務所維持管理	51,491,389
リサイクル推進費			1,232,900,652
循環型社会の構築による活力ある都心づくりを進める			1,232,900,652
		3R推進事業	6,718,700
		リサイクル活動	14,818,945
		芝地区リサイクル団体助成	5,726,660
		麻布地区リサイクル団体助成	5,257,256
		赤坂地区リサイクル団体助成	4,383,628
		高輪地区リサイクル団体助成	7,522,486
		芝浦港南地区リサイクル団体助成	11,052,054
		拠点リサイクル	18,827,258
		容器包装リサイクル	3,020,988
		ペットボトル回収	102,545,454
		資源プラスチック回収	221,237,024
		資源回収	479,901,334
		リサイクルを通じた障害者の就労支援	3,794,560
		資源化センター管理運営	348,094,305

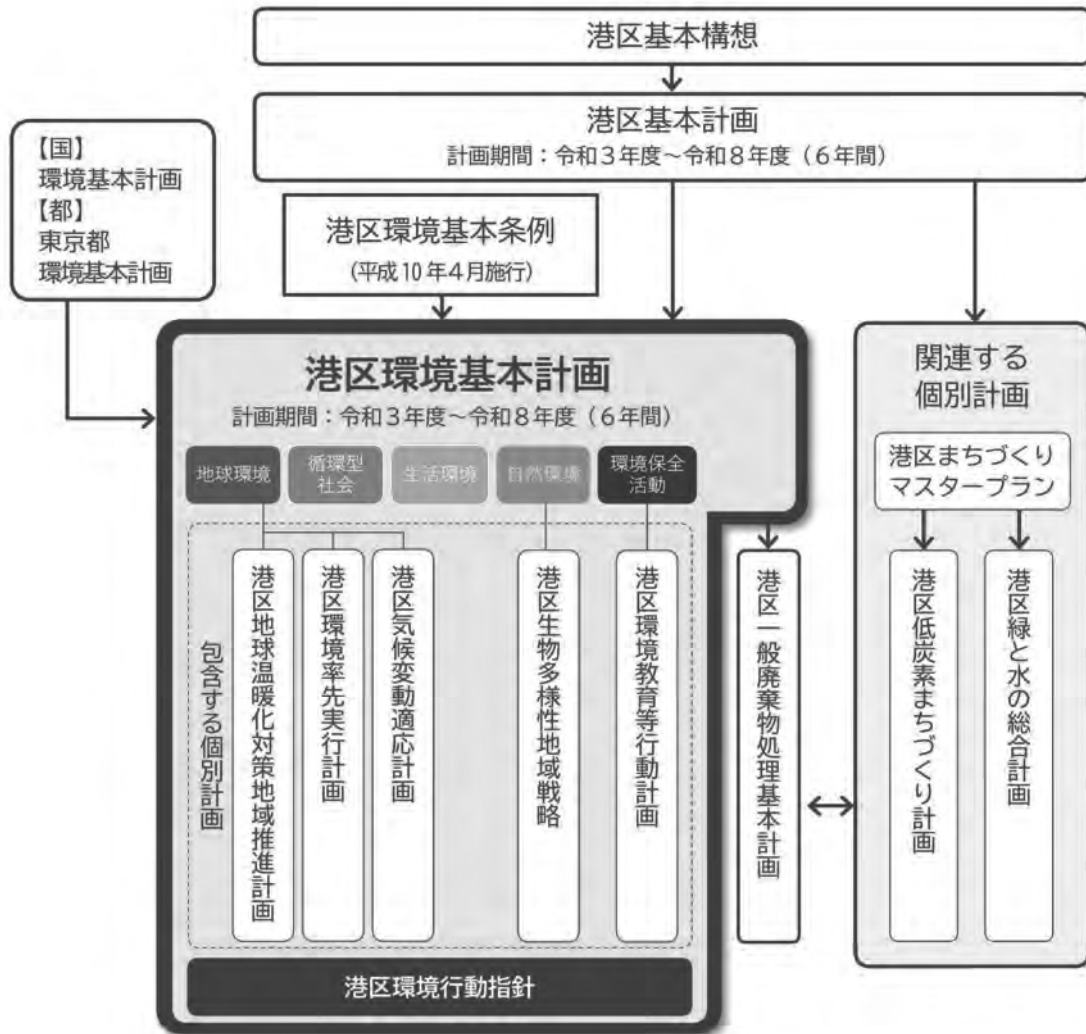
環境及び廃棄物処理に関する計画

港区環境基本計画

計画の位置付け

港区環境基本計画は、「港区基本計画」の基本政策の実現を図るための環境分野の計画であり、区の環境に関する取組の基本的な方向性を示すものです。

また、区、区民、事業者等が、めざす環境像の実現に向けて積極的に行動していくことができるよう、「港区環境基本条例」第8条に基づく「港区環境行動指針」についても、本計画の中に位置付けます。



計画期間

令和3年度～令和8年度

計画の対象範囲

- ① 地球環境
- ② 循環型社会
- ③ 生活環境
- ④ 自然環境
- ⑤ 環境保全活動

めざす環境像

多様な暮らし・活気・自然が調和する
持続可能な都市 みなと

個別計画の位置付け

本計画に包含する各個別計画の位置付けは、以下のとおりです。

なお、個別計画に関連する現状と課題の分析、取組ごとの事業予定又は取組の概要等の詳細は、「港区環境基本計画（別冊）」にまとめています。

<p>港区地球温暖化対策 地域推進計画</p>	<p>区内で排出される温室効果ガスのうち、最も多くを占める二酸化炭素を削減する施策を講じるために策定するものです。「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）第19条第2項に基づき、市町村が策定・実施するよう努めるものとされている「温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策」に該当します。</p>
<p>港区環境率先実行計画</p>	<p>区が事業者として温室効果ガス（二酸化炭素）を削減するため、「港区環境基本条例」に基づく環境行動指針に定める区がとるべき行動やその他の区の事務事業に係る環境行動を率先して実行するために策定するものです。</p> <p>温対法第21条に基づき、都道府県及び市町村に策定が義務付けられている、温室効果ガス排出量の削減のための措置に該当します。</p>
<p>港区気候変動適応計画</p>	<p>「気候変動適応法」第12条に基づき、市町村が策定するよう努めるものとされている「地域気候変動適応計画」に該当します。</p>
<p>港区生物多様性地域戦略</p>	<p>「生物多様性基本法」第13条に基づき、都道府県及び市町村が定めるよう努めなければならないとされている「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画」（生物多様性地域戦略）に該当します。</p>
<p>港区環境教育等行動計画</p>	<p>「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下「環境教育等促進法」という。）第8条に基づき、市町村が作成するよう努めるものとされている「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画」に該当します。</p>

基本目標

めざす環境像の実現に向け、本計画が対象とする範囲に示した分野に対応した5つの基本目標を定め、施策・取組を推進します。

基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応による安全・安心なまち

気候危機とも呼べる気候変動を強く認識し、直面している気候危機に立ち向かう行動を区民、事業者をはじめ、国や東京都とも連携して進め、2050年までに区内の温室効果ガスの排出実質ゼロを達成し、「脱炭素社会」の実現に貢献するとともに、更なる激甚化等が予想されている気候変動による影響への適応を進め、安全に安心して快適に暮らし働くことのできるまちの実現をめざします。

基本目標2 ごみを減らして資源が循環するまち

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、様々な環境問題を引き起こしています。区民・事業者自身が「ごみの排出者」としてこれらの問題の原因をつくっているという認識を共有し、ごみを減らす、排出ルールを守るという責任ある行動を促していくことで、ごみを減らして資源が循環するまちの実現をめざします。

基本目標3 健康で快適に暮らせるまち

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下、有害化学物質への対策を適切に行うとともに、開発事業等のまちづくりにおける周辺的生活環境への配慮を促すこと、区民・事業者等と協働して地域の環境美化活動に取り組むことで、誰もが健康で快適に暮らせるまちの実現をめざします。

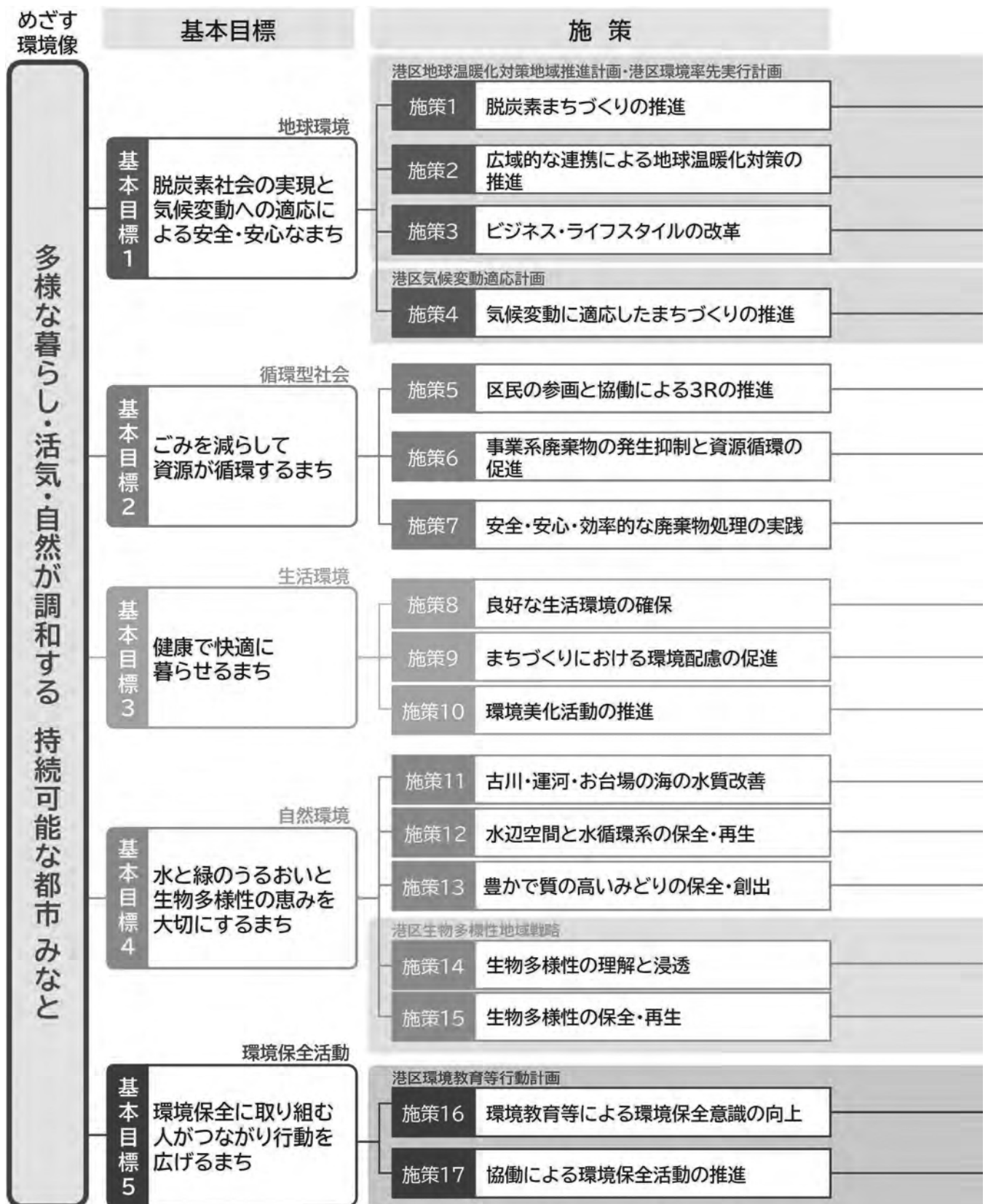
基本目標4 水と緑のうらおいと生物多様性の恵みを大切にするまち

2,000種以上もの多様な生きものがすむ大小様々な緑と水辺をつなぐエコロジカルネットワークを形成しながら、住む人、働く人、訪れる人、生きものがともに快適に過ごすことのできる、水と緑のうらおいと生物多様性の恵みを大切にするまちの実現をめざします。

基本目標5 環境保全に取り組む人がつながり行動を広げるまち

現在生じている様々な環境問題による負荷を次世代に残すことなく、良好な環境を引き継いでいくため、環境教育・環境学習を通じて一人ひとりの意識を高め、環境保全に取り組む人がつながり行動を広げるまちの実現をめざします。

計画の体系図



取組	関連するSDGsのゴール
<ul style="list-style-type: none"> ① 建築物の省エネルギー化とエネルギー利用の最適化 ② 再生可能エネルギーの導入拡大 ③ 多様な交通手段による移動の分散化 ④ 緑化による二酸化炭素の吸収 ⑤ 区有施設におけるゼロエミッション化の推進 	
<ul style="list-style-type: none"> ① 国産木材の活用促進 ② 森林整備による二酸化炭素の吸収 ③ 全国連携による再生可能エネルギー導入 	
<ul style="list-style-type: none"> ① 職場や家庭における省エネルギー行動の促進 ② 創エネルギー・省エネルギー機器等導入促進 ③ 水素エネルギーの普及促進 ④ ごみの排出抑制と資源化の促進 	
<ul style="list-style-type: none"> ① 自然災害のリスク軽減 ② 健康への影響に関する普及・啓発 ③ 暑熱対策・ヒートアイランド対策の推進 	
<ul style="list-style-type: none"> ① プラスチックの使用抑制と資源循環 ② 食品ロスの削減 ③ 資源回収の拡大 ④ 集団回収の促進 ⑤ リユースの促進 ⑥ 普及・啓発と環境学習の充実 	
<ul style="list-style-type: none"> ① 大規模建築物の自己処理責任の強化 ② 事業者に対する適切な指導と普及・啓発 ③ 食品廃棄物の削減 ④ 少量排出事業者の自己処理責任の強化 ⑤ 拡大生産者責任の強化 	
<ul style="list-style-type: none"> ① 地域特性に応じた収集サービスの展開 ② みなとリサイクル清掃事務所作業連絡所の改築 ③ 港資源化センターの機能強化 ④ 非常時及び災害時の対応力強化 	
<ul style="list-style-type: none"> ① 良好な大気環境の保全 ② 騒音・振動、悪臭などに対する指導の徹底と啓発の推進 ③ アスベスト対策の推進 ④ 有害化学物質等への対策の推進 	
<ul style="list-style-type: none"> ① 環境アセスメントの推進 ② 環境に配慮した適切なまちづくりの誘導 	
<ul style="list-style-type: none"> ① 地域の環境美化活動の普及・啓発 ② みなとタバコルールの推進 	
<ul style="list-style-type: none"> ① 古川の水環境改善 ② お台場の海及び運河の水質改善 	
<ul style="list-style-type: none"> ① 親水空間の充実 ② 健全な水循環系の保全・再生 	
<ul style="list-style-type: none"> ① 区民との協働によるみどりの保全・創出と普及・啓発 ② 民有地における多様な緑化の推進 ③ 公共空間における緑化の推進 	
<ul style="list-style-type: none"> ① 生物多様性の普及・啓発 ② 生物多様性の学びをととした環境学習の推進 ③ 多様な主体の連携による取組 	
<ul style="list-style-type: none"> ① ビオトープづくりとエコロジカルネットワークの形成 ② 生きものに配慮したまちづくりの推進 ③ 外来種の侵入・拡散の防止 ④ 生物多様性・自然環境に関する調査 	
<ul style="list-style-type: none"> ① 環境教育の推進と人材育成 ② 環境情報の発信と環境保全意識の向上 	
<ul style="list-style-type: none"> ① 環境保全活動の推進 ② 区民や事業者等の活動支援 	

統合的課題解決に向けた施策の展開

港区一般廃棄物処理基本計画

内 容

1 計画策定の目的

区内から発生する廃棄物の発生抑制を最優先に、再使用、再生利用を推進するとともに、廃棄物の適正処理などによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用されるまちづくりを推進し、区民の健康で快適な生活を確保することを目的としています。

2 計画の改定

平成 12 年度の清掃事業の区移管に伴い、平成 12 年度から平成 23 年度までの 12 年間の計画を策定しました。平成 16 年 4 月に、ごみの減量・リサイクルをより一層推進するための施策を再構築し、より地域特性にあった清掃・リサイクル事業を展開するため、「港区一般廃棄物処理基本計画」を改定し、計画期間を平成 16 年度から平成 23 年度までとしました。

平成 20 年 4 月には、プラスチックなどの資源化や 3 R の推進など、社会情勢の変化を踏まえ、「港区一般廃棄物処理基本計画」を見直しました。

平成 23 年度には、「排出者責任」の考え方と「拡大生産者責任」の考え方を重要視し、区民や事業者がともに推進する計画として、平成 24 年度から令和 3 年度までの 10 年間の計画期間となる「港区一般廃棄物処理基本計画（第 2 次）」（以下「前回計画」といいます。）を策定しました。

令和 2 年度には、前回計画に基づく取組の成果と課題に加え、より時代に即した施策を展開するため、改定時期を 1 年前倒し、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に定める「食品ロス削減推進計画」を包含した令和 3 年度を初年度とする「港区一般廃棄物処理基本計画（第 3 次）」を策定しました。

3 計画の期間

令和 3 年度から令和 14 年度までの 12 年計画として策定し、中間年度に当たる令和 8 年度に中間の見直しを行います。

4 港区一般廃棄物処理基本計画の位置付け

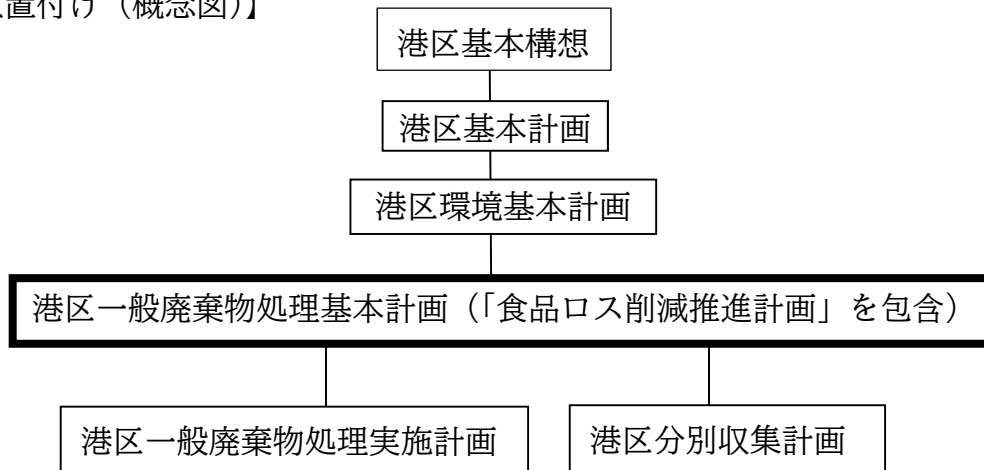
「港区基本構想」、「港区基本計画」などを踏まえて策定しています。

また、一般廃棄物処理基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める「港区一般廃棄物処理実施計画」、容器包装リサイクル法に基づく「港区分別収集計画」との整合を図っています。

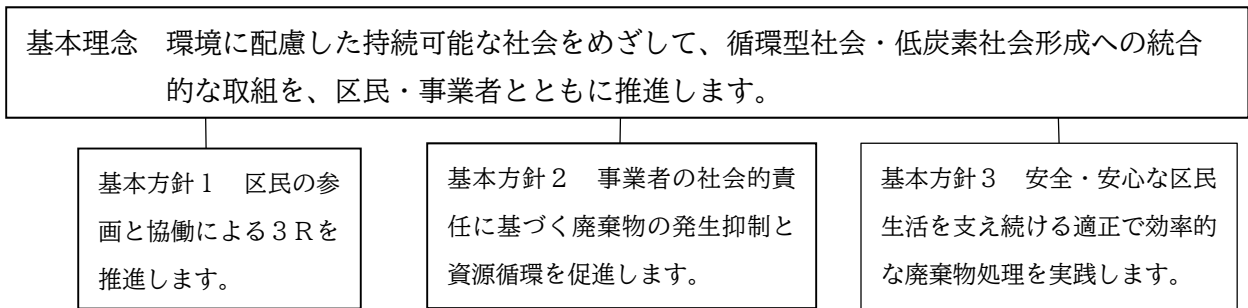
根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

【計画の位置付け（概念図）】



【港区一般廃棄物処理基本計画の施策体系】



	単位	実績値		目標値	
		(令和元年度)	中間年度 (令和8年度)	最終年度 (令和14年度)	
1 総排出量	年間量	t/年	179,221	164,500	151,800
	一人1日当たりの量	g/人・日	1,880.6	1,583	1,313
2 区収集可燃ごみ量	年間量	t/年	50,665	41,300	33,200
	一人1日当たりの量	g/人・日	531.6	397	287
3 可燃ごみへの資源混入割合		%	25.7	24	21
4 食品ロス発生量	年間量	t/年	5,287	3,800	2,600
	一人1日当たりの量	g/人・日	55.5	37	22
5 プラスチック排出量	年間量	t/年	12,658	12,100	11,600
	一人1日当たりの量	g/人・日	132.8	116	101
6 資源化率		%	29.3	40	50
7 資源回収量	年間量	t/年	22,353	30,100	36,700
	一人1日当たりの量	g/人・日	234.6	289	317
8 集団回収による資源回収量	年間量	t/年	5,643	6,800	7,700
	一人1日当たりの量	g/人・日	59.2	65	67
9 ごみと資源の分別状況		%	39.7	53	65
10 持込ごみ量		t/年	103,020	90,100	79,000
11 再利用計画書上の再利用率		%	紙類：60.0 厨芥類：14.0	紙類：66 厨芥類：20	紙類：72 厨芥類：25
12 温室効果ガスの排出量		t-CO2/年	22,372	18,300	14,900

- 目標達成に向けた取組
- | | |
|--------------------|------------------------------|
| 1 事業系ごみの発生抑制 | 5 持続可能な集団回収制度の構築 |
| 2 プラスチックの使用抑制と資源循環 | 6 安全・安心・便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善 |
| 3 食品ロスの削減 | 7 災害等への対応力の向上 |
| 4 資源回収の拡大 | 8 効果的な普及・啓発と環境学習の充実 |

環 境 課

環境審議会

環境課

概要

環境の保全に関する基本的事項について調査審議する区長の付属機関です。

内容

調査審議事項

- 1 環境基本計画に関すること。
- 2 一般廃棄物の処理に関する基本方針その他の重要事項
- 3 1、2に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項

委員構成

学識経験者4人以内、区民及び事業者7人以内、区議会議員3人以内で構成されています。

任期は2年です。

根拠法令等

港区環境基本条例

港区環境審議会規則

事業開始時期

平成10年4月

事業の実施状況（令和2年度）

年月	会議等	内容
令和2年5月20日(水)	第1回港区環境審議会 環境基本計画 地球温暖化対策部会	今後区が重点的に取り組むべき課題と解決に向けた方向性等について検討
	第1回港区環境審議会 環境基本計画 清掃・資源循環部会	
	第1回港区環境審議会 環境基本計画 自然環境部会	
	第1回港区環境審議会 環境基本計画 環境保全活動部会	
令和2年6月16日(火)	第2回港区環境審議会 環境基本計画 清掃・資源循環部会	第1回部会での意見集約結果の報告等
令和2年7月9日(木)	第2回港区環境審議会 環境基本計画 環境保全活動部会	答申案の検討

年月	会議等	内容
令和2年7月10日(金)	第3回港区環境審議会 環境基本計画 清掃・資源循環部会	答申案の検討
令和2年7月13日(月)	第2回港区環境審議会 環境基本計画 地球温暖化対策部会	
	第2回港区環境審議会 環境基本計画 自然環境部会	
令和2年8月6日(木)	第56回港区環境審議会	環境基本計画策定方針について説明 答申案の検討
令和2年8月28日(金)	第57回港区環境審議会	答申の検討、決定 答申
令和2年12月7日(月)	第58回港区環境審議会	環境基本計画(素案)について報告
令和3年3月26日(金)	第59回港区環境審議会	環境基本計画について報告

1 港区の環境アセスメント制度

概 要

大規模ビルの新築などの開発事業の際には、都市の生活環境の保全や創造への十分な配慮や事業の計画・実施に当たって区民の意見が適切に反映されることが必要です。

環境影響調査及びそれに伴う事後調査の手続を定めることにより、事業の実施に際し都市の生活環境の保全及び創造について適切な配慮がなされ、区民の健康で快適な生活を確保することを目的に環境影響評価（環境アセスメント）を行います。

港区環境アセスメント制度は、23区で唯一区の制度として、事業者が自主的に実施する環境影響調査に関する一連の手続を定めています。また、平成25年3月に、ビル風対策を強化するため「港区ビル風対策要綱」を制定しました。

区民の参加

（情報の提供）

事業者が作成する環境影響調査計画書、環境影響調査書案、環境影響調査書及び事後調査報告書は、その都度、環境課、各総合支所、みなと図書館及びホームページ上で縦覧又は閲覧に供されます。

（区民意見の提出）

区民は、縦覧期間中に、環境影響調査計画書及び環境影響調査書案について、都市の生活環境の保全及び創造の見地から区長に意見書を提出することができます。

内 容

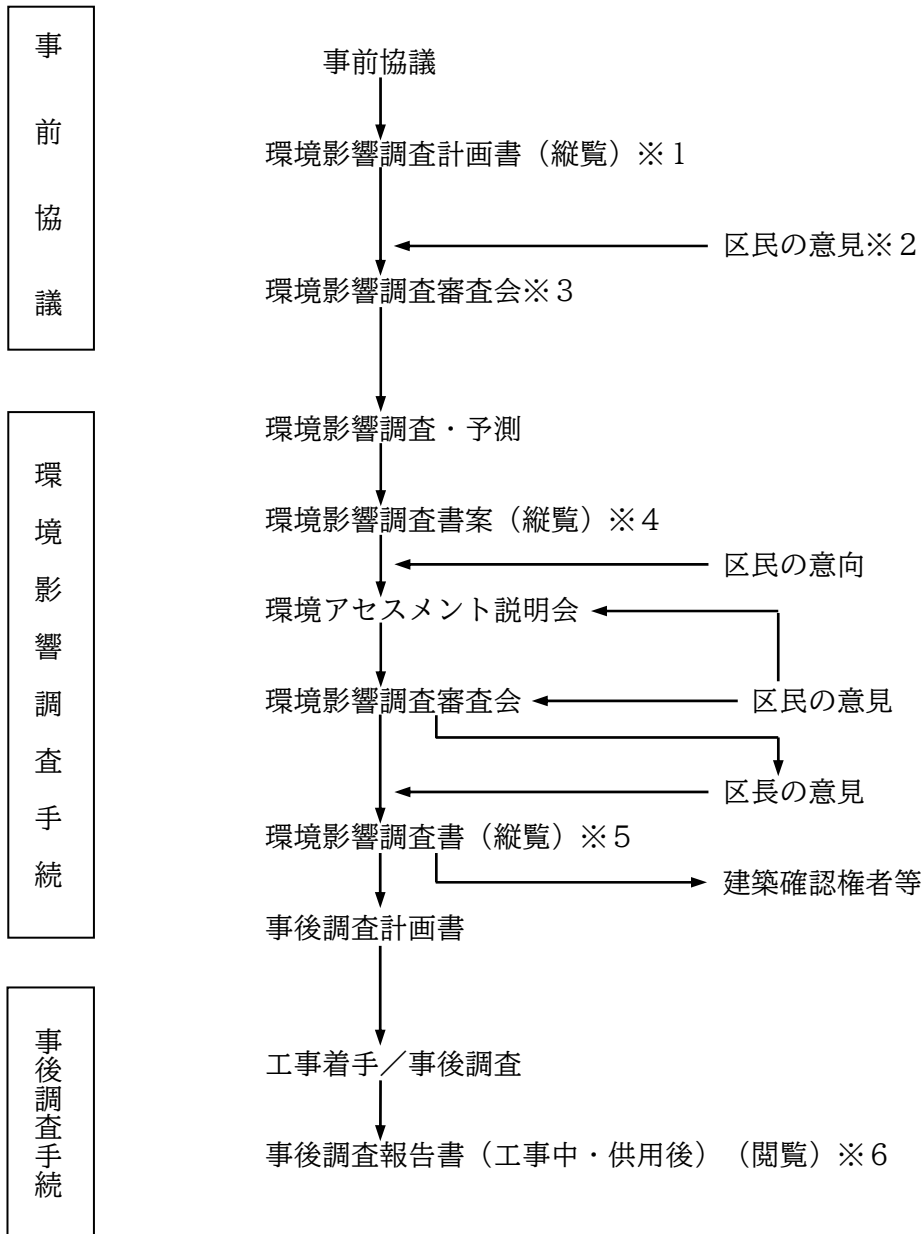
対象事業は、建築基準法上の建築物の新築で、延べ面積5万㎡以上（駐車場を含む。）のもの。

調査項目は、地域や建物の特性及び区民の意向等を考慮して下記の項目から選定します。

表1 環境調査項目

環境要素	環境調査項目
① 交通	自動車交通量、歩行者通行量、駐車場、自転車・自動二輪車駐車場、交通安全
② 資源・エネルギー・地球環境	リサイクル、地球温暖化の防止・エネルギー利用、ヒートアイランド現象の緩和
③ 大気	大気質、臭気
④ 水・土	水利用、排水、雨水、地形・地質（地盤沈下、地下水等を含む。）、土壌汚染
⑤ 静穏	音、振動、低周波音
⑥ 建造物影響	電波受信状態、風、日照、光
⑦ 植物・動物	緑、生物・生態系
⑧ 景観	都市景観
⑨ 史跡・文化財	史跡・文化財
⑩ 地域貢献等	地域活動・コミュニティ、公開空地等、防災・防犯、住民への説明、有害生物への対応、その他

<港区環境影響調査手続の流れ>



※1 環境影響調査計画書

事業者は、対象事業を計画したときは、計画内容に基づき、表1の調査項目について環境影響調査計画書を作成して、区長に提出します。また、事業が複数の街区に渡る場合には、複数の街区全体で環境に配慮した調査項目を選定します。区長は環境影響調査計画書を縦覧し、区民の意見を求めます。

※2 区民意見の提出

区民は、縦覧期間中に、環境影響調査計画書及び環境影響調査書案について、都市の生活環境の保全及び創造の見地から区長に意見書を提出することができます。

※3 港区環境影響調査審査会

環境影響調査に関する事項等を審査するため学識経験者で構成する「港区環境影響調査審査会」を設置しています。審査会は、環境影響調査計画書の内容や区長が環境影響調査書案に対する意見を作成するに当たり、専門的見地から意見を述べます。

※4 環境影響調査書案

事業者は、対象事業を実施しようとするときは、環境影響調査計画書に基づく区との事前協議等を経た上で、環境影響調査書案を作成し、区長に提出します。その後、「環境アセスメント説明会」を開催し、区民の意見を求めます。

※5 環境影響調査書

事業者は、区長及び区民の意見を踏まえて、環境影響調査書案に検討を加え、環境影響調査書を作成し区長に提出します。

※6 事後調査計画書と事後調査報告書

事業者は、事後調査計画書を作成し区長に提出します。そして、事後調査計画書に基づき工事中及び供用後に調査を実施し、事後調査報告書を区長に提出します。

根拠法令等

港区環境影響調査実施要綱

事業開始時期

平成7年10月

事業の実施状況（令和2年度）

環境影響調査計画書の縦覧件数	2件
環境影響調査書案の縦覧件数	4件
環境影響調査書の縦覧件数	2件
事後調査報告書（工事中・供用後）の閲覧件数	4件
※東京都アセスメント対象案件の縦覧件数（調査計画書1件）	

2 東京都の環境アセスメント制度

東京都の環境アセスメント制度は、東京都環境影響評価条例に基づき実施しており、東京都が策定する一定規模以上の事業の計画に対しては、計画段階における環境影響評価手続を実施しています。対象事業は、道路の新設、飛行場の設置、発電所又は送電線路、廃棄物の処理施設の設置又は変更、高層建築物の新築などです。

<都民の参加>

(1) 情報の提供

事業者が作成する「環境配慮書（計画段階）」及び「評価書案」の内容を周知するため縦覧期間中に説明会を開催し、「環境配慮書」、「環境影響評価調査計画書」、「環境影響評価書案」、「見解書」、「環境影響評価書」は縦覧に供され、「事後調査計画書」及び「事後調査報告書」を公表しています。

(2) 意見の提出等

都民は、「環境配慮書」、「環境影響評価調査計画書」及び「環境影響評価書案」について、環境保全の見地から意見を提出することができます。また、「環境配慮書」、「環境影響評価書案」及び「環境影響評価書案に係る見解書」について、都民の意見を聴くため、「都民の意見を聴く会」を開催します。なお、知事は、「環境配慮書」、「環境影響評価調査計画書」及び「環境影響評価書案」について、区長の意見を求めることとなっています。

3 国の環境アセスメント制度

国の環境アセスメント制度は、環境影響評価法に基づき、規模が大きな道路、空港等の13種類の事業を対象としており、その手続は、東京都環境影響評価条例に定められています。「環境影響評価方法書」、「環境影響評価準備書」及び「環境影響評価書」により、事業の実施に伴う環境影響について、広く情報提供が行われ、意見がある場合は、意見を述べるすることができます。

環境影響調査審査会

環境課

設置の目的と役割

港区環境影響調査審査会は、港区の環境影響調査及び事後調査に関する事項等を審査します。

審査会は、区長が環境影響調査書案に対する意見を作成するに当たり、専門的な見地から意見を述べます。

審査事項

- 1 環境影響調査計画書、環境影響調査書案及び事後調査に関すること。
- 2 その他環境影響調査に関すること。

審査会の委員構成

審査会は、学識経験を有する9名以内で構成されています。委員の任期は2年です。

根拠法令等

港区環境影響調査実施要綱

事業開始時期

平成7年10月

事業の実施状況（令和2年度）

開催回数 6回

※ 環境影響調査審査会は、港区環境影響調査実施要綱の対象となる規模（延べ面積5万㎡以上の建築物の新築）の事業について、事業者が環境影響調査計画書、環境影響調査書案等の審査対象となる図書を区に提出したときに開催されます。

概 要

「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」に基づき、区民をはじめ区内で活動する多くの団体や事業者との連携・協働による地域環境美化に配慮した取組や喫煙による迷惑を防止する取組を行っています。

内 容

1 港区環境美化推進協議会及び表彰

環境美化の推進や、喫煙による迷惑を防止するために必要な事項を協議する組織です。区民等、事業者、関係行政機関の職員及び区の職員で構成されています。

また、環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に貢献した区民等、事業者及び地域活動団体等を表彰しています。平成 30 年度から、みなとタバコルールの推進に貢献した事業者及び地域活動団体を表彰するみなとタバコルール賞を創設しました。

【港区環境美化推進協議会活動状況】

年度	開催日	内 容
2	令和2年5月11日 (書面会議)	港区環境美化推進協議会表彰審査(案)について、表彰審査会の構成割当(案)について、みなとタバコルールの取組について
	令和2年12月16日	表彰の被表彰候補者の決定について、活動報告について、みなとタバコルール推進・環境美化活動の取組についてほか

【表彰団体等】

年度	部門	賞	受賞者名
2	個人	環境美化表彰	渡部 富廣 氏
	団体	環境美化表彰	白金プラザ会
	みなとタバコ ルール部門	みなとタバコルール賞 銀賞	株式会社東幸
			株式会社 NEXTAGE GROUP

2 みなとタバコルール

平成 15 年度に「みなとタバコルール」の取組を開始し、指定喫煙場所の整備や地域との協働によるキャンペーン等の啓発活動を実施してきました。平成 26 年度には、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」で、港区内で暮らす人、働く人、訪れる人など全ての人を守るべきルールとして定め、たばこを吸う人も吸わない人も、誰もが快適に過ごせるまちを目指し、取組を行っています。

港区内で暮らす人や働く人、訪れる人など全ての人が守るべきルール

港区内全域の道路、公園、児童遊園、公開空地など屋外の公共の場所では、

- ①たばこの吸い殻をみだりに捨ててはならない。
- ②喫煙してはならない（指定喫煙場所を除く。）。
- ③公共の場所以外の場所において喫煙する場合に、公共の場所にいる人にたばこの煙を吸わせることがないよう配慮しなければならない。

港区内で事業活動を行う事業者の方が守るべきルール

- ④事業者が所有する敷地内で喫煙する場合でも、屋外の公共の場所にいる人がたばこの煙を吸わされることがないように、その敷地内の灰皿の移動又は撤去、喫煙場所の確保などの環境の整備を行わなければならない。
- ⑤従業員その他事業活動に関わる人に、①、②、③を遵守させるよう努めなければならない。

区民・来街者へのルールの浸透を図るため、地域との協働によるキャンペーン、路面シール・ポスター等によるPR、区内全域で路上・歩行喫煙者等へ巡回指導等の啓発活動を行っています。



■駅のポスター掲示



■配電ボックスの啓発表示



■街頭ビジョン



■喫煙場所シール



■路面シール



■巡回指導員

(1) 指定喫煙場所

たばこを吸う人も吸わない人も快適に過ごせるまちを目指し、指定喫煙場所を設置又は指定しています。

令和3年4月1日現在 指定喫煙場所数 92 か所 (屋外 44 か所、屋内 48 か所)



■品川駅港南口港南ふれあい広場指定喫煙場所(加熱式たばこ専用エリア併設)

(2) 屋内喫煙所設置費等助成

平成 25 年 4 月 1 日から一般開放可能な屋内喫煙所を設置する建築物の所有者等に対し、その経費を区が助成しています。平成 27 年度から、維持管理に係る経費の助成も開始しました。

年 度	28	29	30	元	2
設置費 助成件数 (件)	6	11	9	2	1
維持管理費 助成件数(件)	5	8	11	12	14

3 環境美化推進重点地区

吸い殻等の散乱を特に防止する必要があると認める地域や、区民、事業者が積極的に清掃活動等に取り組んでいる地域を、環境美化推進重点地区に指定し、標示板の設置等、吸い殻等の散乱を防止する施策を重点的に実施しています。

赤坂田町通り地区	青山通り地区	六本木交差点周辺地区
大門通り地区	新橋S L広場周辺地区	

4 環境美化推進員

地域の環境美化活動を積極的に行っている区民へ、清掃用具や着用品の貸出し・保険の加入などを支援しています。

5 ごみ拾いSNSを活用した環境美化活動の推進

新型コロナウイルス感染症拡大を背景に、「新しい生活様式」が提唱される中、人々が密集・密接を避け、参加者が一堂に会しない方法でも環境美化活動を推進していくことが求められています。

令和2年11月の1か月間、無料アプリのごみ拾いSNS「ピリカ」を活用して「みなとクリーンアップキャンペーン」を実施し、1,263人が港区内での清掃活動に参加し、76,632個のごみ拾いが投稿されました。



■「みなとクリーンアップキャンペーン」イベント画面とイベント案内



■「ピリカ」を活用した『芝地区クリーンアップキャンペーン』とアプリ画面

6 各地区での環境美化活動推進の取組

地域の区民、団体、事業者及び関係行政機関からなる「各地区環境美化活動推進協議会」が各地区で、パトロールや清掃、キャンペーン活動など自発的な活動を行っています。

【各地区環境美化活動推進協議会】

名 称	設置年月日
芝地区生活安全・環境美化活動推進協議会	平成16年4月1日
麻布地区の生活安全と環境を守る協議会	平成16年4月1日
赤坂青山安全・環境美化推進協議会	平成16年4月1日
高輪地区生活安全・環境美化協議会	平成16年5月14日 ※平成18年5月12日付、高輪地区生活安全活動推進協議会から名称変更 ※平成22年5月11日付、高輪地区生活安全・環境美化活動推進協議会から名称変更
芝浦港南地区安全・美化協議会	平成16年4月1日

【令和2年度各地区環境美化活動推進協議会活動状況】

芝地区生活安全・環境美化活動推進協議会

(1) 協議会 第1回 R2.7.22 ※
第2回 R3.2.10 ※
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面会議に変更

(2) 幹事会 第1回 R2.7.1
第2回 R3.1.26 ※
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面会議に変更

(3) 活動内容

①「芝地区クリーンキャンペーン～路上喫煙ゼロのまち！～」

(計2回・401名参加)

芝地区内の主要駅周辺にて、午前8時から午前9時30分まで、清掃活動、喫煙マナーの啓発活動、放置自転車や路上看板への警告札貼付活動、ガム痕の除去活動などを実施。

R2.4.9 浜松町駅・大門駅周辺 ※

R2.5.14 芝公園駅・赤羽橋駅周辺 ※

R2.6.11 虎ノ門駅・神谷町駅周辺 ※

R2.7.9 内幸町駅・御成門駅周辺 ※

R2.9.10 新橋駅・内幸町駅周辺 ※

R2.10.8 田町駅・三田駅周辺 191名参加

R2.11.12 虎ノ門駅・神谷町駅周辺 210名参加

R2.12.10 浜松町駅・大門駅周辺 ※

R3.2.18 田町駅・三田駅周辺 ※

R3.3.11 新橋駅・内幸町駅周辺 ※

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

②地域内の連携を図る取組

ア キャンペーンに3年間継続して年間2回以上参加した7の事業所等に感謝状を贈呈

イ キャンペーンの会場に「地域交流スペース」を設置

参加事業所の紹介ポスター、町会・自治会の紹介地図、地域のイベント情報、みなとタバコルールの周知、防災情報などをパネルに掲載

ウ 参加事業所に事務局の役割を分担（会場受付・活動用品の準備等）

③「小学校の通学路点検」活動状況

御成門小学校 R2.10.14

芝小学校 R2.11.30

赤羽小学校 R2.10.22

- (1) 協議会（全体会） 第1回 R2.6.12 ※
第2回 R3.3.17 ※
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面会議に変更

(2) 活動内容

① 生活安全分野

ア「六本木安全安心憲章PR&客引き防止キャンペーン」への参加

六本木地区安全安心まちづくり推進会議が「六本木安全安心憲章」の周知活動と客引き防止キャンペーンを開催。憲章の趣旨に賛同し協議会として参加。

第1回 R2.7.17

第2回 R2.12.17 を予定していたが、いずれも中止

イ「区民防犯研修会」の開催

地域のどこが危険なのか自分自身で判断する能力を身につけることを目的として、子どもたちと町会・自治会とともに犯罪機会論の講義とフィールドワークを実施。

R3.3.20 麻布区民協働スペース 8名参加

② 環境美化分野

「クリーンアップキャンペーン～路上喫煙・放置自転車・落書きをなくそう」の実施

麻布十番駅周辺及び六本木駅周辺の路上喫煙、放置自転車及び落書きを無くすため、キャンペーンを実施。

第1回 R2.11.18 麻布十番駅周辺 71名参加

※みなとタバコルール一斉キャンペーンと共催

- (1) 協議会 第1回 書面会議 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため)
 第2回 R2.12.3 46名参加
 第3回 書面会議 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため)

- (2) 地域安全講習会 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(3) 活動内容

- ① 生活安全パトロール活動状況 (計2回 36名参加)
 R2.10.26 (24名) R2.12.26 (12名)

② 「地域清掃活動」への参加

毎月第2・4金曜日	午前9時～	青山表参道商店会
毎月第2金曜日	午前9時～	青山三・四丁目商店会
毎月第2・4金曜日	午前9時～	青山外苑前商店街振興組合
毎月第3金曜日	午前10時～	青山一丁目町会
毎月第2・4水曜日	午後12時15分～	エスプラナード赤坂商店街振興組合
毎月第1水曜日	午後6時～	赤坂通り商店会
毎月第1金曜日	午前9時～	赤坂地区総合支所周辺
毎月第2火曜日	午前8時30分～	グリーンバードTBS横
毎月15日	午前10時～	南青山一丁目町会

③ 「赤坂青山美しいまちマナーのまち」キャンペーンへの参加

日 程		実施場所	日 程		実施場所
4月	16日	溜池山王駅 (※中止)	11月	12日	赤坂駅
	17日	青山一丁目駅 (※中止)		27日	表参道駅
5月	21日	赤坂見附駅 (※中止)	12月	17日	溜池山王駅
	22日	外苑駅前 (※中止)		18日	青山一丁目駅
6月	25日	赤坂駅 (雨天中止)	1月	21日	赤坂見附駅 (※中止)
	26日	表参道駅		22日	外苑前駅 (※中止)
9月	17日	溜池山王駅	2月	25日	赤坂駅
	18日	青山一丁目駅		26日	表参道駅 (※中止)
10月	22日	赤坂見附駅	3月	18日	溜池山王駅
	23日	外苑前駅 (雨天中止)		19日	青山一丁目駅

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

- ④ 「社会を明るくする運動」への参加
 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

- ⑤ 落書き消去活動 落書き発見作業 6回
 落書き消去活動 5回

- (1) 協議会総会 R2. 5.18 (書面会議)
- (2) 全体役員会 R2. 4.22 (書面会議)
- (3) 部会長会 第1回 R2. 4. 8 (書面会議) 第2回 R2. 7.21
第3回 R3. 3.30 (書面会議)
- (4) 活動内容
 - 部会活動(4部会に分け活動)
 - ① パトロール専門部会
 - ア 夏の夜間パトロール (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)
 - イ 落書き消しキャンペーン
第1回 R2.11. 9 (18名)
 - ウ あんしん・きれい (防犯) パトロール (全2コース実施 31名参加)
第1回 R2.12. 2 (雨天中止) 第2回 R2.12. 3 (31名)
 - エ 春のパトロール (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)
 - ② 道路・公園専門部会
 - 通学路点検 (合計 55名参加)
高輪地区内の小学校の通学路点検を道路管理者 (まちづくり課)、交通管理者 (三田・高輪警察署)、学校、PTA、地元町会等と春・秋の2回実施。
 - ・御田小学校 R2.10.30 (12名)
 - ・高輪台小学校 R2.10.21 (17名)
 - ・白金小学校 R2.10.30 (11名)
 - ・白金の丘小学校 R2.11.11 (15名)
 - ③ 自転車・バイク対策専門部会
 - ア 自転車交通安全対策イベント
 - ・春の交通安全啓発活動
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
 - ・秋の交通安全啓発活動
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
 - ・交通安全教室
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
 - ・自転車交通ルール学習
R3. 3.12 自転車交通ルール動画視聴 3名参加
 - イ 自転車損害賠償保険等加入促進啓発
 - ・自転車損害賠償保険等の加入を周知するためのチラシ配布及び啓発
R3. 2. 5 地区内幼稚園・保育園等
32か所にチラシ及びリーフレットを郵送配布

④ 環境美化専門部会

ア 環境美化活動・キャンペーン

- ・京急グループCSR活動支援

R2.4.2 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

- ・品川駅高輪口周辺みなとクリーンアップキャンペーン みなとタバコルール一斉キャンペーン

(みなとタバコルール一斉キャンペーン)

R2.11.12 63名参加

- ・白金高輪駅周辺クリーンアップキャンペーン

R3.3.3 8名参加

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため役員のみで実施

イ 打ち水

- ・あっぷリングたかなわ打ち水大作戦！2020

第一弾 魚らん銀座商店会協同組合主催

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

第二弾 亀塚公園、高輪公園、白金台どんぐり児童遊園

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

第三弾 白金商店会主催

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

- (1) 協議会 第1回 書面会議
第2回 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
第3回 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
- (2) 活動内容
 - ① 生活安全活動
 - 防犯パトロール
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
 - ② 環境美化推進活動
 - ア クリーンアップキャンペーン(地域清掃活動)
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
 - イ みなとタバコルール啓発活動
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
 - ウ みなとタバコルール一斉キャンペーン
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

根拠法令等

港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例
港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例施行規則
港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例に基づく表彰実施要綱
港区屋内喫煙所設置費等助成要綱
港区指定喫煙場所の設置等に関する要綱

概 要

東日本大震災による福島第一原子力発電所事故以来、子どもたちの安全・安心をより確かなものとし、保護者をはじめとする区民の皆さんの不安を少しでも解消できるよう、放射能・放射線対策を実施しています。

また、「港区放射性物質除染実施ガイドライン」を平成23年11月1日に策定し、「区有地、区有施設における追加被ばく線量が地表から5センチメートルの高さで年間1ミリシーベルト(毎時0.23マイクロシーベルト)以下とする。」ことを目標とした区有地、区有施設における区の除染基準を設けています。

内 容

放射線モニタリングポスト

- ① 運用期間 平成24年4月から令和3年3月まで
 ② 設置場所 港区役所及びお台場学園港陽小・中学校

※福島第一原子力発電所事故に起因する放射能・放射線対策として、検体等の放射能・放射線量を個別に測定する次の取組等は、平成29年度で終了しました。

- ・区有施設等の砂場及び広場の地表近くの放射線量測定
- ・給食の放射能測定
- ・牛乳の放射能測定
- ・放射線測定機器の貸出

事業の実施状況

区分	年度	28	29	30	元	2
放射線モニタリングポスト (港区役所) ※1	年平均値 (単位:マイクロシーベルト/時)	0.075	0.069	0.071	0.069	0.070
放射線モニタリングポスト (お台場学園港陽小・中学校) ※1		0.043	0.042	0.041	0.041	0.041
区有施設等の砂場及び広場の地表 近くの放射線量測定 ※2	延べ 測定回数	207	207	—	—	—
給食の放射能測定 ※2		307	317	—	—	—
牛乳の放射能測定 ※2		276	277	—	—	—
放射線測定機器の貸出 ※2	貸出件数	6	0	—	—	—

※1 令和3年3月終了

※2 平成30年3月終了

概要

事業活動に伴って発生する公害を未然に防止するため、一定規模以上の事業場には、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(以下「環境確保条例」という。)により、規制基準の遵守と各種届出が義務付けられています。

区では、環境確保条例に基づく「工場」の設置認可申請、「指定作業場」の設置届出などの受付・審査を行い、騒音・振動などの規制基準を守るよう指導を行っています。

内容

工場

定格出力の合計が2.2kW以上の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業を常時行う事業場。または、2.2kW未満であっても一定の作業(印刷、製本、金属の打抜き・切断、ドライクリーニングなど)を常時行う事業場。

設置(変更)に当たっては、規制基準を遵守するとともに、設置(変更)認可申請が必要です。

指定作業場

20台以上の自動車駐車場、ガソリンスタンド、ボイラーなどを有する事業場。
設置(変更)に当たっては、規制基準を遵守するとともに、設置(変更)届出が必要です。

根拠法令等

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)

事業の実施状況

1 地区別工場・指定作業場数

(令和3年3月31日現在)

地区	工場	指定作業場
芝	189	580
麻布	138	294
赤坂	40	312
高輪	251	221
芝浦港南	78	247
計	696	1,654

2 年度別工場・指定作業場数

(各年度末日現在)

年度	工場	指定作業場
28	740	1,665
29	728	1,639
30	724	1,649
元	707	1,647
2	696	1,654

3 年度別工場設置・変更件数

(各年度末日現在)

年度	設置認可	変更認可
28	1	2
29	2	2
30	7	0
元	3	0
2	3	0

4 年度別指定作業場設置・変更件数

(各年度末日現在)

年度	設置届	変更届
28	25	4
29	23	4
30	26	3
元	20	7
2	31	0

概 要

騒音規制法・振動規制法では、一定規模以上の出力がある送風機や印刷機械などを「特定施設」と定め規制の対象としています。特定施設を設置又は変更しようとする設置者は、事前の届出及び規制基準の遵守が義務付けられています。

内 容

主な特定施設（特定施設を設置する事業場を「特定工場等」といいます。）

【騒音規制法】

- ・ 金属加工機械（圧延機械、プレス機、切断機など）
- ・ 空気圧縮機及び送風機
- ・ 木材加工機械（丸のこ盤、かんな盤など）
- ・ 印刷機械 など

【振動規制法】

- ・ 金属加工機械（プレス機など）
- ・ 圧縮機
- ・ 木材加工機械（ドラムバーカーなど）
- ・ 印刷機械 など

根拠法令等

騒音規制法、振動規制法

事業の実施状況

1 地区別特定工場等（令和3年3月31日現在）

地区	騒音規制法	振動規制法
芝	552	73
麻 布	209	33
赤 坂	273	8
高 輪	155	52
芝浦港南	220	52
計	1,409	218

2 年度別設置・廃止届出件数

(各年度末日現在)

年度	騒音規制法		振動規制法	
	設置	廃止	設置	廃止
28	22	12	1	4
29	26	16	1	8
30	21	10	1	4
元	25	13	0	3
2	20	10	2	4

概要

騒音規制法・振動規制法では、建設作業として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業を「特定建設作業」として政令で定めています。

内容

主な特定建設作業

【騒音規制法】くい打ち機、さく岩機（ジャイアントブレイカー、ハンドブレイカーなど）、空気圧縮機などを使用する作業

【振動規制法】くい打ち機、ブレイカー（ジャイアントブレイカーなど）などを使用する作業

※一部対象とならない作業もあります。

特定建設作業の勧告基準（通常作業の場合）

・基準値（敷地境界）	騒音：85dB	振動：75dB
・1日の作業時間	10時間以内	
・連続作業の期間	6日以内	
・作業の時間帯	7時から19時まで	
・夜間・深夜・日曜・祝日作業	禁止	

特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、事前の届出が義務付けられています。

また区は、解体工事の騒音や振動等による近隣紛争を未然に防ぐため、届出を行う施工者に対し、「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」を守るよう指導しています。

根拠法令等

騒音規制法、振動規制法

港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱

事業の実施状況

1 地区別届出件数（令和3年3月31日現在）

区分 地区	騒音規制法	振動規制法
芝	212	148
麻布	112	80
赤坂	100	64
高輪	99	66
芝浦港南	64	38
計	587	396

2 年度別届出件数（各年度末日現在）

区分 年度	騒音規制法	振動規制法
28	605	380
29	588	386
30	604	397
元	673	469
2	587	396

概要

アスベストを含有する吹付け材・保温材等が使用されている建築物等の解体・改修工事の施工に当たっては、事前の調査・届出及び飛散防止措置が義務付けられており、区では規制・指導を行っています。

内容

建築物等の解体等に当たっては、アスベストの使用の有無を事前に確認し、アスベスト含有建材の使用がある場合は、関連法令を遵守し、周辺環境へのアスベスト飛散防止策を図る必要があります。

また、届出要件に該当するアスベスト含有建築物解体等工事の施工者は、事前の届出が必要です。

区では、独自に「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」を定め、工事施工者にアスベスト事前調査結果報告書の提出を指導することで、アスベストの飛散防止と近隣紛争の予防に努めています。

根拠法令等

大気汚染防止法

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)

港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱

事業の実施状況

1 地区別届出件数(令和2年度)

地区	環境確保条例	大気汚染防止法
芝	56	58
麻布	31	33
赤坂	57	57
高輪	20	20
芝浦港南	13	13
計	177	181

2 年度別届出件数

年度	環境確保条例	大気汚染防止法
28	140	143
29	152	152
30	202	203
元	213	221
2	177	181

3 石綿事前調査結果報告件数

年度	解体	改修	計
28	448	61	509
29	442	84	526
30	581	83	664
元	519	64	583
2	343	76	419

概要

土壌汚染対策法や環境確保条例では、一定の条件を満たす場合に、土壌汚染の状況を調査することが義務付けられています。区では、環境確保条例第116条に基づく届出の受付・審査などの事務を行っています。

内容

環境確保条例に基づく工場・指定作業場の設置者で、有害物質を取り扱い、又は取り扱ったことがある者は、廃止・除却時に土壌汚染の調査・報告が義務付けられています。

調査の結果、汚染が認められた場合は、拡散防止措置を講じる必要があり、計画書・完了届の提出が義務付けられています。

根拠法令等

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

事業の実施状況

年度別届出件数

土壌汚染対策の流れ（環境確保条例第116条）

【土壌汚染状況調査報告書】

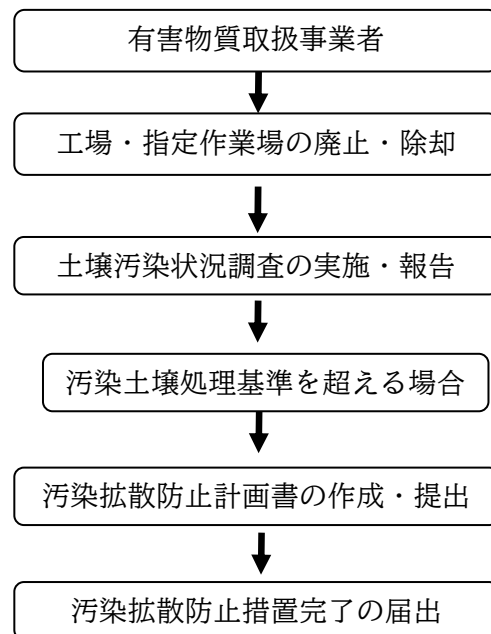
28年度	8
29年度	9
30年度	3
元年度	6
2年度	5

【汚染拡散防止計画書提出書】

28年度	5
28年度	7
30年度	1
元年度	3
2年度	0

【汚染拡散防止措置完了届出書】

28年度	4
29年度	5
30年度	3
元年度	3
2年度	2



概要

健康への影響や環境汚染が懸念される化学物質を取り扱う事業者が、自ら環境への排出量を把握し、削減に向けた取組を進めることを目的とし、「化学物質排出把握管理促進法（P R T R法）」が平成 13 年 4 月に施行されました。

同年 10 月の環境確保条例の改正により、工場・指定作業場の設置者のうち、化学物質の年間取扱量が 100 kg以上の事業所は、毎年「適正管理化学物質使用量等報告書」の提出が義務付けられています。さらに従業員数が 21 人以上の事業所は「化学物質管理方法書」（初回及び変更時のみ）の提出が義務付けられており、区では届出の受付を行っています。

報告対象となる主な化学物質

- ・ 印刷業で使用されるインキ、溶剤などに含まれるトルエン、イソプロピルアルコール
- ・ ガソリンスタンドで貯蔵されているガソリン中に含まれるトルエン、キシレン、ベンゼン
- ・ クリーニング業で使用される洗浄剤などに含まれるテトラクロロエチレンなど条例で定める 59 物質が対象です。

根拠法令等

化学物質排出把握管理促進法（P R T R法）
 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

事業の実施状況

年度別受付件数

【適正管理化学物質使用量等報告書】

28 年度	34
29 年度	28
30 年度	30
元年度	30
2 年度	30

【化学物質管理方法書】

28 年度	1
29 年度	0
30 年度	1
元年度	0
2 年度	0

概 要

区では、悪臭防止法及び環境確保条例に基づき、悪臭を発生するおそれのある事業場等について立入り、臭気調査を実施しています。

調査の結果、基準に適合しない場合は、設置者に対して改善指導を行います。

内 容

環境確保条例に基づく指定作業場のうち、2か所の事業場で調査を行っています。

調査に当たっては、事業場の排気口又は敷地境界にて試料を採取し、決められた方法（「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」平成7年環境庁告示第63号）により測定を行います。

根拠法令等

悪臭防止法

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

事業の実施状況

1 中央卸売市場食肉市場（港南二丁目）

【採取地点：最終排出口】（規制値：24）

年度	臭気指数	改善指導
28	17	無
29	30(19)	有(無)
30	25(22)	有(無)
元	16	無
2	24	無

【採取地点：敷地境界南側】（規制値：12）

年度	臭気指数	改善指導
28	10 未満	無
29	10 未満	無
30	10 未満	無
元	10 未満	無
2	10 未満	無

※29年度、30年度（ ）内は再調査結果

2 芝浦水再生センター（港南一丁目）

【採取地点：入口】（規制値：12）

年度	臭気指数	改善指導
28	10 未満	無
29	10 未満	無
30	10 未満	無
元	10 未満	無
2	10 未満	無

【採取地点：敷地境界東側】（規制値：12）

年度	臭気指数	改善指導
28	10 未満	無
29	10 未満	無
30	10 未満	無
元	10 未満	無
2	10 未満	無

公害の規制・指導
(8) 公共用水域放流事業場排水調査

環境課

概要

古川・運河等の公共用水域に排水を放流する事業場に対して、立入調査による水質分析を実施しています。

内容

港区は、下水道がほぼ完備されており、排水規制は東京都下水道局が行っています。しかし、一部に運河等公共用水域に排水を放流している事業場があるため、区では定期的に立入調査を実施しています。調査の結果、環境確保条例等に定める基準に適合しない場合は、設置者に対して改善指導を行います。

調査に当たっては、事業場から出る排水を採取し、決められた方法（「排水基準に係る検定方法」昭和49年環境庁告示第64号）による分析を行います。

根拠法令等

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

事業の実施状況

【立入調査・分析実施事業場数】

年度	事業場数	改善指導
28	7	無
29	7	無
30	7	無
元	7	無
2	7	無

【分析項目】

- ・ pH（水素イオン濃度）
- ・ SS（浮遊物質量）
- ・ COD（化学的酸素要求量）
- ・ 大腸菌群数
- ・ n-ヘキサン抽出物質量
- ・ 全窒素
- ・ 全リン
- ・ 透視度

公害の規制・指導
 (9) 地下水揚水施設

環境課

概 要

環境確保条例に定める地下水揚水施設の設置者は、地盤沈下対策として、年に1度、揚水量報告書の提出が義務付けられています。

根拠法令等

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

事業の実施状況

地区別揚水施設設置事業所数

地区 \ 年度	28	29	30	元	2
芝	28	29	30	30	32
麻布	16	17	17	17	18
赤坂	19	18	18	19	19
高輪	9	9	9	9	9
芝浦港南	4	5	5	6	6
計	76	78	79	81	84

概要

自動車騒音・振動について定期的に測定を実施し、環境基準の達成状況などを調査しています。

内容

自動車騒音は、自動車のエンジン音や排気音などの合成音です。一般に、速度・交通量・大型車の台数などに比例して騒音が大きくなります。

区では、騒音規制法第 18 条に基づき、区内の幹線道路における自動車騒音を測定し、環境基本法に定める環境基準の達成状況を調査しています。

また、騒音規制法第 17 条、振動規制法第 16 条に定める要請限度についても調査を行っています。

根拠法令等

環境基本法、騒音規制法、振動規制法

事業の実施状況

1 常時監視調査結果（令和 2 年度）

《幹線道路沿の環境基準》 昼 70dB 夜 65dB

No.	調査地点	騒音レベル (dB)	面的評価 達成率(%)
1	赤坂 3-1 地先 (一般国道 246 号線)	69	100
		66	100
2	北青山 1-2 地先 (一般国道 246 号線)	65	100
		63	100
3	白金台 1-1 地先 (白金台町等々力線)	65	100
		60	100
4	赤坂 1-1 地先 (霞ヶ関渋谷線)	74	78
		72	58
5	六本木 2-2 地先 (霞ヶ関渋谷線)	72	67
		70	55
6	南青山 6-10 地先 (霞ヶ関渋谷線)	67	72
		63	67
7	高輪 2-15 地先 (高輪麻布線)	65	100
		61	100
8	白金 1-29 地先 (高輪麻布線)	66	100
		60	100
9	東新橋 1-9 地先 (新橋日の出ふ頭線)	65	-
		61	-
10	海岸 1-10 地先 (新橋日の出ふ頭線)	65	83
		60	83
11	東新橋 1-9 地先 (新橋日の出ふ頭線)	66	100
		61	100
12	西麻布 1-15 地先 (区道 1106 号線)	64	100
		59	100
13	港南 4-5 地先 (区道 1164 号線)	60	100
		55	100

※上段…昼 下段…夜

※下線は環境基準の超過を表しています。

※面的評価達成率とは、評価対象戸数（評価区間での基準点敷地境界から 50m の範囲の総戸数）に占める環境基準達成戸数の割合をいいます。

2 要請限度調査結果（令和 2 年度）

《要請限度》

騒音 昼 75dB 夜 70dB

振動 昼 70dB 夜 65dB

(No.4 を除く。)

昼 65dB 夜 60dB (No.4)

No.	調査地点	騒音レベル (dB)	振動レベル (dB)
1	白金台 1-2 地先 (一般国道 1 号線)	64	43
		59	37
2	東麻布 2-31 地先 (環状 3 号線)	67	39
		62	37
3	白金台 5-11 地先 (北品川四谷線/ 高速 2 号目黒線)	67	43
		64	38
4	西麻布 3-12 地先 (都道 418 号線)	69	40
		67	35
5	港南 3-9 地先 (都道 316 号線)	71	57
		68	54
6	高輪 2-13 地先 (一般国道 15 号線)	68	42
		65	38
7	北青山 3-3 地先 (一般国道 246 号線)	65	41
		63	38
8	西麻布 3-21 地先 (都道 412 号線/ 首都高速 3 号線)	72	45
		70	46

※上段…昼 下段…夜

概要

公害は、区民の日常生活に悪影響を及ぼす切実な問題です。区では、苦情の申立てがあった場合、現場調査を行い、公害の発生状況等の確認を行います。その上で、必要に応じ発生源に対する指導等を行い問題の解決に努めています。

最も多い苦情は、建設工事の騒音・振動に関する苦情です。近年はアスベストに関する苦情が増加傾向にあります。

平成 18 年度からは、苦情・相談の受付や処理業務を各総合支所に移管し、環境課と連携し対応に当たっています。

公害の種類

- ・大気汚染 ・悪臭 ・騒音 ・振動 ・土壌汚染 ・水質汚濁 ・地盤沈下
- ・その他

根拠法令等

- ・大気汚染防止法 ・悪臭防止法 ・騒音規制法 ・振動規制法
- ・土壌汚染対策法 ・水質汚濁防止法
- ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

事業の実施状況

1 地区別・発生源別件数（令和 2 年度）

地区	建設苦情	一般苦情
芝	66	66
麻布	63	70
赤坂	43	43
高輪	58	21
芝浦港南	36	18
計	266	218

2 地区別苦情件数

地区	28	29	30	元	2
芝	16	22	88	87	132
麻布	56	74	78	106	133
赤坂	39	54	39	40	86
高輪	76	32	45	66	79
芝浦港南	24	26	19	39	54
計	211	208	269	338	484

3 種類別苦情件数

区分	28	29	30	元	2
大気汚染	19	14	25	35	31
悪臭	14	18	42	45	53
騒音	149	142	169	228	360
振動	28	34	17	42	52
その他	30	18	19	28	47
計	240	226	272	378	543

4 地区別カラス苦情件数（*）

地区	28	29	30	元	2
芝	14	10	15	9	13
麻布	20	8	2	15	17
赤坂	4	4	6	9	14
高輪	8	19	12	4	23
芝浦港南	14	24	19	12	25
計	60	65	54	49	92

※発生源で公害の種類が重複する場合があるので「2 地区別苦情件数」より「3 種類別苦情件数」の年度別計が多くなります。

*まちづくり課が道路・公園管理として行っているカラス対応も含んでいます。

概 要

令和2年3月29日より、羽田空港において新飛行経路の運用が開始されました。南風運用時の開始以降、区民からは、騒音等に対する不安の声が寄せられています。区は、区民の不安を解消するため、区独自の騒音測定調査を行い、騒音による影響を把握するとともに、国（国土交通省）に対し、その結果を示し、騒音・落下物対策や新ルートに限らず飛行経路に係る様々な運用の検討等に取り組むよう求めています。

内 容

南風運用時における新飛行経路の航路下において、複数の公共施設で航空機の騒音測定調査を行っています。また、国に対して要請を行いました。

根拠法令等

環境基本法

事業開始時期

令和2年5月

事業の実施状況

区による騒音測定

年度	実施回数及び月	施設数
2	2回	5月 2か所
		9月 5か所

区から国に対する要請

年度	要請回数	主な要請内容
2	3回	騒音対策、安全対策、住民説明会等、飛行経路に係る運用等

環境調査

(1) 大気汚染環境総合測定局監視システム

環境課

概要

大気汚染物質には、主に工場、事業場などの固定発生源から排出されるもの（硫黄酸化物、炭化水素等）と、主に自動車などの移動発生源から排出されるもの（窒素酸化物、浮遊粒子状物質等）があります。

区では、大気汚染の状況を監視するために環境総合測定局を設置し、二酸化硫黄、窒素酸化物、粒子状物質、光化学オキシダント等の大気汚染物質を常時測定しています。

事業開始時期 昭和 55 年 12 月（常時監視する測定局の設置）

内容

環境総合測定局の概要、及び令和 2 年度の大気汚染物質の環境基準等の達成状況や調査結果は次のとおりです。なお、麻布局の令和 2 年度分データについては、局舎の故障につき確定していません。

【環境総合測定局の概要】

測定局	一の橋	赤坂	芝浦	麻布	港南
所在地	東麻布 3-9-1 一の橋公園内	赤坂 7-3-39 高橋是清翁 記念公園内	海岸 2-1-27 末広橋児童 遊園脇	西麻布 3-12-1 筈公園内	港南 4-3-28 港南小学校内
用途地域	商業	第二種中高層 住居専用	準工業	第一種住居	第一種住居
設置年月日	昭和 55.12.19	昭和 57.3.18	昭和 58.2.21	昭和 59.2.20	平成 9.4.1
測定局別の 測定物質	二酸化硫黄 (SO ₂)				二酸化硫黄 (SO ₂)
	一酸化炭素 (CO)				
	浮遊粒子状物質 (SPM)	浮遊粒子状物質 (SPM)	浮遊粒子状物質 (SPM)	浮遊粒子状物質 (SPM)	浮遊粒子状物質 (SPM)
	光化学オキシダント (Ox)	光化学オキシダント (Ox)	光化学オキシダント (Ox)	光化学オキシダント (Ox)	光化学オキシダント (Ox)
	二酸化窒素 (NO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)
	非メタン炭化水素 (NMHC)				
	一酸化窒素 (NO)	一酸化窒素 (NO)	一酸化窒素 (NO)	一酸化窒素 (NO)	一酸化窒素 (NO)
	メタン (CH ₄)				
	微小粒子状物質 (PM _{2.5})	微小粒子状物質 (PM _{2.5})	微小粒子状物質 (PM _{2.5})		

【大気汚染の環境基準等の達成状況】（令和2年度） ○は達成、×は未達成

測定項目	環境基準	測定局				
		一の橋	赤坂	芝浦	麻布	港南
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下で、かつ、1時間値が0.1ppm以下。	○	/	/	/	○
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下で、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下。	○	/	/	/	/
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下で、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下。	○	○	○	-	○
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下。	×	×	×	-	×
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、又はそれ以下。	○	○	○	-	○
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下で、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下。	○	×	×	/	/

測定項目	光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針	一の橋局
非メタン炭化水素 (NMHC)	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。(S51.8.13通知)	×

※ 一酸化窒素及びメタンに大気汚染の環境基準及び指針はありません。

【大気汚染の環境基準等の達成状況及び数値】（平成28～令和2年度）○は達成、×は未達成
数値は年間平均値を表示。ただし、光化学オキシダントは1時間値の最高値を表示。

項目	年度	一の橋	赤坂	芝浦	麻布	港南					
二酸化硫黄 (SO ₂)	28	○	0.002	/	/	○ 0.003					
	29	○	0.002	/	/	○ 0.003					
	30	○	0.002	/	/	○ 0.002					
	元	○	0.002	/	/	○ 0.001					
	2	○	0.002	/	/	○ 0.002					
一酸化炭素 (CO)	28	○	0.4	/	/	/					
	29	○	0.4	/	/	/					
	30	○	0.4	/	/	/					
	元	○	0.4	/	/	/					
	2	○	0.3	/	/	/					
浮遊粒子状物質 (SPM)	28	○	0.021	○ 0.018	○ 0.021	○ 0.018	○ 0.020				
	29	○	0.020	○ 0.018	○ 0.021	○ 0.017	○ 0.021				
	30	○	0.022	○ 0.019	○ 0.022	○ 0.018	○ 0.018				
	元	○	0.019	○ 0.016	○ 0.021	○ 0.016	○ 0.015				
	2	○	0.019	○ 0.016	○ 0.018	-	-	○ 0.016			
光化学オキシダント (O _x)	28	×	0.098	×	0.125	×	0.089	×	0.122	×	0.120
	29	×	0.122	×	0.123	×	0.091	×	0.131	×	0.142
	30	×	0.109	×	0.123	×	0.098	×	0.128	×	0.128
	元	×	0.162	×	0.141	×	0.163	×	0.163	×	0.129
	2	×	0.167	×	0.164	×	0.165	-	-	×	0.143

【大気汚染の環境基準等の達成状況及び数値】（平成28～令和2年度）○は達成、×は未達成

項目	年度	一の橋		赤坂		芝浦		麻布		港南	
二酸化窒素 (NO ₂) 単位：ppm	28	○	0.026	○	0.022	○	0.026	○	0.020	○	0.024
	29	○	0.026	○	0.021	○	0.028	○	0.020	○	0.025
	30	○	0.024	○	0.020	○	0.024	○	0.018	○	0.022
	元	○	0.022	○	0.019	○	0.022	○	0.017	○	0.021
	2	○	0.020	○	0.016	○	0.020	-	-	○	0.018
非メタン炭化 水素 (NMHC) 単位：ppmC	28	×	0.28								
	29	×	0.32								
	30	×	0.17								
	元	×	0.20								
	2	×	0.23								
一酸化窒素 (NO) 単位：ppm	28	0.013		0.010		0.016		0.006		0.013	
	29	0.011		0.008		0.017		0.006		0.012	
	30	0.010		0.008		0.014		0.006		0.009	
	元	0.009		0.007		0.011		0.005		0.009	
	2	0.007		0.005		0.009		-		0.007	
メタン (CH ₄) 単位：ppmC	28	2.30									
	29	2.34									
	30	2.01									
	元	2.02									
	2	2.04									
微小粒子状 物質 (PM _{2.5}) 単位：μg/m ³	28	○	12	○	13	○	14				
	29	○	13	○	13	○	14				
	30	○	13	○	13	○	14				
	元	○	11	○	11	○	12				
	2	○	10	×	10	×	9				

※ 非メタン炭化水素は指針値の達成状況を表し、6～9時の年間平均値を表示

※ 一酸化窒素及びメタンに大気汚染の環境基準及び指針はないため、年間平均値のみ表示

※ 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) は、長期基準及び短期基準に関する評価を各々行い、両方を満足した場合に達成と評価します。

【物質別の測定数値】（令和2年度） 各数値の下線は環境基準及び指針の超過を表します。

■二酸化硫黄 (SO₂)

測定局	年間 平均値	日平均値の 最高値	日平均値の 2%除外値	1時間値の 最高値	環境基準による日平均値 0.04ppmを超えた日数
	ppm	ppm	ppm	Ppm	日
一の橋	0.002	0.004	0.003	0.030	0
港南	0.002	0.004	0.003	0.009	0

■一酸化炭素 (CO)

測定局	年間 平均値	日平均値の 最高値	日平均値の 2%除外値	1時間値 の最高値	環境基準による日平均値 10ppmを超えた日数
	ppm	ppm	ppm	ppm	日
一の橋	0.3	0.9	0.6	2.9	0

■浮遊粒子状物質 (SPM)

測定局	年間 平均値	日平均値の 最高値	日平均値の 2%除外値	1時間値の 最高値	環境基準による日平均値 0.10mg/m ³ を超えた日数
	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	日
一の橋	0.019	0.071	0.041	0.094	0
赤坂	0.016	0.076	0.037	0.153	0
芝浦	0.018	0.071	0.048	0.123	0
麻布	—	—	—	—	—
港南	0.016	0.063	0.038	0.136	0

■オキシダント (Ox)

測定局	年間 平均値	1時間値の 最高値	1時間値が 0.06ppm を 超えた日数と時間		1時間値が 0.12ppm を 超えた日数と時間	
	ppm	ppm	日	時間	日	時間
一の橋	0.024	<u>0.167</u>	27	74	1	2
赤坂	0.027	<u>0.164</u>	46	160	3	4
芝浦	0.024	<u>0.165</u>	25	63	1	2
麻布	—	—	—	—	—	—
港南	0.023	<u>0.143</u>	26	69	1	2

※ 値は昼間値 (5~20時)

■二酸化窒素 (NO₂)

測定局	年間 平均値	日平均値の 最高値	日平均値の 98% 値	1時間値の 最高値	98%評価値による日平均 値 0.06ppmを超えた日数
	ppm	ppm	ppm	ppm	日
一の橋	0.020	0.058	0.043	0.092	0
赤坂	0.016	0.057	0.039	0.094	0
芝浦	0.020	0.058	0.044	0.093	0
麻布	—	—	—	—	—
港南	0.018	0.056	0.039	0.081	0

■非メタン炭化水素 (NMHC)

測定局	年間 平均値	6時~9時 における 年平均値	6時~9時 3時間平均 値の最高値	月平均値の 最高値	6時~9時3時間平均値が 0.31ppmCを超えた日数
	ppmC	ppmC	ppmC	ppmC	日
一の橋	0.23	0.20	<u>0.67</u>	0.33	<u>36</u>

■一酸化窒素 (NO)

測定局	年間平均値	日平均値の最高値	1時間値の最高値
	ppm	ppm	ppm
一の橋	0.007	0.050	0.135
赤坂	0.005	0.044	0.093
芝浦	0.009	0.048	0.137
麻布	—	—	—
港南	0.007	0.047	0.317

■メタン (CH₄)

測定局	年間平均値	6時～9時における 年平均値	6時～9時3時間 平均値の最高値
	ppmC	ppmC	ppmC
一の橋	2.04	2.04	2.31

■微小粒子状物質 (PM_{2.5})

測定局	年間 平均値	日平均値の 最高値	日平均値の 98% 値	1時間値の 最高値	日平均値が ³ 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数
	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日
一の橋	10.4	34.8	27.6	64.0	0
赤坂	10.3	45.8	23.7	66.0	2
芝浦	9.9	37.8	26.8	77.0	2

概要

自動車や工場などから排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素が、太陽の強い紫外線を受けると光化学反応を起こし、光化学オキシダントを発生させます。光化学オキシダントがたまり、白くもやがかかったような状態を「光化学スモッグ」と呼びます。光化学スモッグによる影響として、目がチカチカする、喉が痛いなどの症状が出る場合があります。

光化学スモッグ緊急時における注意報などは東京都が発令しますが、区では防災行政無線等で区民へ周知しています。



内容

- 1 光化学スモッグ注意報等が発令された場合の対応
 - (1) 区に登録された区有施設、学校等にFAXの一斉送信
 - (2) 防災行政無線及び防災ラジオによる放送
 - (3) 本庁舎及び区有施設等で看板を掲示
 - (4) ホームページの緊急情報、ツイッター、フェイスブック及びデジタルサイネージに掲載

2 対応期間

6月～10月（ただし、期間外に注意報等が発令された場合は、随時対応）

3 緊急時の発令の基準

区分	発令の基準
注意報	基準測定点において、オキシダントの大気中における含有率が1,000万分の1.2以上(0.12ppm以上)の状態になり、気象条件から、その状態が継続すると認められるとき
警報	基準測定点において、オキシダントの大気中における含有率が1,000万分の2.4以上(0.24ppm以上)の状態になり、気象条件から、その状態が継続すると認められるとき
重大緊急報	基準測定点において、オキシダントの大気中における含有率が1,000万分の4以上(0.40ppm以上)の状態になり、気象条件から、その状態が継続すると認められるとき

4 港区における光化学スモッグ注意報発令回数

(区東部) 千代田区、中央区、港区、江東区、江戸川区の地域

(単位：回)

年度	28	29	30	元	2
回数	2	3	2	1	2

環境調査

(3) 古川・運河の水質調査

環境課

概要

水質汚濁とは、河川、海、湖沼などの水質が、工場などの産業排水、家庭からの生活排水などの流入によって汚濁することをいいます。港区の水域は、全長 4.3 km の古川、芝浦港南地区にある高浜運河、芝浦運河など大小 13 の運河、埠頭の先に広がる東京湾からなっています。

古川、運河の水質は、工場・事業場等の排水規制の強化や下水道の整備等により改善されつつあります。区では、古川、運河とも定期的に水質調査を行っています。

内容

令和2年度の水質調査結果と環境基準の達成状況は以下のとおりです。

<古川の水質調査>

場 所	①狸 橋 白金5-1先 ③一の橋 麻布十番4-1先	②古川橋 南麻布2-15先 ④金杉橋 浜松町2-13先
項 目	生物化学的酸素要求量 (BOD)・溶存酸素量 (DO)・浮遊物質量 (SS) 水素イオン濃度 (pH)・透視度・水温・電気伝導率等	
回 数	1回/2か月	

<古川の水質の年平均値>

場 所			① 狸 橋	② 古川橋	③ 一の橋	④金杉橋
項 目	単 位	環 境 基 準				
水温	℃	-	19.5	18.2	18.2	17.6
透視度	cm	-	90.8	85.8	76.6	73.7
pH	-	6.0以上8.5以下	7.2	7.0	6.9	6.9
DO	mg/L	2以上	11.0	7.0	5.4	5.3
BOD	mg/L	8以下	2.7	1.5	1.1	1.0
SS	mg/L	100以下	5	3	2	2
電気伝導率	μS/cm	-	483	762	3,640	12,300

<運河の水質調査>

場 所	①芝浦運河 (末広橋) 海岸2-1先 ③芝浦西運河 (夕風橋) 芝浦4-20先 ⑤高浜運河 (御楯橋) 港南1-6先	②新芝運河 (藻塩橋) 芝浦3-5先 ④京浜運河 (港南大橋) 港南5-7先
項 目	化学的酸素要求量 (COD)・溶存酸素量 (DO)・浮遊物質量 (SS) 水素イオン濃度 (pH)・透明度・水温・電気伝導率等	
回 数	1回/2か月	

<運河の水質の年平均値> ※下線は、環境基準の超過を表しています。

場 所			①末広橋	②藻塩橋	③夕風橋	④港南大橋	⑤御楯橋
項 目	単 位	環 境 基 準					
水温	℃	-	17.9	19.1	20.7	19.8	21.3
透明度	m	-	1.62	1.65	1.45	1.34	1.25
pH	-	7.0以上8.3以下	<u>6.8</u>	<u>6.8</u>	<u>6.8</u>	<u>6.9</u>	<u>6.9</u>
DO	mg/L	2以上	6.8	6.2	6.5	7.4	6.3
COD	mg/L	8以下	7.3	7.2	7.5	6.3	<u>8.1</u>
SS	mg/L	-	3	2	2	8	2
電気伝導率	μS/cm	-	15,900	12,300	14,300	28,900	12,500

環境調査

(4) 雨天時における運河等の水質調査

環境課

概要

平成 25 年度より、東京都芝浦水再生センターの排出口付近の公共用水域（運河等）において、雨天時の運河等の水質調査を開始しました。雨により増加した水が下水道管に流れ込み、通常より処理時間の短い水（以下、簡易処理水）が運河等に排出されることによる影響を調査します数値の比較をするため、晴天時も調査します。

内容

東京都芝浦水再生センターの排出口付近の公共用水域（運河等）において、晴天時と雨天時の水質を調査しています。令和 2 年度に実施した調査結果は以下のとおりです。

事業開始時期

平成 25 年 9 月

事業の実施状況

測定場所

- 1 高浜水門（港南 3 - 9 先）
- 2 浜路橋（港南 1 - 3 先）
- 3 御楯橋（港南 1 - 6 先）

雨天時の測定

令和 2 年度の雨天時調査については、降水量が年度を通して少なく、それに伴い下水道から越流した簡易処理水を採水する機会が得られなかったため、実施できませんでした。

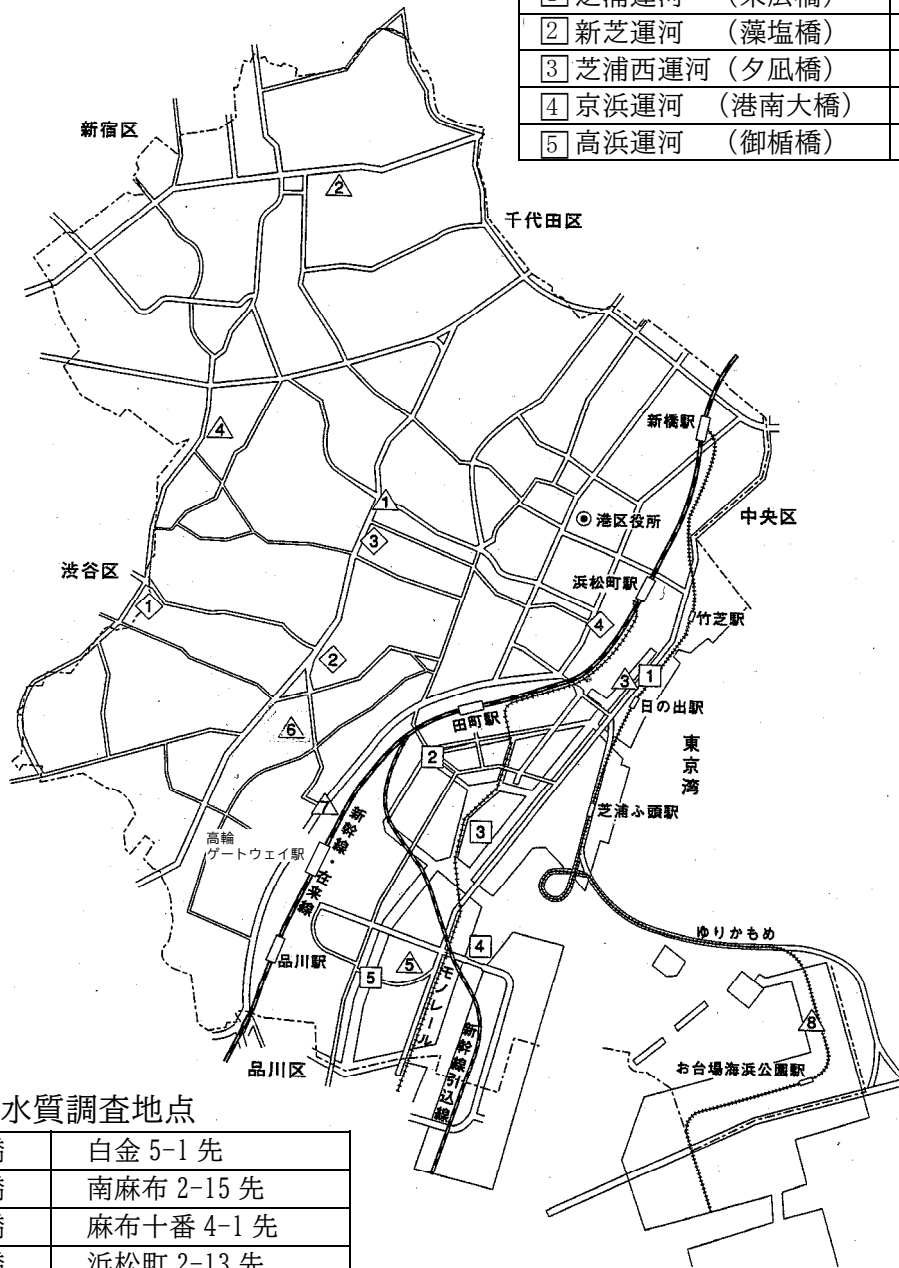
晴天時の測定（令和2年7月30日）

項目	単位	基準値	御楯橋	浜路橋	高浜水門
pH	-	7.0 以上 8.3 以下	7.1	7.0	7.0
DO	mg/L	2mg/L 以上	6.1	6.2	6.6
COD	mg/L	8mg/L 以下	8	7.6	5.4
大腸菌群数	MPN/100ml	-	92,000	35,000	7,900
SS	mg/L	-	2	1	2
全リン	mg/L	0.09mg/L 以下	0.36	0.15	0.27
全窒素	mg/L	1mg/L 以下	14	14	8.4

<環境総合測定局・古川・運河の測定地点一覧>

★運河の水質調査地点

① 芝浦運河 (末広橋)	海岸2-1先
② 新芝運河 (藻塩橋)	芝浦3-5先
③ 芝浦西運河 (夕風橋)	芝浦4-20先
④ 京浜運河 (港南大橋)	港南5-7先
⑤ 高浜運河 (御楯橋)	港南1-6先



★古川の水質調査地点

① 狸橋	白金5-1先
② 古川橋	南麻布2-15先
③ 一の橋	麻布十番4-1先
④ 金杉橋	浜松町2-13先

★環境総合測定局設置場所

測定局	所在地	用途地域	設置年月日
① 一の橋	東麻布3-9-1 一の橋公園内	商業地域	S55.12.19
② 赤坂	赤坂7-3-39 高橋是清翁記念公園内	第二種中高層住居専用地域	S57. 3.18
③ 芝浦	海岸2-1-27 末広橋児童遊園脇	準工業地域	S58. 2.21
④ 麻布	西麻布3-12-1 筭公園内	第一種住居地域	S59. 2.20
⑤ 港南	港南4-3-28 港南小学校内	第一種住居地域	H 9. 4. 1
⑥ 港区高輪 (東京都)	高輪1-6 都有地	第一種中高層住居専用地域	H23. 4. 1
⑦ 第一京浜高輪 (東京都)	高輪2-20	商業地域	H 7. 4. 1
⑧ 港区台場 (東京都)	台場1-3-1 お台場レインボー公園内	第一種住居地域	H11. 4. 1

注) ⑥・⑦・⑧は、東京都で設置

環境調査
(5) 台場水質調査

環境課

概要

区はお台場海浜公園で、お台場海水浴や地曳網、海苔の育成など、海にかかわる様々なイベントを行っています。安心して泳げる海をめざし、平成26年度からお台場海浜公園内で水質調査を実施しています。

内容

お台場海浜公園内の海域と水際において水質を調査しています。令和2年度に実施した調査結果は以下のとおりです。

お台場海浜公園先海域の水質調査(年平均値)

調査地点	項目	単位	環境基準	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
区立お台場レインボー公園前先海域	COD	mg/L	8以下	4.7	5.8	3.2	3.2	4.1
	DO		2以上	13.2	10.3	9.0	8.3	8.4
台場駅前先海域	COD		8以下	4.7	5.4	4.0	3.2	4.1
	DO		2以上	13.3	9.6	8.6	7.9	7.8

COD:化学的酸素要求量 DO:溶存酸素量

お台場海浜公園水際の水質調査(年平均値)

測定地点	項目	単位	(参考) 水浴場水質 判定基準	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
お台場学園前水際	COD	mg/L	8以下	5.8	8.4	8.3	3.8	5.9
都営台場一丁目アパート1号棟前水際				5.8	7.1	4.8	3.6	6.0
区立台場保育園前水際				5.7	8.1	5.5	3.5	6.4

COD:化学的酸素要求量

※参考表記の水浴場水質判定基準は水質Cの基準です。台場は現在水浴場ではありませんので、ただちに適用される基準ではありません。

環境調査
(6) ダイオキシン類調査

環境課

概要

平成12年1月15日に施行された「ダイオキシン類対策特別措置法」では、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン(PCDDs)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)を総称してダイオキシン類と呼んでいます。ダイオキシン類は、廃棄物の焼却過程、金属の精錬、製紙などの事業活動から発生し、急性毒性のほかに、発がん性、催奇形性などの毒性が報告されています。区では、年1回、水質及び底質中のダイオキシンの調査を行っています。

内容

令和2年度に実施した水質及び底質中ダイオキシン類の調査結果は以下のとおりです。

ダイオキシン類調査結果と環境基準

(単位:水質 pg-TEQ/L、底質pg-TEQ/g)

媒体	調査地点	毒性濃度	環境基準
水質	御楯橋	0.047	1以下
底質		16	150以下

※ 水質調査=水中に含まれる物質の検査

※ 底質調査=河川等の底にある土質の検査

※ TEQ(毒性当量)はPCDDs、PCDFs及びCo-PCBをWHO-TEQ(2006)によって2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した総量を示す

概 要

アスベストの飛散による環境汚染を防止し、区内に住み、働く人々の健康を保持することを目的に、アスベスト対策を行う場合に対策費の一部を助成しています。

内 容

1 助成対象建築物

アスベストを含有する吹付け材又は保温材を使用している（又は使用した疑いのある）建築物

2 助成対象者

- ・ 区内に対象建築物を所有する個人又は中小企業者
- ・ 区内にある共同住宅の管理組合の代表者

3 助成金の額

対策費用の2分の1相当額（千円未満切捨て）

（1）吹付け材等のアスベスト含有検査

限度額 10万円

（2）建築物のアスベスト除去等工事

一戸建ての住宅 限度額 50万円

共同住宅、事業所等 限度額 200万円

根拠法令等

港区アスベスト対策費助成要綱

事業開始時期

平成17年10月

事業の実施状況

種別		年度				
		28	29	30	元	2
検査	一戸建ての住宅	0	0	0	0	0
	共同住宅	0	0	0	7	2
	事業所等	0	0	1	0	2
工事	一戸建ての住宅	0	0	0	1	0
	共同住宅	2	0	5	1	1
	事業所等	0	0	0	0	4
計	一戸建ての住宅	0	0	0	1	0
	共同住宅	2	0	5	8	3
	事業所等	0	0	1	0	6

緑化推進
(1) 緑化推進事業

各総合支所まちづくり課
環境課

概要

港区は、都心部にあって経済・文化の中心として発展する一方、起伏に富んだ自然の地形や自然教育園、有栖川宮記念公園、芝公園などの公園緑地のほか、大使館や神社・仏閣も多く、昔ながらの建物とともに樹木などが多く残っています。

しかし、活発な都市化の波が、区内に残る貴重な緑や自然環境に影響を与えることが懸念されます。

樹木などの緑は、大気の浄化、防災効果をはじめ、景観の向上、住み働く人々の心の安らぎ、鳥や昆虫など小動物のすみかとなるなど、その効用は多岐にわたっています。最近ではビルの屋上や壁面の緑化がヒートアイランド現象の緩和に効果があることが確認されています。

内容

昭和49年6月 「港区みどりを守る条例」を制定しました。

昭和57年3月 「港区緑化基本方針」を策定しました。

昭和63年4月 緑と水の環境を守り育てるため、「港区緑と水の総合計画」(第1次)を策定しました。

平成11年3月 「港区緑と水の総合計画」(第2次)を策定しました。

平成15年12月 「港区みどりを守る条例施行規則」の緑化基準を強化し、伐採届を制度化すると同時に、屋上等緑化についても新たに助成制度を設けました。

平成16年4月 「港区みどりの街づくり賞実施要領」を制定し、民間緑化施設の表彰制度を設けました。

平成18年3月 「港区緑と水に関する基本方針」を策定し、20年後の2026年における緑被率を25%とする目標を掲げました。

平成21年3月 緑化施策の充実を図るため、「港区みどりを守る条例」、「港区みどりを守る条例施行規則」及び関連要領の一部改正を行いました。

平成20年4月～平成21年6月 港区生物現況調査を実施しました。

平成23年3月 「港区緑と水の総合計画」(第3次)を策定しました。

平成26年3月 「港区生物多様性地域戦略－生物多様性みなとプラン－」を策定しました。

平成28年1月 「港区みどりを守る条例施行規則」を一部改正し、「生物多様性緑化ガイド」を策定しました。

平成30年2月 「港区生物多様性地域戦略－生物多様性みなとプラン－」を改定しました。

令和3年2月 「港区生物多様性地域戦略」を統合した「港区環境基本計画」を策定しました。

「港区緑と水の総合計画」(第4次)を策定しました。

根拠法令等

港区みどりを守る条例

港区みどりを守る条例施行規則

事業開始時期

昭和49年6月

1 保護樹木・樹林の指定と補助

概 要

港区みどりを守る条例に基づき、区内にある樹木・樹林を守り、いつまでも健全に育てていくため、区の基準に該当する民間所有の樹木・樹林を所有者や管理者からの申請に基づき調査の上、保護樹木・樹林として指定しています。

保護樹木・樹林については、標識を設置し維持管理に要する費用の一部を補助しています。

また、樹木の倒木・枝折れなど偶発的な事故により、第三者に損害を与えた場合、所有者等の負担を軽減するため区が所有者等に代わり賠償保険に加入しています。

指定基準及び年間補助金額

区分	指 定 基 準	年 間 補 助 金 額
樹	・樹木は地上1.2mの高さで幹の周囲が1.0m以上のもの	1本目 7,500 円
	・株立した樹木で高さが3m以上のもの	2本目以降1本につき 5,500 円
木	・つる性の樹木で枝葉面積 20 m ² 以上のもの	20 m ² 以上 30 m ² 未満 3,000 円
		30 m ² 以上 20 m ² 増すごとに 1,000 円を加算
樹	・樹林面積が 200 m ² 以上のもの	200 m ² 以上 1,000 m ² 未満 40,000 円
		1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満 50,000 円
		2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満 60,000 円
		3,000 m ² 以上 70,000 円
林	・生け垣の長さが 20m以上のもの	20m以上25m未満 10,000 円
		25m以上 5mを超えるごとに 2,000 円を加算

※ 補助金額は一所有者又は一管理者毎に年額7万円を限度とします。

内 容

保護樹木・樹林の指定実績

年度 区分		28		29		30		元		2	
		件		件		件		件		件	
樹 木	指 定	4	9 本	4	6 本	4	28 本	3	13 本	4	23 本
	解 除	10	11 本	3	6 本	7	10 本	11	11 本	8	8 本
	年度末 指定数	137	644 本	139	644 本	136	662 本	127	664 本	139	680 本
つ る 性 樹 木	指 定	0	0 本	0	0 本	0	0 本	0	0 本	0	0 本
	解 除	0	0 本	0	0 本	0	0 本	0	0 本	0	0 本
	年度末 指定数	1	1 本 (140 m ²)	1	1 本 (140 m ²)	1	1 本 (140 m ²)	1	1 本 (140 m ²)	1	1 本 (140 m ²)
樹 林	指 定	0	0 m ²	0	0 m ²	1	200 m ²	0	0 m ²	0	0 m ²
	解 除	0	0 m ²	0	0 m ²	1	200 m ²	3	1,212 m ²	1	154 m ²
	年度末 指定数	28	109,786 m ²	28	109,786 m ²	29	109,786 m ²	28	108,574 m ²	28	108,421 m ²
生 け 垣	指 定	0	0m	0	0m	3	325.6m	1	23.8m	0	0m
	解 除	0	0m	0	0m	0	0m	0	0m	0	0m
	年度末 指定数	17	1,293.9m	17	1,293.9m	19	1619.5m	20	1,643.3m	20	1,643.3m
年 間 補 助 金 額	5,002 千円		4,983 千円		5,192 千円		5,258 千円		5,208 千円		

※ 指定・解除の件数は、全部指定・一部追加指定、全部解除・一部解除をそれぞれ1件としてカウントし、1年間に指定及び解除の処理を行った件数を表しています。

根拠法令等

港区みどりを守る条例

港区みどりを守る条例施行規則

事業開始時期

昭和 49 年 6 月

地区別の保護樹木・樹林の指定数（令和3年3月31日現在）

		芝	麻布	赤坂	高輪	芝浦港南	5地区計
樹木	指定件数	15件	35件	25件	62件	2件	139件
	指定本数	113本	180本	100本	271本	16本	680本
つる性樹木	指定件数	0件	0件	0件	1件	0件	1件
	指定本数	0本	0本	0本	1本	0本	1本
樹林	指定件数	9件	6件	4件	9件	0件	28件
	指定面積	44,518㎡	14,318㎡	31,128㎡	18,457㎡	0㎡	108,421㎡
生け垣	指定件数	3件	3件	4件	9件	1件	20件
	指定延長	417.6m	138.6m	461.2m	518.9m	107.0m	1,643.3m

2 樹木の引き取り・あっせん（グリーンバンク）

概要

区民が大切に守り育てていた樹木を、引越や建物の増改築に伴い伐採しなければならなくなった場合に、区民からの申請を受けて区が移植可能かどうか等を判定し、区有地（桜田公園内）に引き取ります。

また、引き取った樹木を希望する区民にあっせんし、活用を図っています。

内容

樹木の引取り・あっせん実績

		年度				
種別		28	29	30	元	2
引取り	調査件数	3件	4件	3件	1件	0件
	実施件数	0件	4件	1件	0件	0件
	引取本数	0本	12本	4本	0本	0本
あっせん	実施件数	0件	3件	0件	1件	0件
	あっせん本数	0本	24本	0本	5本	0本
引取り・あっせん実施合計		0件 0本	7件 36本	1件 4本	1件 5本	0件 0本

根拠法令等

港区みどりを守る条例、港区みどりを守る条例施行規則
港区グリーンバンク事業実施要領

事業開始時期

平成元年4月

※ 樹木の引取りあっせん（グリーンバンク）は、令和3年3月廃止。

1 屋上等緑化の助成

概要

都市環境の改善や生活環境の向上を図り、自然との共生都市の実現に資することを目的に、区内の民間建築物の屋上、壁面に新たな緑化をする建築物所有者に対し、経費の一部を助成しています。

内容

1 対象建物

敷地面積 250 ㎡未満の新築建物及び既存建物

敷地面積 250 ㎡以上で竣工後 5 年以上の既存建物

2 屋上等緑化の助成基準

種別	助成単位	限度額
屋上緑化	所要経費の 1/2 又は 2.5 万円/㎡のいずれか低い方	500 万円
壁面緑化	所要経費の 1/2 又は 1.5 万円/㎡のいずれか低い方	45 万円

※ 同一箇所での場合、一申請当たりの合計限度額は、500 万円とします。

※ 屋上 3㎡以上、壁面 10 ㎡以上の緑化面積が要件となります。

2 緑化指導

概要

区では、うるおいと緑豊かなまちづくりをめざし、緑化基準に基づき緑化するよう指導を行っています。

内容

1 接道部の緑化

敷地面積が 250 ㎡以上の建築計画がある場合に、あらかじめ緑化計画書を提出し、接道部の長さに次表の接道部緑化率を乗じて得た長さ以上を緑化します。

接道部緑化率

敷地面積 施設別	1,000㎡未満	1,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上
	住宅	6/10		7/10	
事務所 店舗 工場	3/10	5/10	6/10	7/10	
学舎 校等	6/10	7/10		8/10	
屋外運動競技施設 処 理 場	7/10			8/10	
その他	3/10	6/10		7/10	

2 緑化面積の確保

接道部の緑化を行ったうえ、次の式により算出される面積以上（接道部緑化面積を含む。）の緑化をします。

$$\text{基準緑化面積} = \text{基準緑化面積A} + \text{基準緑化面積B}$$

$$\text{基準緑化面積A} = \text{敷地面積} \times \text{緑化率 a}$$

$$\text{基準緑化面積B} = \text{延べ床面積} \times \text{緑化率 b}$$

敷地面積	緑化率 a
1,000 ㎡未満	3%
1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満	4%
3,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満	6%
5,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満	8%
10,000 ㎡以上 30,000 ㎡未満	10%
30,000 ㎡以上	12%

建物の用途	緑化率 b
敷地面積 1,000 ㎡以上の事務所、店舗、工場、学校、学舎等、その他業務系施設	2.5%
住宅、その他住宅系施設 敷地面積 1,000 ㎡未満の業務系施設	1.5%

※ 屋上、ベランダ等については、土壌厚が30cm未満の場合、緑化面積の3/4を算入します。ただし、日照を十分確保し、かん水設備等を設けた場合は、全てを算入できます。土壌厚が30cm以上確保されている場合は、全て算入します。

※ 壁面緑化は、緑化面積又は補助資材の1/2を算入します。ただし、かん水設備等を設け、十分な日照が確保できる公開性の高い空地に面して緑化したとき又は接道部緑化をしたときは全てを算入できます。

※ 下記の条件を満たす、既存の樹木（植栽後おおむね5年経過しているもの）を残す場合は、基準緑化面積の1/2を上限として、その面積に2を乗じた面積を算入することができます。

- ・ 地上1.2mの高さにおける幹の周囲が1.0m以上の樹木
- ・ 面積が100㎡以上の一群の樹林
- ・ 長さ20m以上の生け垣

3 道路・公園等の緑化基準

施設の種類	緑化の基準
道路	1 歩道の幅員が2.5m以上の道路については、道路の区分又は状況に応じて、街路樹及び植樹帯又はそのいずれかを設けます。 2 歩道の幅員が2.5m未満の道路については、可能な限り植樹します。
公園等	1 児童遊園・街区公園又は運動公園については、敷地の10分の3以上を緑化します。 2 前号に規定する公園以外の公園については、敷地の10分の5以上を緑化します。 3 緑地については、敷地面積の10分の8以上を緑化します。

4 伐採届

以下に掲げる樹木を伐採する場合は、事前に「伐採届」の提出が必要となります。

- ・地上1.2mの高さにおける幹の周囲が1.0m以上の樹木
- ・面積が100㎡以上の一群の樹林
- ・長さ20m以上の生け垣

<代替植栽の基準>

樹木 1本あたり

樹林 10㎡あたり

生け垣 10mあたり

それぞれ中高木1本以上又は3㎡以上の植栽

4 民間緑化施設の表彰制度

概要

区では、安全で快適な生活環境や生きものにもやさしい自然との共生都市を実現するため、また緑化計画に対する区民や事業者の意識の高揚を図るため、民間建築物の緑化施設のうち特に優れたものを「港区みどりの街づくり賞」として表彰しています。

内容

1 対象

原則として、表彰を行う年度の前々年度に完了した建築計画に伴う緑化施設で、港区みどりを守る条例施行規則第11条の緑化基準を満たしているもの

2 選定

受賞施設の選定は、年度毎に選任された学識経験者、都市緑化に造詣の深い区民及び環境リサイクル支援部長をもって組織する選定審査会が、次に掲げる選定基準を基に決定します。

- (1) 周辺の景観と調和し、優れたデザインであること。
- (2) 維持管理が適切に行われていること。
- (3) 自然環境の保護と再生に努めていること。

- (4) 建築物と植栽地がバランスよく配置されていること。
- (5) 既存樹木を活用していること。
- (6) あらゆる生きものが、相互に関わり合いながら生きられる生物多様性に配慮した植栽計画となっていること。
- (7) 在来植物を取り入れていること。
- (8) 地域社会とのつながりを持ち、地区への貢献度及びみどりの公開性が高いこと。
- (9) 先進的又は総合的にレベルの高い緑化技術を取り入れ、新しい緑の創出に創意工夫がなされていること。

3 賞の種類

賞の種類は、次に掲げるものを基準とし、詳細は毎年度選定審査会で決定しています。

港区みどりの街づくり賞 5点

根拠法令等

港区みどりを守る条例

港区みどりを守る条例施行規則

港区生け垣造成助成要綱（平成30年3月廃止）

港区屋上等緑化助成要綱

みどりの育成事業実績

(単位：件)

種別	28	29	30	元	2
生け垣造成助成	0	0	-	-	-
屋上等緑化助成	8	1	3	2	2
公共・民間施設緑化指導	117	129	140	122	112
伐採届	26	28	25	32	21
港区みどりの街づくり賞 表彰件数	3	4	5	5	2

※ 生け垣造成助成は、平成30年3月終了。

概要

緑の重要性について、広く区民の理解と認識を高めるために、港区ホームページや広報紙等を通じて緑化意識の普及・啓発に努めるとともに次の各種事業を行っています。

内容

1 植木市

植木市は、区民の緑に対する関心を高めるため、春に有栖川宮記念公園で1回、秋に芝公園で1回（区民まつり）の合計2回、延べ3日間開催しています。

会場では、庭木・草花・肥料及び園芸用土などを市価より安く販売するとともに草花の種・球根等の無料配布や、専門家による青空園芸教室及び緑の相談もを行っています。

2 園芸講座

区民の方に緑に関する知識を深めていただき、緑化意識の向上や家庭での植物栽培の参考としていただくため初心者を対象に講義と実技の講座を行っています。

3 港区みどりの活動員制度

この制度は、港区みどりを守る条例第20条に基づき、区民協働によるみどりの保全と創出を推進するため、みどりの活動員等による緑地の維持管理や知識の普及・啓発活動を支援する制度です。

みどりの活動員等は、区のみどりに関する施策に協力するとともに、みどりの保全及び創出に関する公益性の高い自主活動の担い手として活動を行います。

区は、活動に必要な資材や経費の助成と技術的な支援を行います。

根拠法令等

港区みどりを守る条例

港区みどりを守る条例施行規則

みどりの普及・啓発事業実績

種別		年度	28	29	30	元	2
植木市			2回 延べ3日	2回 延べ3日	2回 延べ2日	1回 延べ1日	1回 延べ1日
みどりの相談			40件	50件	30件	14件	11件
緑の配布	誕生鉢植		854鉢	672鉢	—	—	—
	敬老鉢植		784鉢	854鉢	—	—	—
園芸講座			2講座 延べ5回	2講座 延べ5回	2講座 延べ10回	2講座 延べ10回	1講座 延べ1回
みどりの活動員 認定数			4団体	5団体	5団体	4団体	1団体

※ 平成30年度の植木市は、雨天のため1日中止となりました。

※ 令和元年度の植木市は、雨天のため2日中止となりました。

※ 緑の配布は、平成30年3月終了。



■ 植木市の様子

概要

区民、事業者と協力して、樹林や湧水、水辺のある緑地などの自然環境を保全します。また、多様な生きものがすめるまちをめざして、ビオトープづくりや生物多様性の保全再生事業を推進し、自然環境の保全と再生を図ります。

内容

1 ビオトープづくり

公園や児童遊園などの新設改良に合わせ、小鳥や昆虫など身近な生きものがすめる空間（ビオトープ）を確保し、地域の生物多様性の保全・再生の拠点づくりを進めています。

これらのビオトープは、身近な公園等で自然を感じ、自然体験を通して生物多様性を理解するために作られたもので、各総合支所及び指定管理者が維持管理しています。

設置場所	箇所数	設置場所	箇所数
芝浦中央公園	2 箇所	白金台どんぐり児童遊園	1 箇所
元麻布三丁目緑地	1 箇所	港南緑水公園	1 箇所
芝公園	1 箇所	高輪森の公園	1 箇所
杜の公園	1 箇所	高松くすのき公園	1 箇所
亀塚公園	1 箇所	芝浦公園	1 箇所

2 港区生物現況調査（第2次）

港区では、区内に生息する生物の現況を調査し、生きものと共生できるまちづくりを進めるため、平成 20 年 4 月から平成 21 年 6 月にかけて区内 44 か所で生物現況調査を行いました。

この調査では、専門調査員による調査のほか、「セミの抜け殻をしらべよう」、「どんぐりマップをつくろう!」、「タンポポの花をしらべよう」など、区民参加型調査（アンケート調査：4 回、現地型調査：1 回）を行い、2,217 人から情報の提供がありました。

専門調査員による現地調査では、陸上植物 637 種、昆虫・クモ類 724 種、ほ乳類・は虫類・両生類を合わせた小動物が 15 種、鳥類 77 種、淡水と海水の魚類 78 種など動物、植物をあわせて「2,171 種類」の生きものが確認され、そのうち、生息数が減少傾向にある重要種と呼ばれる珍しい生きものが「89 種類」、外国や他の地域から人間の活動によって入ってきた生きもの（外来種）が「212 種類」確認されました。

3 生物多様性推進事業

平成 21 年度には、生物現況調査の調査結果を活用して、一般向け冊子「港区のみどりと生きもの 2010」や、小学生用副読本「Let's meet 夏の虫」などの製作を行いました。この副読本「Let's meet 夏の虫」を活用して、区立小学校の 3・4 年生を対象に、平成 22 年度から毎年継続して、生きもの調査「みんなと生きもの調査隊」を行っています。

また、令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大により「港区緑と生きもの観察会・調査会」は実施できませんでしたが、「生物多様性みなとフォーラム（パネル展）」の期間中に、パネル展に来場した方を対象として、会場近くの新芝運河沿緑地から芝浦運河沿緑地の区間において、運河に飛来する水鳥を観察するバードウォッチングを実施しました。

小学校の屋外プールに生息しているヤゴを、プール清掃で流されてしまう前に救出してトンボに羽化するまでを観察する「学校プールのヤゴ救出観察会」を、御成門・芝の 2 校で実施し、ギンヤンマやアカトンボ類など約 450 匹程のヤゴを救出しました。

教育機関のビオトープの維持管理や整備に対して、専門家を派遣し指導・アドバイスをを行う「学校ビオトープづくり支援」を、小学校・保育園・児童館等のべ 6 施設で実施しました。



■ バードウォッチング(運河沿緑地)



■ 学校プールのヤゴ救出観察会

概要

区では、「港区みどりを守る条例」に基づき、おおむね5年ごとに、区内の樹木や緑地等の緑と、湧水等の自然の水の実態を調査し、緑と水の現状と経年変化を公表しています。

平成28年度に実施した第9次調査では、航空写真の撮影と現地調査を行い、緑被率調査や湧水・地下水調査等を行いました。

この調査は、土地利用や地域別の緑と水の現況と経年変化を把握し、区が進めてきた都市緑化やみどりの保全と再生の取組の効果を解析し、今後の緑化行政の方向を定めるための重要な資料になるものです。

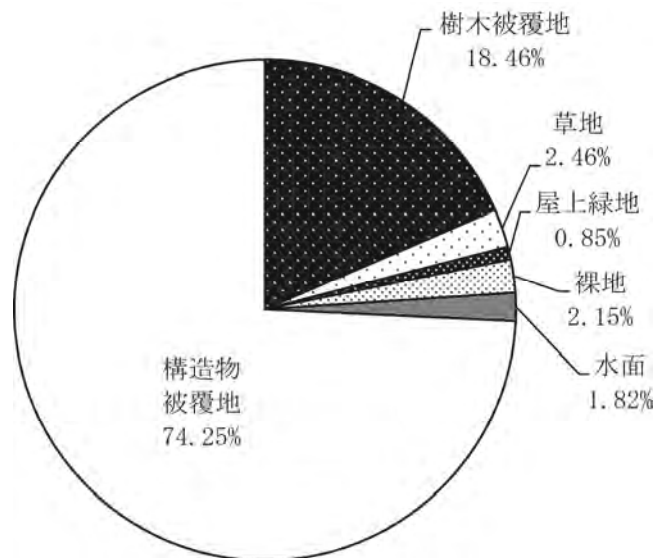
内容

1 区全体の緑被地等の状況

港区の緑被率は21.78%です。港区全域の約5分の1（面積では452.26ha）が緑で覆われています。緑被率とは、緑被地が区域面積に占める割合をいい、緑の豊かさを表す一つの指標です。また、緑被地とは樹木や草地で覆われた土地と屋上緑地の面積を指します。

緑被率は調査開始以来増加傾向が続いていましたが、前回調査の平成23年度から平成28年度にかけては、変化はありませんでした。

項目	面積(ha)	比率(%)
オープンスペース	534.72	25.75
緑被地	452.26	21.78
樹木被覆地	383.41	18.46
草地	51.18	2.46
屋上緑地	17.67	0.85
裸地	44.64	2.15
水面	37.83	1.82
構造物被覆地	1,541.98	74.25
調査区域面積	2,076.70	100.00



※ 小数第3位で四捨五入しているため集計値が合わない場合があります。
 ※ 調査区域面積は、東京都都市計画基本図データの行政区図形面積とするため、区公表面積と異なります。

2 みどりに関するデータ

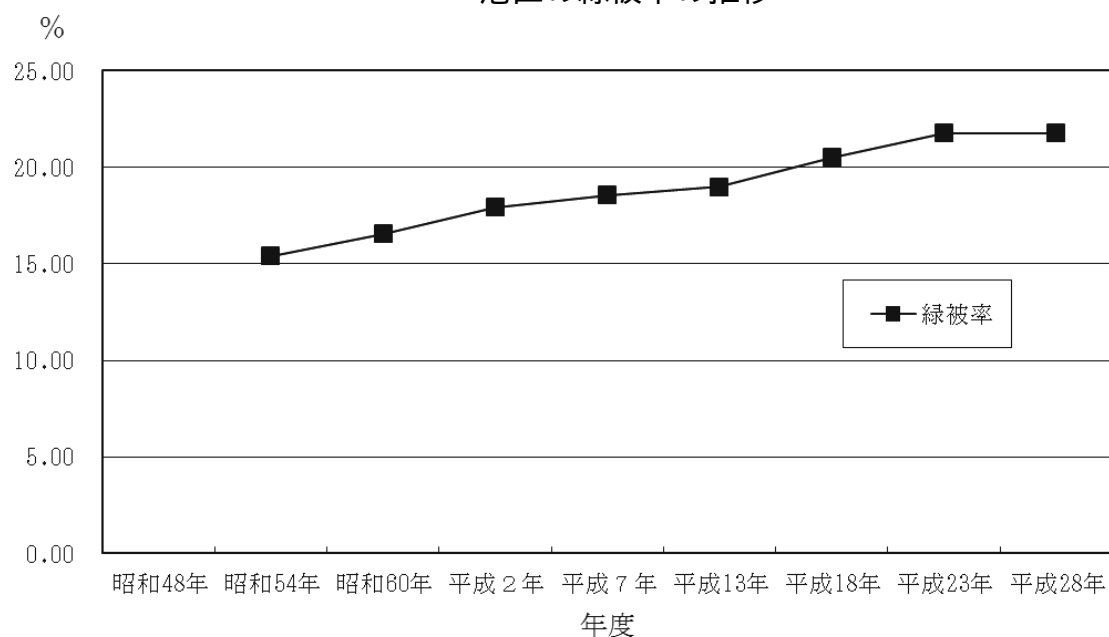
港区みどりの実態調査（第9次）調査結果（平成28年度実施）

緑被率	21.78%（面積452.26ha）
みどり率（※）	25.30%（面積525.34ha）
自然湧水地	20か所
屋上緑地	2,123か所 176,695㎡
壁面緑化（緑化面積20㎡以上）	117か所 6,170㎡
街路樹	12,146本 （区道5,409本、都道5,169本、 国道1,568本）
公園緑地	167か所 1,061,052㎡

※ みどり率とは、樹木被覆地、草地、屋上緑地、公園、河川、運河、池の面積が、区域面積に占める割合を指します。

調査年度	第1次 S48年	第2次 S54年	第3次 S60年	第4次 H2年	第5次 H7年	第6次 H13年	第7次 H18年	第8次 H23年	第9次 H28年
緑被率（%）	—	15.42	16.55	17.94	18.55	18.99	20.51	21.78	21.78

港区の緑被率の推移



根拠法令等

港区みどりを守る条例

概 要

近年、港区内でハクビシンやアライグマ（以下「ハクビシン等」といいます。）が目撃され、生息範囲の広がりが確認されています。区では深刻な被害の拡大を防ぐため、東京都が策定した「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」に同意し、ハクビシン等の捕獲等の対策を実施し、被害の抑制に取り組めます。

内 容

家屋の所有者等から、ハクビシン等の家屋内侵入等の被害に関する相談を区が受けた場合、専門業者が現場調査を行ったうえで、捕獲用の箱わなを設置し、ハクビシン等を捕獲・処分します。

根拠法令等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
 第12次鳥獣保護管理事業計画（東京都）
 東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画
 港区ハクビシン等対策事業実施要綱

事業開始時期

平成31年4月

事業の実施状況

項目		地区	芝	麻布	赤坂	高輪	芝浦 港南	合計
		年度						
ハクビシン	現場調査 (単位：件)	元	5	5	8	24	1	43
		2	2	18	6	33	0	59
	箱わな設置 (単位：件)	元	5	4	8	20	0	37
		2	2	14	6	27	0	49
	箱わなによる捕獲・処分 (単位：頭)	元	1	1	1	5	0	8
		2	0	5	2	8	0	15
	回収による処分 (単位：頭)	元	2	0	1	0	1	4
		2	0	1	0	0	0	1

項目		地区 年度	芝	麻布	赤坂	高輪	芝浦 港南	合計
		ア ラ イ グ マ	箱わな設置 (単位：件)	元	0	0	0	0
2	0			1	0	2	0	3
箱わなによる捕獲・処分 (単位：頭)	元		0	0	0	0	0	0
	2		0	0	0	1	0	1
回収による処分 (単位：頭)	元		0	0	0	2	0	2
	2		0	0	0	0	0	0

地球温暖化対策担当

概 要

区は、区が事業者として温室効果ガス（二酸化炭素）を削減するため、港区環境基本条例に基づき区がとるべき行動やその他の区の事務事業に係る環境行動を率先して実行し、区有施設における二酸化炭素排出量の削減に取り組んでいます。

内 容

1 二酸化炭素排出量及びエネルギー使用量実績

(1) 二酸化炭素排出量 (※)

区長部局					
年度	28	29	30	元	2
総量 (t-CO ₂)	17,962	16,185	17,124	13,995	12,793
延床面積 (㎡)	434,435	440,349	441,287	446,851	446,118
面積当たりの排出量 (t-CO ₂ /㎡)	0.0413	0.0368	0.0388	0.0313	0.0287
教育委員会					
年度	28	29	30	元	2
総量 (t-CO ₂)	11,672	12,151	13,238	11,711	7,556
延床面積 (㎡)	302,639	304,119	318,332	322,995	322,502
面積当たりの排出量 (t-CO ₂ /㎡)	0.0386	0.0400	0.0416	0.0363	0.0234

(2) エネルギー使用量 (※)

区長部局					
年度	28	29	30	元	2
総量 (KL)	9,468	9,532	9,397	9,177	9,081
延床面積 (㎡)	434,435	440,349	441,287	446,851	446,118
面積当たりの使用量 (KL/㎡)	0.0218	0.0216	0.0213	0.0205	0.0204
教育委員会					
年度	28	29	30	元	2
総量 (KL)	6,749	6,780	7,308	6,913	6,810
延床面積 (㎡)	302,639	304,119	318,332	322,995	322,502
面積当たりの使用量 (KL/㎡)	0.0223	0.0223	0.0230	0.0214	0.0211

※ 各年度の換算係数を使用して算出しています。

2 法令に基づく区有施設のエネルギー使用量等の報告

区では、区有施設のエネルギー使用量の把握、集計、管理を行うとともに、エネルギーの使用の合理化等に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づいて、エネルギー使用量等を国や東京都へ報告しています。

根拠法令等

地球温暖化対策の推進に関する法律

エネルギーの使用の合理化等に関する法律

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

港区環境基本条例

概要

環境負荷の少ない生活文化の形成のため、環境保全について関心を持ち、考え、行動するための情報発信、学習、交流の場として、セミナー、ワークショップ、展示等を実施しています。

施設概要

所在地：浜松町1-13-1

延べ面積：1,157.98平方メートル

開設年月日：平成20年6月1日

開館時間：午前9時30分～午後8時

休館日：毎月第4月曜日（祝日と重なるときはその翌日）、年末年始、臨時休館日

ホームページ：<https://minato-ecoplaza.net/>

施設内容：エントランスホール、事業エリア（多目的室）、会議室（A、B）、ビオトープ

管理運営：港区エコみらいプロジェクト（指定管理者）

指定管理期間：平成30年4月～令和5年3月

根拠法令等

港区立エコプラザ条例、港区立エコプラザ条例施行規則

港区立エコプラザ運営要綱、港区立エコプラザ利用登録要綱

事業開始時期

平成7年6月 暫定施設として旧鞆絵小学校に開設

平成20年6月 現所在地に移転し、本格開設



事業の実施状況

1 来館者数及び開館日数

年度	28	29	30	元	2
来館者数	58,530人	61,617人	54,459人	69,250人	52,314人
開館日数	344日	344日	347日	340日	288日

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月、5月は臨時休館

2 令和2年度講座内容（抜粋）

講座名	内容	開催回数 (参加者数)
こども自然教室	エコプラザ屋上での野菜の栽培やビオトープでの生き物観察を通して、自然環境への興味や環境への意識を高める講座	4回 (延70人)
初級木工講座	木作業で木と触れることを通して、積極的に国産材を生活に取り入れること、日本の森の環境について考える講座	8回 (延48人)
リユース♡ブリッジ～子ども服の交換会～	不用になった洋服の交換を通じて、リユースについて学び、物を大切にすること、ゴミ削減について考える講座	3回 (延42人)
エコ実験パフォーマンス	科学実験やパフォーマンスを通じた、様々な環境についての学習とテーマに沿ったワークショップ	3回 (延51人)
紙すきワークショップ	エコプラザの屋上で栽培しているコウゾ等や、ビオトープの植物を使った紙すき体験ワークショップ	3回 (延34人)
ファッション業界における環境保全	ファッション業界の大量廃棄の構造とその解決への取組や大量生産の裏にある生産地での労働環境等について学び、消費者行動について考える講座	3回 (延47人)
水のふしぎサイエンスラボ	水の様々な実験を通じて、水の性質を学び、水不足、水汚染、気候変動など、日本や世界の水問題について考える講座	2回 (延27人)
オーガニックコットンでぬいぐるみ	オーガニックコットンを使ったぬいぐるみ作りを通じて、オーガニックコットンの栽培環境や生産者への配慮について学ぶ講座	2回 (延24人)
ワンプラネット・ペーパー® ・フェス2020	ザンビアのバナナ栽培とバナナペーパーの活用について学び、森林保全や資源の有効活用とSDGsについて考える講座	1回 (75人)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各講座の定員を通常時の半数にして開催



■こども自然教室



■エコ実験パフォーマンス

概 要

環境保全への意識を高め、環境に配慮したライフスタイルの実践を広く普及させることを目的とし、区民や事業者が環境に関する取組や情報を発信・交換、交流する場として開催するイベントです。令和元年度までに39回開催しています。

内 容

(令和2年度) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(令和元年度)

主 催 港区

エコライフ・フェアMINATO2019 実行委員会

開催日時 令和元年5月18日(土)

午前10時～午後3時

会 場 区立有栖川宮記念公園(港区南麻布5-7-29)

内 容 リサイクル用品のバザー

環境に関連した体験型ワークショップ

出展団体の環境に関する取組や活動についての展示

古着・布団・廃食用油・小型家電・園芸土の資源回収

エコクイズラリー(各出展団体が環境に関するクイズを出題)

ステージでの各プログラム(省エネ・節電体験やエコサイエンスショーなど)

事業開始時期

昭和55年度

事業の実施状況

年度	28	29	30	元	2
開催日	5月22日(日)	5月27日(土)	5月19日(土)	5月18日(土)	中止
出展団体数	22	20	20	21	
来場者数	約3,100人	約2,800人	約4,000人	約4,400人	



■会場の様子



■ステージの様子

概 要

環境に配慮した行動の大切さを学ぶことを目的として、小・中学生の環境に関する自主的な研究作品を募集し、優れた作品を表彰、展示します。

内 容

- 応募資格 区内在住又は在学の小学校4年生から中学校3年生までの児童又は生徒
- 応募区分 個人又はグループ
- テ ー マ エネルギー・水・大気・緑・生きもの・リサイクル・ごみなどの環境問題や環境保全に関すること
- 作品要件 模造紙2枚以内又はレポート用紙30枚以内（形式は自由）
- 審 査 区が設置する審査会で審査し、各応募区分につき、最優秀賞、優秀賞、佳作等を選定します。また、提出された作品を総合的に審査し、学校賞を選定します。受賞者には賞状及び副賞を贈呈します。
- 展 示 入賞作品は、エコプラザ及び港区役所等で展示します。

根拠法令等

港区小・中学生の環境に関する自主研究作品表彰実施要綱

事業開始時期

平成4年4月

事業の実施状況

年度		28	29	30	元	2	
応募 作品数	小学生	個人の部	133点	320点	418点	313点	243点
		グループの部	1点	8点	1点	3点	1点
		小計	134点	328点	419点	316点	244点
	中学生	個人の部	537点	460点	430点	653点	553点
		グループの部	63点	108点	44点	35点	20点
		小計	600点	568点	474点	688点	573点
合計		734点	896点	893点	1,004点	817点	
学校賞 受賞校	小学校	芝	お台場学園港陽	お台場学園港陽	芝	御成門 赤羽	
	中学校	港南 赤坂	赤坂	赤坂	港南 白金の丘学園 白金の丘 赤坂	港南 赤坂	

概 要

家庭における環境にやさしい行動の実践を支援し、二酸化炭素排出量の削減を促進することを目的として、区民の環境にやさしい自発的な行動やイベントへの参加に対してポイントを付与する「みなとエコチャレンジ」を実施します。ポイント数に応じて、景品と交換します。

内 容（令和2年度）

1 対象者

区民（世帯単位での参加）

2 参加方法

- (1) 「みなとエコチャレンジ」専用ホームページから参加登録
- (2) エントリーシートを郵送、FAX又は持参し参加登録

3 ポイント内容（主なもの）

ポイントの種類	付与条件	ポイント数
環境行動チェックポイント	電気・ガス・水道使用量を3か月ごとに記録する（インターネット参加者は、3か月ごとに行う環境行動アンケートに回答する）	春・夏・秋・冬の3か月ごとに100ポイント
省エネ行動ポイント	当月の電気・ガス・水道使用量を前年同月比3%以上削減する（令和元年度以前からの参加者は、前年同月比以下に削減する）	1か月ごとに100ポイント （水道は2か月ごとに100ポイント）
環境行動ポイント	環境イベント等に参加する（あきる野環境学習、エコライフ・フェアMINATO等）	100ポイント×参加回数及び10ポイント×レシート枚数（上限）
	「みなとエコショップ」登録店で買い物をする	1世帯当たり各1,200ポイント
	文房具等についているエコマークを収集する	5ポイント×エコマーク枚数（上限） 1世帯当たり1,000ポイント
	LED照明を購入する	20ポイント×購入個数（上限） 1世帯当たり100ポイント
	国が定めた省エネ性能の高い5つ星家電製品（エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・蛍光灯器具等）を購入する	各200ポイント（上限）
	太陽光発電システム、蓄電システム、家庭用燃料電池システム（エネファーム）、高断熱サッシ、日射調整フィルムを設置する	1世帯当たり1回限り

環境行動 ポイント	港区自転車シェアリングへの会員登録をする	200ポイント
	緑のカーテンを育成する	200ポイント

4 景品

景品名	交換 ポイント数
あきる野環境学習の無料優先参加券（1回1グループ4人まで）	6,000
あきる野環境学習植樹体験の無料優先参加券（1回1グループ4人まで）	3,000
みなと区民の森への植樹（1本）	1,500
あきる野環境学習の優先参加券（1回1グループ4人まで）	1,000
間伐材ホワイトボード	1,000
区内共通商品券（500円分）	675
間伐材ボールペン・シャープペンシルセット	400
間伐材立体パズル（ぞう）	400
間伐材スマホスタンド	400
間伐材コースター	300
間伐材折り紙	300
間伐材マウスパッド	300
間伐材カード・印鑑スタンド	300

事業開始時期

平成24年7月

事業の実施状況

年度	28	29	30	元	2
参加世帯数	479世帯	522世帯	590世帯	685世帯	720世帯
ポイント交換世帯数	73世帯	84世帯	81世帯	80世帯	90世帯
交換ポイント数合計	124,900 ポイント	159,975 ポイント	179,175 ポイント	162,700 ポイント	163,625 ポイント

概 要

区民の多くが集合住宅に居住するという区の特徴を踏まえ、集合住宅共用部分におけるエネルギー使用量の効果的な抑制を支援することにより二酸化炭素排出量を削減し、環境負荷低減を図ります。

内 容

1 港区マンション省エネガイドブックの作成及び配布

集合住宅共用部分の省エネルギー対策をまとめた省エネガイドブックを作成し、配布します。

2 省エネコンサルタントの派遣

希望する集合住宅の管理組合等を対象に、省エネコンサルタントを集合住宅1棟につき最大4回派遣し、エネルギーの使用状況等を診断します。集合住宅共用部分の設備改修や運用改善等、省エネルギー化に関する提案や、区分所有者間の合意形成を円滑に進めるための助言を行います。

事業開始時期

平成 25 年 7 月

根拠法令等

港区集合住宅省エネコンサルタント派遣実施要領

事業の実施状況

<省エネコンサルタントの派遣>

年度	28	29	30	元	2
派遣棟数	5棟	2棟	49棟	43棟	34棟
派遣回数	延10回	延4回	延100回	延85回	延68回

<省エネセミナー>

年度	28	29	30	元	2
開催回数	2回	2回	-	-	-
参加人数	延20人	延12人	-	-	-
会場	港区役所	港区役所	-	-	-

※ 集合住宅向け省エネセミナーは、平成 29 年度終了

概 要

企業や各種団体の本部機能が集中している区の特性を生かし、事業者、区民及び区が連携して環境保全活動に取り組むことを目的とし、新しい協働の場として平成18年5月に設立した任意団体です。

区は、当該会議の会員であるとともに、事務局の運営を支援します。

内 容

会員が中心となり、環境保全に関する普及啓発活動を実施します。また、会員の情報収集の場として環境に関するセミナーや講演会を実施します。当該会議は、会員の会費で運営します。

事業開始時期

平成18年5月

事業の実施状況

1 会員事業者数（各年度3月末現在）

年 度	28	29	30	元	2
事業者数	53 事業者	55 事業者	53 事業者	57 事業者	58 事業者

2 事業実績

(1) セミナー・講演会

会員事業者が環境に関する最新の情報を収集する機会として実施

年度	開催回数	参加人数 (延)	実施内容
28	4回	122人	・CSR ・低炭素社会 他
29	4回	139人	・持続可能な社会への企業の役割と連携 ・フェアトレード 他
30	3回	98人	・SDGsの現状と展望 ・パリ協定・SDGs対応の企業経営と イノベーション 他
元	4回	155人	・SDGsについて ・トレードオフ 他
2	4回	74人	・SDGsについて ・サーキュラーエコノミーについて 他

(2) エコツアー

会員事業者が情報を収集する機会として、環境配慮型施設等の見学会を実施

年度	開催回数	参加人数 (延)	見学場所
28	2回	25人	・海の森公園予定地（中央防波堤内側埋立地） ・KOKUYOオフィス
29	2回	38人	・TBS放送センター屋上 「赤坂みつばちあ」 ・アクセンチュア本社(赤坂インターシティ)
30	1回	12人	・東京都廃棄物埋立処分場
元	1回	24人	・昭和電工「プラスチックケミカルリサイクル」工場
2	1回	12人	・浜松町駅周辺、ウォーターズ竹芝、ヤマツピア棧橋、 天王洲アイル

(3) 打ち水大作戦

「打ち水」の普及、啓発を目的として実施

年度	開催回数	参加人数 (延)	会 場
28	3回	501人	・新虎通り ・国際新赤坂ビル西館地下広場 ・浜松町駅北口交通広場（ハマサイト）
29	2回	220人	・浜松町駅北口交通広場（ハマサイト） ・お台場ペDESTリアンデッキ自由の女神前広場
30	4回	357人	・区立芝公園 ・日比谷通り ・浜松町駅北口交通広場（ハマサイト） ・お台場ペDESTリアンデッキ自由の女神前広場
元	4回	262人	・日比谷通り ・浜松町駅北口交通広場（ハマサイト） ・国際新赤坂ビル西館地下広場 ・竹芝客船ターミナル広場
2	2回	16人	・港区役所 ・トヨタモビリティ東京 芝浦本社、三田店

(4) エコバザー

会員事業者等からの提供品を販売し、収益は区内の子どもの環境教育に関する用途に充てる（保育園等への木製の玩具の寄付等）

年度	開催回数	会場
28	3回	・有栖川宮記念公園 ・神明いきいきプラザ ・浜松町駅北口交通広場（ハマサイト）
29	3回	・有栖川宮記念公園 ・エコプラザ ・浜松町駅北口交通広場（ハマサイト）
30	3回	・有栖川宮記念公園 ・浜松町駅北口交通広場（ハマサイト） ・芝公園
元	1回	・有栖川宮記念公園
2	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	

(5) 企業と環境展

会員事業者の環境保全に関する取組の発表、区民を対象としたワークショップ、カフェのテーブルへの広告掲出及び環境・CSR報告書の展示等

年度	開催期間	会場
28	11/4～11/6	六本木ヒルズ内「ヒルズカフェ」
29	10/20～10/22	
30	11/9～11/11	
元	11/8～11/10	
2	10/23	エコプラザ

※ 令和2年度は、オンラインも併用し、シンポジウム・会員事業者の取組の発表を実施。

(6) スポーツGOMI 拾い大会

ゴミ拾いをスポーツと見立て、チーム対抗で集めたゴミの質と量をポイントに換算し、その得点を競うイベント

年 度	開催回数	参加人数	会 場
28	1 回	56 人	J R 新橋駅周辺
29	1 回	66 人	
30	1 回	63 人	
元	1 回	83 人	
2	1 回	75 人	

(7) クリーンアップ大作戦

会員による区内清掃活動

年 度	開催回数	参加人数	会 場
28	1 回	49 人	浜松町付近
29	1 回	80 人	
30	1 回	53 人	
元	1 回	54 人	
2	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		

(8) m e c c EXPO

会員事業者の環境保全に関する取組のパネル展示

年 度	開催期間	会 場
28	1/4~1/31	エコプラザ（1階展示スペース）
29	1/4~1/30	
30	1/4~1/30	
元	12/2~12/26	みなとパーク芝浦アトリウム
2	1/4~1/26	エコプラザ（1階展示スペース）



■スポーツGOMI 拾い大会



■m e c c EXPO

省エネルギーセミナー

地球温暖化対策担当

概要

区民及び事業者を対象として省エネルギー・節電に関する意識の向上や具体的行動につながる情報の提供を目的としたセミナーを実施し、省エネルギー・節電対策の普及啓発を図ります。

内容（令和2年度）

対象者	実施回数	内容
港区在住・在学の5歳～小学生とその保護者	1回	エコカーの原理や水力発電の原理についての解説 うがい薬とビタミン剤を使って簡単にできる消毒液の作成

事業開始時期

平成19年度 事業者向け省エネルギーセミナー開始

平成20年度 区民向け省エネルギーセミナー開始

事業の実施状況

<区民向け>

年度	28	29	30	元	2
開催回数 (参加者数)	6回 (延196人)	6回 (延165人)	6回 (延161人)	7回 (延143人)	1回 (17人)
会場	港区役所 麻布区民協働スペース 赤坂区民センター 高輪区民センター 台場区民センター 男女平等参画センター	麻布区民センター 赤坂区民センター 高輪区民センター 台場区民センター エコプラザ 男女平等参画センター	港区役所 麻布区民センター 赤坂区民センター 高輪区民センター 台場区民センター 男女平等参画センター	港区役所 麻布区民センター 赤坂区民センター 高輪区民センター(2回) エコプラザ 男女平等参画センター	エコプラザ

※ 緑のカーテン講習会と併せて開催の省エネルギーセミナーは令和2年3月終了
<事業者向け>

年度	28	29	30	元	2
開催回数 (参加者数)	6回 (延90人)	7回 (延82人)	4回 (延63人)	4回 (延36人)	
会場	麻布区民センター 赤坂区民センター 高輪区民センター エコプラザ ダイキンソリューション プラザ「fuha:TOKYO」 マイクロソフトオフィス	エコプラザ ダイキンソリューション プラザ「fuha:TOKYO」 赤坂区民センター 高輪区民センター 生活イノベーションプラザ環 境ソリューションスタジオ 黒龍芝公園ビル Professional BOX TOKYO	赤坂インターシティ Professional BOX TOKYO エコプラザ(2回)	エコプラザ 港勤労福祉会館(2回) アイリスオーヤマ(株) 東京アンテナオフィス	新型コロナウイルス感染症 拡大防止のため中止

概 要

環境に配慮した取組を実施する区内事業者が取組内容を宣言し、区が宣言した店舗や事業所を、「みなとエコ宣言登録店（事業所）」として登録します。

登録店（事業所）は、宣言内容を記入した登録ステッカーの店頭等への掲出、事業のロゴの名刺への印刷等により、取組内容をPRします。

区は、登録期間中、登録店（事業所）の情報（所在地、営業時間、URLなど）、宣言内容及び特徴のある取組等を区ホームページで紹介することにより、登録店（事業所）の環境に配慮した取組を支援します。

内 容

対 象 区内事業者

宣言内容 事業者が実施する環境に配慮した取組

（例）

「区や地域の環境保全活動に積極的に参加することを宣言します。」

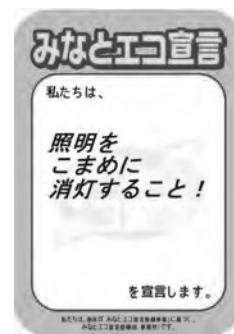
「夏場の営業日には、毎日店頭で打ち水を行うことを宣言します。」

「CO₂の排出量が少ない電気を使用することを宣言します。」

「エコバッグの利用を推奨することを宣言します。」など



■ロゴ



■ステッカー

根拠法令等

みなとエコ宣言登録事業実施要領

事業開始時期

平成 25 年 7 月

事業の実施状況

年度	28	29	30	元	2
登録店 (事業所)数	67 事業所	71 事業所	75 事業所	73 事業所	80 事業所

※ 各年度 3 月末現在

概 要

都心部のヒートアイランド現象を緩和し、地球温暖化対策を推進するため、区有施設につる性植物を使用した緑のカーテンを設置することにより、遮熱と葉の蒸散作用による建物温度の上昇抑制、冷房負荷の低減を図ります。また、緑のカーテンの家庭への普及を図るため、区民を対象としたゴーヤ等のつる性植物の苗の配布を実施します。

内 容

1 緑のカーテンの設置

区立学校等、区有施設につる性植物（ゴーヤ等）をネットにはわせた「緑のカーテン」を設置します。

2 緑のカーテン用の苗の配布

区民を対象に、緑のカーテン用の苗（ゴーヤ等）を配布します。

事業経過

- 平成19年度 旧エコプラザで緑のカーテンを実験的に設置し温度計測を実施
- 平成20年度 緑のカーテンを区有施設 14 か所に、緑のマットを保育園 1 か所に設置
- 平成21年度 緑のカーテン講習会を開催
- 平成23年度 緑のカーテン用の苗（ゴーヤ等）を配布
- 平成29年度 緑のマットの設置を終了
- 令和元年度 緑のカーテン講習会を終了

事業の実施状況

年度	28	29	30	元	2
緑のカーテン設置箇所	69 箇所	71 箇所	69 箇所	66 箇所	68 箇所
緑のマット設置箇所	14 箇所	14 箇所	-	-	-
講習会開催回数	6 回	6 回	6 回	7 回	-
講習会参加延べ人数	196 人	165 人	161 人	143 人	-
苗の配布数	5,000 株	5,000 株	5,000 株	5,000 株	中止

※ 緑のカーテン講習会は、区民を対象とした省エネルギーセミナーと併せて開催

※ 令和2年度の区民を対象とした苗の配布は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

概 要

手入れが行き届かずに荒廃した森を整備することによって、二酸化炭素の吸収林としてよみがえらせ、地球温暖化防止に役立てるため、あきる野市から約22haの市有林を借り受け「みなと区民の森」として整備しています。整備の過程で発生した間伐材は、エコプラザや幼稚園、小学校、中学校などの区有施設の内装材や家具のほか、保育園の遊具、公園の維持管理用材料など、区の様々な事業等で有効活用しています。また、区民を対象として、「みなと区民の森」や里山保全地域「横沢入」などで各種環境学習事業を実施しています。

(「みなと区民の森」所在地：あきる野市戸倉字刈寄谷)

内 容

1 「みなと区民の森」の整備

森の作業道の整備、間伐、枝打ち、下刈り、植樹など

2 環境学習の実施

対象：区民（パッケージ型環境学習※1、オリジナルツアー型環境学習※2）、保育園、小学校、児童館の児童等

内容：自然観察、植樹、里山散策、間伐材によるクラフト体験、農業体験等

※1 区が実施日、場所、学習内容を決め、参加者を募集する。募集定員 20～40人

※2 区が指定する期間内で、参加者が希望日、同行者、場所、学習内容を決める。催行人数 3～15人

事業開始時期

平成19年5月

事業経過

平成19年5月

区とあきる野市が、平成29年3月31日までを土地使用貸借契約期間とし、「みなと区民の森づくり整備事業協定書」に調印
区民ボランティアの協力により、約10haの森林に作業道の整備、間伐、枝打ち、下刈り、植樹などを実施

平成20年度

「みなと区民の森」に作業小屋を建設
平成19年度整備実施部分を除く森林約10haを整備
環境学習事業（パッケージ型）を開始

平成28年11月

区とあきる野市が、令和9年3月31日までの土地使用貸借契約期間の延長に合意し、「みなと区民の森づくり整備事業協定書」

に調印
 平成29年4月1日 土地使用貸借契約締結
 契約期間：令和9年3月31日まで
 使用貸借面積：既存使用貸借面積約20ha に約2ha 追加
 合計約22ha
 平成30年度 オリジナルツアー型環境学習を開始

事業の実施状況

環境学習実施実績（実施回数、参加人数）

年度		28	29	30	元	2
保育園・児童館等		33回 (延 1,129 人)	30回 (延 994 人)	30回 (延 917 人)	28回 (延 811 人)	27回※1 (延 606 人)
区民 (パッケージ型)	自然 体験	11回 (延 343 人)	10回 (延 318 人)	10回 (延 267 人)	9回 (延 253 人)	4回※2 (延 58 人)
	農業 体験	5回 (延 192 人)	5回 (延 184 人)	5回 (延 177 人)	4回 (延 138 人)	中止※3
区民 (オリジナルツアー型)		-	-	3回 (延 21 人)	6回 (延 50 人)	中止※3
合計		49回 (延 1,664 人)	45回 (延 1,496 人)	48回 (延 1,382 人)	47回 (延 1,252 人)	31回 (延 664 人)

- ※1 保育園・児童館等へ出張型環境学習を実施
- ※2 うち2回は出張型環境学習を実施
- ※3 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

概 要

区では、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量を削減するため、太陽光発電等の再生可能エネルギーの利用を推進しています。また、区民への利用促進及び普及啓発を図るため、お台場レインボー公園及びみなと区民の森環境学習施設に再生可能エネルギー機器を設置しています。

内 容

平成 17 年 1 月に、お台場レインボー公園に太陽光発電機等の環境学習設備を設置しました。発電した電気は公園の夜間照明等の電力として利用し、余剰電力を売電しています。

また、平成 20 年に、みなと区民の森環境学習施設の屋根に太陽光発電システムを設置しました。発電した電気は、施設内の照明等の電力として利用し、余剰電力を売電しています。

設備内容

設備名	太陽光発電システム	太陽光発電システム
設置場所	お台場レインボー公園	みなと区民の森環境学習施設
定格出力	2.18 kW (令和 3 年撤去)	3.36 kW

事業経過

- 平成 17 年 お台場レインボー公園に風力発電機、太陽光発電システムを設置
- 平成 20 年 みなと区民の森環境学習施設に太陽光発電システムを設置
- 令和 2 年 お台場レインボー公園の風力発電機を撤去
- 令和 3 年 お台場レインボー公園の太陽光発電システムを撤去



■お台場レインボー公園



■みなと区民の森環境学習施設

クールルーフ推進

地球温暖化対策担当

概 要

地球温暖化対策及びヒートアイランド対策を推進するため、区内に助成対象建築物を所有する個人又は法人等が、当該建築物の屋上又は屋根に高反射率塗料等被覆工事を実施する場合、材料費の一部又は全部を助成します。

内 容

助成対象者	助成額算出方法	上限額
区内に建築物を所有する個人	①、②のいずれか低い金額	30万円
管理組合等、 区内に建築物を所有する法人 ・個人事業者	①高反射率塗料等の材料費の全額 ②助成対象面積(m ²)に2,000円を乗じた金額	100万円

根拠法令等

港区高反射率塗料等材料費助成要綱

事業開始時期

平成17年度 クールルーフ推進協議会（千代田区、中央区、港区、新宿区、台東区、品川区、目黒区、東京都他7団体）を設立し、環境省の補助を受け、助成事業を実施

平成20年度 区独自事業として実施

事業の実施状況

(単位：件、千円、m²)

年度	28	29	30	元	2
件数	23	25	13	21	29
金額	6,913	4,889	1,627	6,577	4,961
助成対象面積	5,321.32	3,845.57	1,116.52	6,102.94	3,990.02

※ 助成対象面積は小数点第3位以下を切り捨てます。

概 要

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減し、クリーンエネルギーの普及促進を図るため、再生可能エネルギー機器、省エネルギー機器等を設置する区民、中小企業者等に対し、その経費の一部を助成します。

内 容

助成対象機器	用途	助成対象者	令和2年度	
			助成額算出方法	上限額
太陽光発電システム	住宅用	区民	太陽電池モジュールの公称最大出力 又はパワーコンディショナの定格出力のいずれか小さい値に応じて 100,000円/kW	40万円
		管理組合等		99.9万円
	業務用	中小企業者等		
蓄電システム	住宅用	区民	初期実効容量に応じて 40,000円/kWh	20万円
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	住宅用	区民	機器費の1/4	15万円
事業所用高効率空調機器	業務用	中小企業者等	設置経費の1/4	50万円
省エネルギー診断結果に 基づく設備改修	業務用	中小企業者等	設置経費の1/4	100万円
高断熱サッシ	住宅用	区民	設置経費の1/4	10万円
		管理組合等	①、②のいずれか低い金額 ①設置経費の1/4 ②施工戸数×100,000円	1,000万円
管理組合等向けLED照明	住宅用	管理組合等	設置経費の1/4	100万円
人感センサー付照明	住宅用	管理組合等	設置経費の1/2	25万円
日射調整フィルム	住宅用	区民	①、②のいずれか低い金額 ①設置経費の1/4 ②助成対象面積(m ²)×4,000円	4万円
		管理組合等		40万円
	業務用	中小企業者等		
電気自動車等用急速充電 設備	—	区内に建築物を所有する個人又は中小企業者等、管理組合等、リース事業者	1基当たりの機器本体価格の1/4	50万円 (1基まで)
電気自動車等用普通充電 設備				10万円 (5基まで)

事業の実施状況

<助成件数実績>

(単位：件、千円)

年度		28	29	30	元	2
太陽光発電システム	件数	9(1)	10(1)	5	7(1)	6(1)
	金額	3,705	3,549	1,710	3,192	2,327
太陽熱温水器	件数	0	0	—	—	—
	金額	0	0	—	—	—
太陽熱ソーラーシステム	件数	0	1	—	—	—
	金額	0	122	—	—	—
蓄電システム	件数	2	0	6	9	7
	金額	400	0	984	1,776	1,294
ガス発電給湯器 (エコウィル)	件数	0	0	—	—	—
	金額	0	0	—	—	—
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	件数	22	24	13	4	7
	金額	7,051	7,296	3,607	600	1,050
日射調整フィルム	件数	70(5)	43(6)	35(2)	35(1)	28(2)
	金額	2,647	1,493	1,156	1,218	1,068
高断熱サッシ (区民)	件数	54	59	36	25	29
	金額	3,764	4,484	2,754	1,888	2,446
高断熱サッシ (管理組合等)	件数	4 [277]	2 [70]	5 [428]	3 [270]	3 [391]
	金額	15,830	7,000	20,400	18,700	26,600
人感センサー付照明	件数	0	6	2	4	1
	金額	0	1,019	295	386	250
事業所用高効率空調機器	件数	32(32)	50(50)	31(31)	25(25)	23(23)
	金額	8,757	14,405	9,171	7,992	5,427
省エネルギー診断結果に 基づく設備改修	件数	4(4)	6(6)	8(8)	2(2)	7(7)
	金額	1,927	3,468	5,504	671	3,960
管理組合等向けLED照 明	件数	—	—	15	35	15
	金額	—	—	5,454	16,103	8,423
電気自動車等用急速充電 設備	件数	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0
電気自動車等用普通充電 設備	件数	0	0	0	0	1
	金額	0	0	0	0	100
燃料電池自動車	件数	—	—	5(2)	—	—
	金額	—	—	2,525	—	—
計	件数	197(42)	201(63)	161(43)	149(29)	127(33)
	金額	44,081	42,836	53,560	52,526	52,945

※ 件数欄の()は業務用の件数で内数、[]は施工戸数で外数

根拠法令等

港区創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成要綱

港区電気自動車等用充電設備導入費助成要綱

事業経過

平成17年4月	住宅用太陽光発電システム設置費助成事業開始
平成20年4月	住宅用高効率給湯器（エコジョーズ、エコキュート）設置費助成事業開始
平成21年4月	太陽光発電システム設置費助成対象に集合住宅の管理組合等を加える 業務用高効率給湯器（エコジョーズ、エコキュート）設置費助成事業開始
平成21年11月	業務用太陽光発電システム設置費助成事業開始 業務用高効率空調機器設置費助成事業開始
平成23年4月	住宅・業務用太陽熱温水器設置費助成事業開始 住宅・業務用太陽熱ソーラーシステム設置費助成事業開始 業務用省エネルギー診断結果に基づく設備改修助成事業開始
平成23年7月	住宅・業務用日射調整フィルム設置費助成事業開始
平成24年4月	住宅・業務用ガス発電給湯器（エコウィル）設置費助成事業開始 住宅・業務用燃料電池システム（エネファーム）設置費助成事業開始 住宅用高断熱サッシ設置費助成事業開始 電気自動車等用急速充電設備設置費助成事業開始 電気自動車等用普通充電設備設置費助成事業開始
平成24年6月	住宅用蓄電システム設置費助成事業開始
平成25年3月	高効率給湯器（エコジョーズ）助成事業終了
平成25年4月	住宅用人体センサー付照明設置費助成事業開始 日射調整フィルム設置費助成対象に集合住宅の管理組合等を加える
平成26年3月	高効率給湯器（エコキュート）助成事業終了
平成27年4月	高断熱サッシ設置費助成対象に集合住宅の管理組合等を加える
平成30年3月	太陽熱温水器、太陽熱ソーラーシステム、ガス発電給湯器（エコウィル）、業務用燃料電池システム（エネファーム）助成事業終了
平成30年4月	燃料電池自動車導入費助成事業開始 管理組合等向けLED照明設置費助成事業開始
平成31年3月	燃料電池自動車導入費助成事業終了

概 要

港区の二酸化炭素排出量のうち民生業務部門からの排出量は、全体の約7割を占めています。今後も再開発をはじめとした、非住宅用途を主とする大規模な民間建築物の延べ面積の増加に伴い、二酸化炭素排出量の増加が予想されることから、非住宅用途を主とする区内の大規模な民間建築物について、より高いレベルの環境配慮を誘導しています。

内 容

港区内に延べ面積5,000㎡超で非住宅用途の延べ面積を2,000㎡以上含む建築物を新築、増築又は改築する場合に、規模に応じたエネルギー使用の合理化や再生可能エネルギーの利用等による建築物の低炭素化、ヒートアイランド現象の緩和のための措置を講ずることを建築主の責務とします。

1 建築物のエネルギー使用の合理化に関する措置

- (1) 延べ面積5,000㎡超10,000㎡以下の建築物 E R R 5%以上
- (2) 延べ面積10,000㎡超の建築物 E R R 10%以上
(都市開発諸制度活用案件を除く。)
- (3) 延べ面積10,000㎡超で都市開発諸制度を活用する建築物 E R R 22%以上

※E R Rとは設備機器の省エネルギー率を表す指標で、基準値からの低減率によりエネルギーの効率性を示し、数値が大きいほど設備の省エネルギー性能が高くなります。

2 建築物のヒートアイランド現象の緩和に関する措置 建築物からの人工排熱は地上5m以上の高さとする。

根拠法令等

港区民間建築物低炭素化促進指導要綱
港区民間建築物低炭素化促進指導要領

事業開始時期

平成23年10月

事業経過

令和3年4月 港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例に基づく建築物低炭素化促進制度に移行

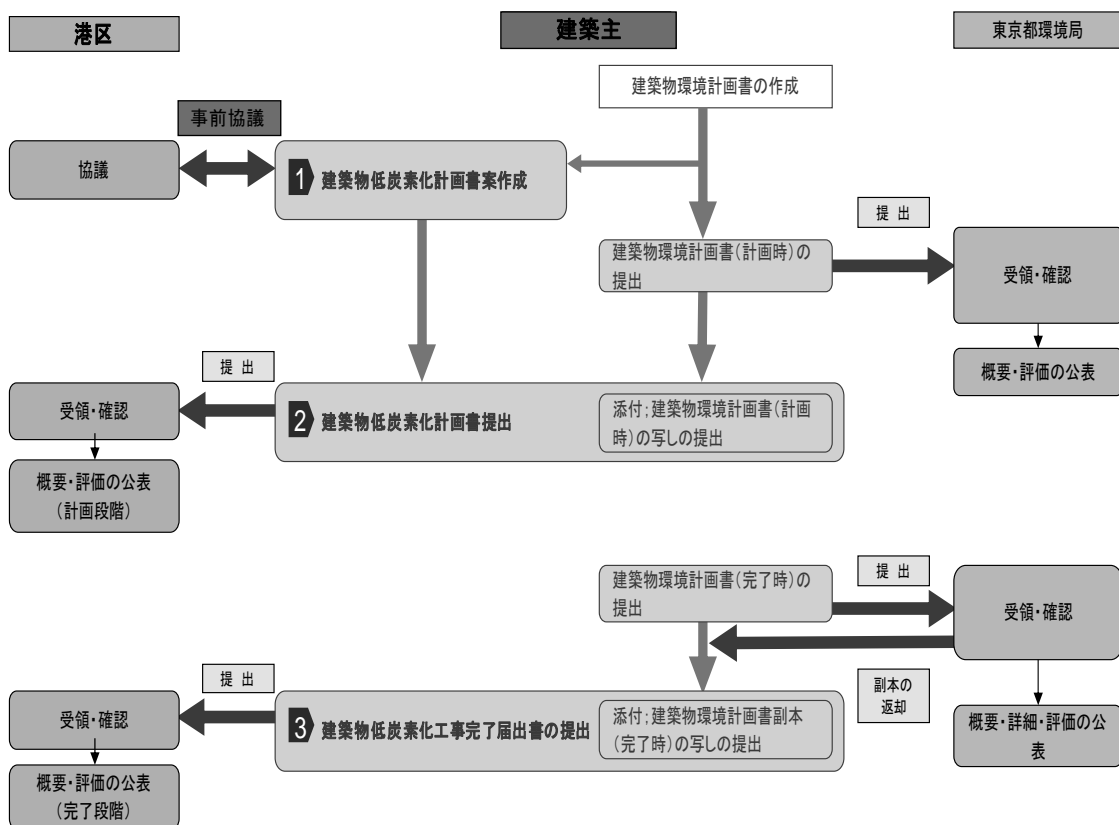
事業の実施状況

平成28年度	・ 港区民間建築物低炭素化計画書の提出 ・ 港区民間建築物低炭素化工事完了届出書の提出	10件 11件
平成29年度	・ 港区民間建築物低炭素化計画書の提出 ・ 港区民間建築物低炭素化工事完了届出書の提出	8件 5件
平成30年度	・ 港区民間建築物低炭素化計画書の提出 ・ 港区民間建築物低炭素化工事完了届出書の提出	9件 5件
令和元年度	・ 港区民間建築物低炭素化計画書の提出 ・ 港区民間建築物低炭素化工事完了届出書の提出	16件 7件
令和2年度	・ 港区民間建築物低炭素化計画書の提出 ・ 港区民間建築物低炭素化工事完了届出書の提出	16件 14件

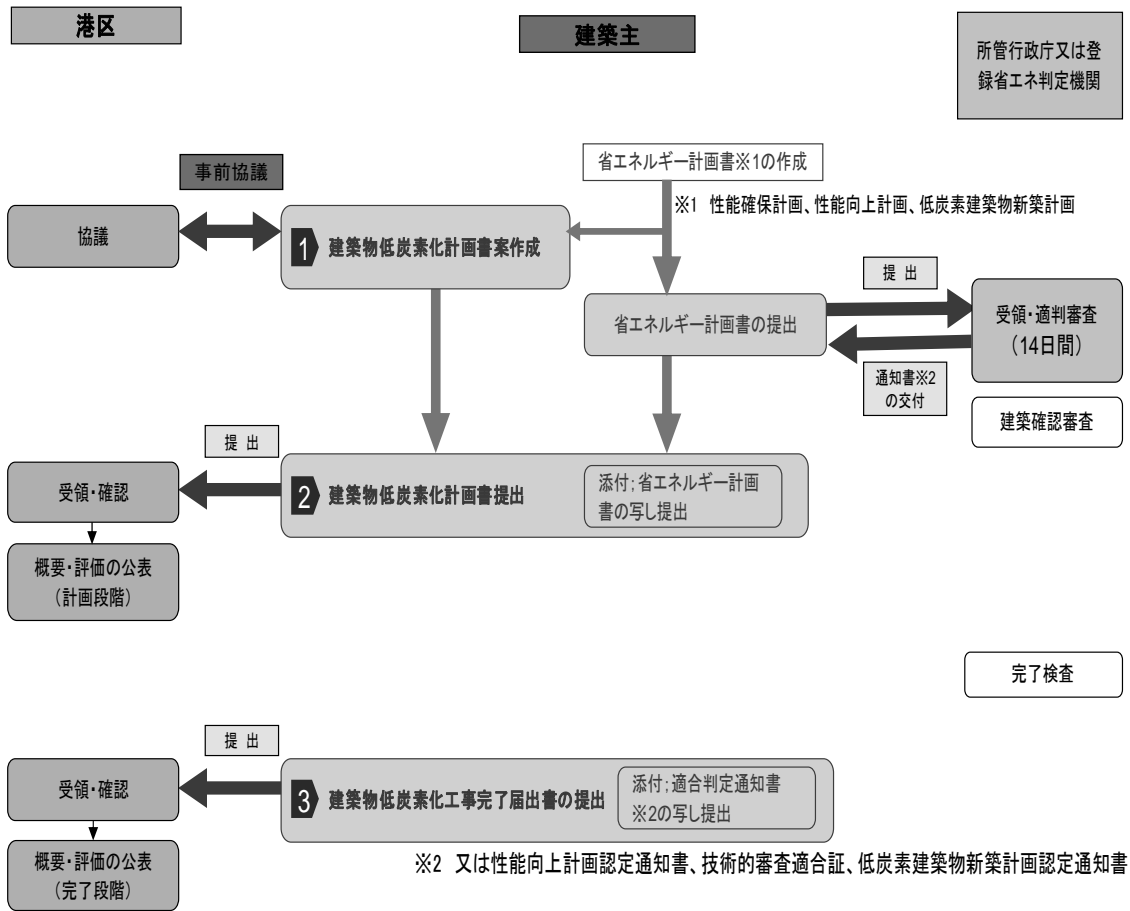
届出のフロー

建築主は、東京都知事に提出した「建築物環境計画書」又は所管行政庁若しくは登録省エネ判定機関に提出した「省エネルギー計画書等」の副本（添付書類を含む。）の写しを添えて、区長に提出します。

[建築物環境計画書の場合]



[省エネルギー計画書等の場合]



概要

二酸化炭素排出量の多い区内事業所に対し、事業活動に伴うエネルギー消費量や二酸化炭素排出量等の実績、自主的な削減目標、削減対策等の取組に関する報告書の提出を義務付け、事業者の環境配慮に対する意識の向上を図ります。

内容

1 対象事業所

- (1) 延べ面積が1万㎡以上の区内事業所
- (2) 東京都の地球温暖化対策報告書の報告義務対象の区内事業所
- (3) 東京都の総量削減義務と排出量取引制度対象の区内事業所

2 取組内容

- (1) エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量の報告と主な報告内容の公開
- (2) テナント事業者と協力した地球温暖化の防止に関する対策を推進する体制整備
- (3) エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量の削減を更に促進する優秀水準の達成（努力義務）

根拠法令等

港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例
港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例施行規則
港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例に基づく環境配慮の目標基準等を定める要綱

事業開始時期

令和3年4月

概要

地域の関係団体と連携しながら中小規模事業所に省エネ相談員を派遣し、それぞれの事業所の実態にあわせた省エネ支援・アドバイスを行うとともに、ビルの運用管理をビルメンテナンス事業者に委託している事業所については、省エネ運用の支援を行います。また、省エネに取り組んだ事業所を「港区省エネ推進モデル事業所」として認定し、その取組を積極的にPRすることにより、中小規模事業所の省エネの取組を推進します。

内容

1 対象事業所

- (1) 区内で所有又は使用している中小規模事業所
- (2) 前年度のエネルギー使用量が原油換算で1,500KL未満
(延床面積概ね3万㎡未満)

2 省エネ相談員の主な支援・アドバイス

- (1) 光熱水費の削減に向けた相談
- (2) エネルギー使用状況の整理・検証・説明を行い、東京都地球温暖化対策報告書の作成支援
- (3) エネルギーの使用状況にあわせた手間のかからない省エネ対策の提案
- (4) 港区や東京都の補助金等に関する案内
- (5) 設備機器の使用状況の詳細分析や運転管理改善策の提案
- (6) 省エネ運用改善に向けたビルオーナーとビルメンテナンス事業者の話し合いの支援

事業開始時期

平成27年4月

事業経過

平成30年4月 「ビル管理における省エネ運用の支援」を統合
令和3年3月 廃止

事業の実施状況

年度	省エネ相談員の 派遣事業所数	ビルオーナーへの 支援件数
28	6	—
29	5	—
30	17	0
元	14	0
2	15	0

ビル管理における省エネ運用の支援（平成 29 年度まで実施）の概要

港区では多くのビルオーナーがビルの管理を専門のビルメンテナンス業者に任せており、ビルオーナーが単独で省エネの取組を検討することは技術的に困難な場合があります。そのため、専門家を派遣し、ビルの管理運用方法の改善策やその省エネ効果等を整理して、省エネ診断、省エネ運用計画の策定から、ビルオーナーとビルメンテナンス業者との話し合いまでを支援することで、ビル管理における省エネ運用の改善に向けた具体的な取組を促進します。

事業開始時期

平成 25 年 6 月

事業の実施状況

平成 27 年度 モデル事業参加ビル 4 棟
平成 28 年度 モデル事業参加ビル 2 棟
平成 29 年度 モデル事業参加ビル 2 棟
(平成 30 年度から「省エネ対策サポート事業」と統合)

概要

地球温暖化防止に貢献することを目的として、港区内の公共施設・民間建築物等での国産木材の使用を促進し、その使用量に相当する二酸化炭素固定量を認証します。区内の二酸化炭素固定量を増加させるとともに、国内の森林整備の促進と森林の二酸化炭素吸収量の増大に寄与します。

内容

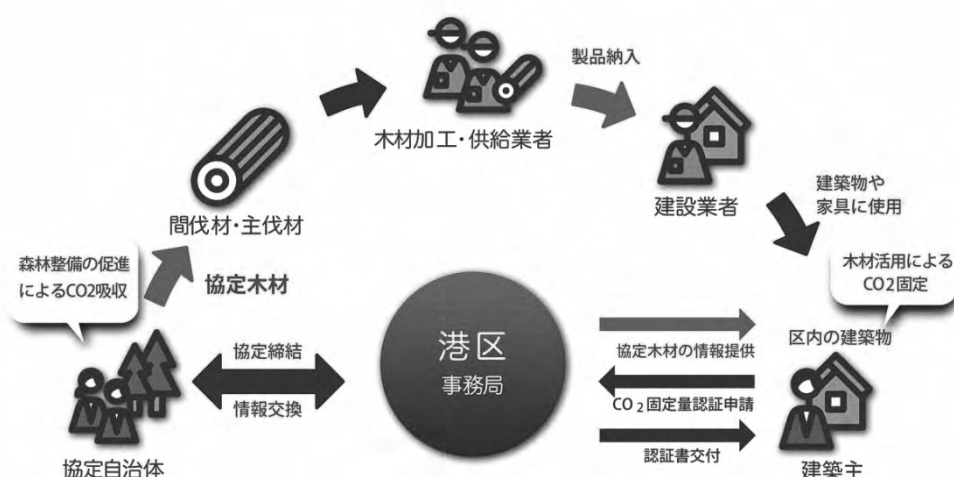
区内で延べ床面積 5,000 ㎡以上の建築物を建築する建築主に、国産木材使用計画書の提出を求め、1 ㎡当たり 0.001 ㎡を超える国産木材を使用するよう指導し、その使用量に相当する二酸化炭素固定量を認証します。

本制度では、区と「間伐材を始めとした国産木材の活用の促進に関する協定」を締結した自治体（協定自治体）から産出された木材（協定木材）の使用を促しています。

また、区内のテナントビルで事業活動を行う事業者においては、1 ㎡当たり 0.001 ㎡を超える国産木材を使用した場合、テナント事業者の申請に応じて、その使用量に相当する二酸化炭素固定量を認証します。

平成 30 年度からは、テナント店舗等において内外装や家具等の目に見える場所に使用したモデル店舗を創出するために協定木材を使用した際の経費を助成しています。

<制度のイメージ>



根拠法令等

- 港区建築主におけるみなとモデル二酸化炭素固定認証制度実施要綱
- 港区テナント事業者におけるみなとモデル二酸化炭素固定認証制度実施要綱
- 港区テナント店舗等の木質化モデル創出事業助成金交付要綱

事業開始時期

- 平成23年10月 港区建築主におけるみなとモデル二酸化炭素固定認証制度
平成25年9月 港区テナント事業者におけるみなとモデル二酸化炭素固定
認証制度
平成30年5月 港区テナント店舗等の木質化モデル創出事業

事業の実施状況

港区建築主におけるみなとモデル二酸化炭素固定認証制度

年度	認証件数	二酸化炭素固定量 (t-CO ₂)
28	20	400.83
29	26	476.38
30	20	456.17
元	29	870.10
2	27	807.83

港区テナント事業者におけるみなとモデル二酸化炭素固定認証制度

年度	認証件数	二酸化炭素固定量 (t-CO ₂)
28	1	2.81
29	1	0.06
30	4	4.41
元	3	2.05
2	7	4.23

港区テナント店舗等の木質化モデル創出事業

年度	助成金活用店舗数
30	4
元	4
2	8

協定締結自治体(令和3年4月1日現在)

北海道	紋別市	埼玉県	秩父市	三重県	松阪市	岡山県	津山市	
	森町		飯能市		尾鷲市		真庭市	
	下川町	東京都	あきる野市		紀北町		西粟倉村	
	豊富町		檜原村	滋賀県	多賀町	山口県	長門市	
		津別町	新潟県	村上市	兵庫県	宍粟市	徳島県	三好市
		滝上町	福井県	あわら市		宇陀市		那賀町
青森県	十和田市	坂井市			吉野町		西条市	
岩手県	葛巻町	山梨県	大月市	奈良県	黒滝村	愛媛県	西予市	
	住田町		北杜市		十津川村		久万高原町	
宮城県	石巻市		身延町			川上村	高知県	馬路村
秋田県	大館市		丹波山村		東吉野村	本山町		
	湯沢市	長野県	飯田市	和歌山県	新宮市	梶原町		
	上小阿仁村		信濃町		智頭町	四万十町		
山形県	金山町		天龍村	鳥取県	南部町	福岡県	八女市	
	白鷹町		高山市		日南町		都城市	
福島県	いわき市	岐阜県	郡上市	島根県	隠岐の島町	宮崎県	延岡市	
	古殿町		東白川村				日南市	
栃木県	鹿沼市	静岡県	静岡市				えびの市	
	日光市		浜松市				諸塚村	
群馬県	沼田市		富士宮市					
	神流町		富士市					
		川根本町						

概 要

みなと区民の森づくり事業、みなとモデル二酸化炭素固定認証制度など、地球温暖化対策としての日本の森林整備及び国産木材活用の促進に向けた区の取組を踏まえ、都市生活者である区民が森の役割や森がもたらす豊かな恵みについて学ぶことを目的とし、親子向けワークショップや協定自治体グルメコラボ、首長による会議（森と水サミット）等を開催しています。

事業開始時期

平成 19 年 11 月

事業の実施状況

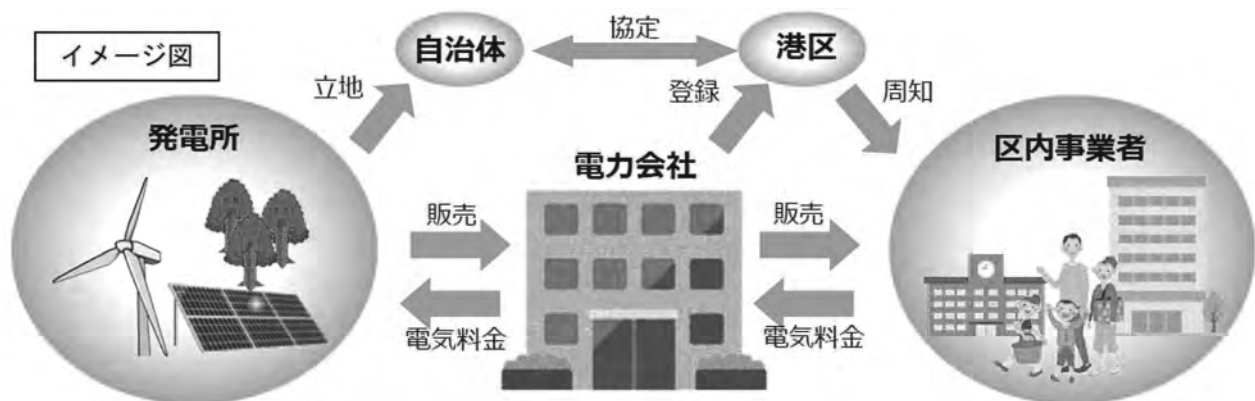
年度	実施日	実施内容	来場者数
28	平成 28 年 10/26～11/5	森と水サミット 2016 年度、区政 70 周年記念特別講演会、親子向けワークショップ、協定自治体の特産品等の展示会	5,900 人
29	平成 29 年 10/13～11/8	森と水サミット 2017、親子向けワークショップ、協定自治体の特産品等の展示会、林産地見学会	1,400 人
30	平成 30 年 10/22～11/10	森と水サミット 2018、親子向けワークショップ、協定自治体グルメコラボ、林産地見学会	1,500 人
元	令和元年 10/27～11/10	森と水サミット 2019、親子向けワークショップ、協定自治体グルメコラボ、林産地見学会	1,600 人
2	令和 2 年 10/28	森と水サミット 2020（WEB 会議形式） ※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、その他のイベントは中止	—

概要

全国の自治体において太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等の再生可能エネルギー源によって発電された再生可能エネルギー電気の利用の普及及び拡大を図るため、みなと全国連携エネルギー登録制度を創設し、再生可能エネルギー電気を供給する会社を登録するとともに、区内の事業者へ周知することで再生可能エネルギー電気の導入を促進します。

内容

- 1 対象者
電気事業法の登録を受けた電力会社（区内・区外企業を問わない）
- 2 主な登録条件
 - (1) 供給する電力に再生可能エネルギー電気が含まれていること。
 - (2) 発電所の所在地が明確であり、発電所が立地する自治体と港区とが再生可能エネルギー電気の活用及び相互発展のための協定を締結していること。
 - (3) 供給される電力の二酸化炭素排出係数が、区の定める基準未満であること。



根拠法令等

みなと全国連携エネルギー登録制度実施要綱

事業開始時期

令和元年 11 月

事業の実施状況

年度	登録事業者数（累計）	区内事業者への導入件数
元	2	0
2	2	0

みなとりサイクル清掃事務所

区の清掃施設

みなとリサイクル清掃事務所

概要

区内の家庭から出される資源やごみは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、区が収集し、処分しています。(少量排出事業者についても、家庭ごみの収集に支障のない範囲で、区が廃棄物処理手数料を徴収した上で収集しています。)

内容

区が収集した資源やごみの中間処理や最終処分は、以下の施設で行っています。

1 港区の清掃施設

施設の名	施設の役割
みなとリサイクル清掃事務所 (港南 3-9-59)	資源やごみの収集に関する相談等について、電話や窓口で対応しています。 また、区の廃棄物処理に関する計画の策定や、正しい資源とごみの分別方法、ごみを減らすための工夫などに関する啓発活動も行っています。 このほか、区が所有するごみ収集車の整備等も行っています。
芝浦清掃作業所 (港南 3-1-18)	資源・ごみ集積所から収集した不燃ごみを大型車に積替える施設です。リサイクルが可能な金属類等を手作業で回収し、発火の恐れがあるスプレー缶やライターを安全に破碎処理しています。年末年始を除き、日曜日に粗大ごみの直接持ち込みの受入をしています。
新堀粗大ごみ中継所 (芝 3-2-14)	ご自宅や集合住宅の粗大ごみ置き場等から収集した粗大ごみを中型プレス車に積替える施設です。リサイクルが可能な金属類や木製品は手作業で回収しています。
みなとリサイクル清掃事務所作業連絡所 (元麻布 3-9-6)	麻布、赤坂地区に多い狭小路地で回収した缶やペットボトル、古紙等の資源を大型車に積替える施設です。
港資源化センター (港南 5-7-1)	資源・ごみ集積所から回収した資源プラスチックやびん・缶、ペットボトルから、リサイクルに適さない異物を手作業で除去し、民間のリサイクル施設に運搬するための圧縮や梱包を行っています。

2 港区以外の関連施設 (令和3年4月1日現在)

施設の名	施設の役割
港清掃工場 (港南 5-7-1)	資源・ごみ集積所から収集した可燃ごみを焼却する施設です。東京二十三区清掃一部事務組合が管理運営を行っています。
京浜島不燃ごみ処理センター (大田区京浜島 3-7-1)	不燃ごみを破碎して減容化する施設です。区の不燃ごみは芝浦清掃作業所で積替え、こちらの施設に搬入しています。東京二十三区清掃一部事務組合が管理運営を行っています。
粗大ごみ破碎処理施設 (江東区海の森 2-4-79)	粗大ごみを破碎して減容化する施設です。区の粗大ごみは新堀粗大ごみ中継所で積替え、こちらの施設に搬入しています。東京二十三区清掃一部事務組合が管理運営を行っています。
中央防波堤外側埋立処分場 (江東区海の森 3丁目地先) 新海面処分場 (江東区青海 3丁目地先)	清掃工場で発生する焼却灰や破碎した不燃ごみ、粗大ごみを埋立処分する施設です。 東京都が管理運営を行っています。

このほか、金属類や木製の粗大ごみ等については、民間事業者にリサイクルを委託しています。

清掃一部事務組合・清掃協議会分担金

みなとりサイクル清掃事務所

概 要

平成 12 年 4 月「地方自治法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、清掃事業が東京都から各区へ事務移管されました。特別区が共同して円滑な清掃事業を実施するため設置した、東京二十三区清掃一部事務組合及び東京二十三区清掃協議会の分担金及び負担金を各区で負担しています。

内 容

- 1 東京二十三区清掃一部事務組合の主な事務
東京二十三区と共同処理する必要があるごみ処理施設等の整備及び管理運営に関する事務
- 2 東京二十三区清掃協議会の主な事業
廃棄物収集及び運搬に係る請負契約の締結に関する事務

根拠法令等

東京二十三区清掃一部事務組合同規約
東京二十三区清掃協議会規約

事業開始時期

平成 12 年 4 月

事業の実施状況

(単位：円)

年 度	東京二十三区 清掃一部事務組合分担金	東京二十三区 清掃協議会負担金
28	1,001,635,000	400,000
29	1,130,216,000	400,000
30	1,104,366,000	600,000
元	1,137,208,000	400,000
2	1,389,054,000	300,000

概 要

家庭から出る可燃ごみ、不燃ごみは区が収集します。事業所から排出される廃棄物は、自己処理（民間の廃棄物処理業者への委託や清掃工場への持込み）が原則ですが、一部の事業所については、家庭ごみの収集に支障がない範囲で区が有料で収集しています。

内 容

可燃ごみ（燃やすごみ）は、生ごみや、再資源化できない紙類、汚れが落とせないプラスチック、ゴム・皮革製品、CD・ビデオテープ、衣類、紙おむつ等が収集の対象となっています。

また、不燃ごみ（燃やさないごみ）は、陶磁器やガラス類、金属類等です。従前、不燃ごみとしていたプラスチックについては、平成20年10月から分別区分を変更し、資源プラスチックとして回収しています。

可燃ごみや不燃ごみは、地域ごとに定められた収集日に集積所等に出されたものを清掃車で収集していますが、台場地区の可燃ごみについては専用の「管路収集システム」を使用しています。

平成27年3月末から、小型プレス車を使用していた集積所の不燃ごみ収集について、スプレー缶や使い捨てライター等による車両火災を防ぐため、積み込んだ廃棄物を圧縮しないタイプの軽小型貨物車に変更しました。また、大型集合住宅の不燃ごみについても、平成30年4月から軽小型貨物車を使用し収集を行っています。

一方、事業所から排出される廃棄物は、民間廃棄物処理業者へ収集を委託するよう周知しています。ただし、店舗などの少量排出事業者のごみは、家庭ごみの収集に支障の無い範囲で有料ごみ処理券方式により区が収集しています。（新規の事業所は受け付けていません。）

なお、事業所から排出される一般廃棄物については、区の収集以外に排出事業者が直接、港清掃工場へ持ち込むことも可能となっています。この際の事務手続については区が受け付けています。

この他、区では新橋や六本木など大きな繁華街の一部について、地元の町会や商店会と連携して、全ての店舗や事業所から排出されるごみを自己処理に導き、街の美観を保つよう取組を進めています。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例
港区廃棄物の処理及び再利用に関する規則

事業開始時期

平成 12 年 4 月（東京都から移管）

事業の実施状況

収集回数等

種 別	収集場所	収集場所当たり の回数	搬入先
可燃ごみ	集積所	週 2 回	港清掃工場
不燃ごみ		月 2 回	京浜島不燃ごみ処理センター

※可燃ごみは、区内全域（台場地区除く。）を 3 区分し、月・木、火・金、水・土に収集

※不燃ごみは、区内全域を 12 区分し、第一・第三の月曜日から土曜日及び、第二・第四の月曜日から土曜日に収集

可燃ごみ・不燃ごみの収集量の推移

（単位：t）

年度 区分	28	29	30	元	2
可燃ごみ	47,199	47,943	48,142	48,407	48,948
不燃ごみ	2,080	2,093	2,120	2,077	1,950
管路ごみ (※)	2,236	2,303	2,283	2,258	1,503
合 計	51,515	52,339	52,545	52,742	52,401

(※)台場地区の可燃ごみ（焼却は有明清掃工場で行っています。)

臨時持込ごみ

（単位：件）

年 度	28	29	30	元	2
承認件数	721	746	548	670	653

概 要

家庭から出る家具などの大きなごみ（1辺がおおむね30cmを超えるもの）は、粗大ごみとなり、事前申込により有料（処理券方式）で収集しています。

従来から行っている戸別収集や高齢者・障害者世帯からの運び出しに加えて、平成27年2月からは、日曜日に限り芝浦清掃作業所への直接持込みも受け入れています。

内 容

1 申込手続

区が委託する「粗大ごみ受付センター」に電話又はインターネットで申し込みます。

2 排出方法

手数料に応じた金額分の「有料粗大ごみ処理券」を貼付し、指定された日に、戸別収集の場合は玄関前などに排出し、直接持込みの場合は芝浦清掃作業所に持参します。

3 区で収集できないもの

家電リサイクル法対象品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機）、パソコン、消火器、バッテリーなど

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
特定家庭用機器再商品化法（通称：家電リサイクル法）
資源の有効な利用の促進に関する法律
港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例
港区廃棄物の処理及び再利用に関する規則

事業開始時期

平成12年4月（東京都から移管）

事業の実施状況

収集量と申込件数

年 度	28	29	30	元	2	
収 集 量	2,169t	2,204t	2,388t	2,381t	2,731t	
申 込 件 数	戸別収集	91,181 件	95,932 件	107,432 件	112,690 件	135,016 件
	運び出し	631 件	662 件	719 件	812 件	755 件
	直接持込み	3,276 件	3,935 件	3,860 件	4,077 件	4,133 件
	合 計	95,088 件	100,529 件	112,011 件	117,579 件	139,904 件

令和2年度粗大ごみ収集量（上位10品目）

順 位	品 目	順 位	品 目
第1位	箱 物 家 具	第6位	敷 物
第2位	いす（ソファを除く。）	第7位	テ ー ブ ル
第3位	布 団	第8位	照 明 器 具
第4位	衣 装 箱	第9位	ス ー ツ ケ ー ス
第5位	掃 除 機	第10位	プ リ ン タ ー

概要

区では、「港区一般廃棄物処理基本計画（みなとクリーンプラン21）」に基づき、廃棄物の発生抑制（リデュース）を最優先に、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rの取組を区民・事業者とともに推進しています。

廃棄物のうち、再使用、再生利用が可能なものは、資源として回収しており、区民・事業者が主体となって行うものと、区が主体となって行うものがあります。

内容

資源回収品目は、資源プラスチック、古紙（紙パックを含む。）、びん、缶、ペットボトル、使用済み乾電池、使用済み小型家電製品、古着、使用済み蛍光灯等 15品目です。

1 区民・事業者が主体となって行う資源回収

（1）集団回収

地域の方々が自主的にグループを作り、町会・自治会、PTA等を中心に、家庭等から出る古紙や缶等の資源を分別して集め、資源回収業者に引き渡してリサイクルしています。区では、こうした集団回収活動を実践している団体に対して、回収実績に応じた報奨金や、空き缶プレス機の貸出し等、様々な支援をしています。

※平成30年7月1日から中小企業基本法上の小規模事業者が排出する古紙（産業廃棄物を除く。）も回収対象としました。

※令和3年4月1日から、資源回収量1キログラム当たり6円を支払っていた報奨金を、品目別に上げました（新聞、雑誌、段ボール、金属類、びん類、その他は7円、布類は10円、紙パック、その他再生可能紙は20円）。

※令和3年4月1日から、集団回収のネットワークを支える古紙回収業者の経営を支援するため、古紙の市況価格が大幅に下落した場合に適用する、回収業者に対する助成制度を開始しました（古紙の市況価格が8円を下回る場合、古紙回収量1キログラム当たり3円）。

※令和3年4月1日から、優良な資源回収業者の区への登録及び紹介を開始しました。

（2）小規模事業所のリサイクル

区内の小規模事業所から出る古紙等のリサイクルルートを確保し、事業者の自己処理責任による資源リサイクルを円滑に進めるため、「みなとエコ・オフィス町内会」、「港区オフィスリサイクルシステム」の2つのシステムへの支援を行っています。

2 区が主体となって行う資源回収

（1）資源プラスチックの回収

平成20年10月から週1回、資源プラスチック回収日に、区内全域の集積所で回収しています。

- (2) 古紙、びん、缶の回収
平成 11 年度から週 1 回、資源回収日に区内全域の集積所で回収しています。
- (3) ペットボトルの回収
平成 18 年 7 月から週 1 回、資源回収日に区内全域の集積所で回収しています。
- (4) 紙パックの回収
平成 5 年度から区内のスーパーマーケット等に回収ボックスを設置し、店頭回収しています。
- (5) 使用済み乾電池の回収
昭和 59 年度から各総合支所や区立小中学校等で拠点回収しています。
- (6) 使用済み小型家電製品の回収
平成 24 年 9 月から各総合支所、台場分室、みなとりサイクル清掃事務所、エコプラザで拠点回収しています。
また、平成 25 年 5 月からは、新たに三田いきいきプラザ、飯倉いきいきプラザ、青山いきいきプラザ、白金台いきいきプラザ、芝浦港南区民センターの 5 か所を加え、全 13 か所で拠点回収しています。
- (7) 古着の回収
平成 25 年 5 月からみなとりサイクル清掃事務所、みなとりサイクル清掃事務所作業連絡所、エコプラザで拠点回収しています。平成 27 年 5 月からは、各総合支所、台場分室の 6 か所を加え、さらに、令和 3 年 4 月から芝浦港南区民センター、神明・南麻布・ありす・西麻布・青山・白金台の各いきいきプラザ、浜松町駅北口自転車等駐車場、港区スポーツセンターの 9 か所を増設し、全 18 か所で回収しています。
- (8) 使用済み蛍光灯の回収
- ①不燃ごみからの回収
平成 25 年度から集積所で回収した不燃ごみの中からピックアップ回収しています。
- ②拠点回収
平成 25 年 5 月からみなとりサイクル清掃事務所、みなとりサイクル清掃事務所作業連絡所、エコプラザで拠点回収しています。
- (9) 古着・廃食用油・使用済み小型家電製品等のイベント回収
平成 24 年度から年間 4 回程度、古着・廃食用油・使用済み小型家電製品のイベント回収を実施しています。平成 25 年度からはふとんを、平成 26 年度からは園芸土を回収品目に追加しています。
- (10) 不燃ごみ・粗大ごみからの金属製品、コード類等の回収
平成 24 年 5 月から区が収集した不燃ごみ・粗大ごみの中から、金属製品、コード類等をピックアップ回収しています。
また、平成 26 年 1 月から羽毛ふとん、平成 27 年 2 月から直接持込みされた粗大ごみからふとんのピックアップ回収しています。
- (11) ペットボトルキャップの回収
平成 26 年 3 月からみなとりサイクル清掃事務所、いきいきプラザ等で拠点回収しています。
- (12) 廃食用油の回収
平成 26 年度からみなとりサイクル清掃事務所、みなとりサイクル清掃事務所作業連絡所で拠点回収しています。

(13) 廃木材の回収

平成 28 年度から区が収集した粗大ごみの中から、木材をピックアップ回収しています。

(14) 陶磁器・ガラス類の回収（新規追加）

令和 3 年度からみなとりサイクル清掃事務所及びみなとりサイクル清掃事務所作業連絡所で拠点回収しています。

根拠法令等

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

港区集団回収実践団体支援要綱（令和 3 年 4 月 1 日施行）

（旧：港区資源再利用運動促進要綱）

港区集団回収古紙回収業者助成金交付要綱（令和 3 年 4 月 1 日施行）

事業開始時期

平成 12 年 4 月（東京都から移管）

事業の実施状況

1 区民・事業者が主体となって行う資源回収

集団回収

（単位：kg）

年 度		28	29	30	元	2
古 紙	新聞	2,186,091	2,042,685	1,843,201	1,613,276	1,204,792
	雑誌	1,721,721	1,631,806	1,544,675	1,521,355	1,373,022
	段ボール	1,725,983	1,794,351	1,903,458	1,911,965	2,179,079
	紙パック	3,972	4,254	4,018	3,510	2,437
	その他再生可能紙	8,383	11,808	15,432	28,348	24,858
	計	5,646,150	5,484,904	5,310,784	5,078,454	4,784,188
布 類		45,605	47,709	45,132	43,737	19,014
金 属 類	鉄類	68,747	73,314	71,964	75,643	98,633
	アルミ類	129,057	139,245	141,706	150,933	179,787
	その他	5,057	5,888	9,240	11,586	0
	計	202,861	218,447	222,910	238,162	278,420
び ん 類		52,418	65,088	65,596	75,566	182,155
そ の 他		207,071	203,266	206,546	206,715	159,327
合 計		6,154,105	6,019,414	5,850,968	5,642,634	5,423,104
活動団体数		352	384	393	394	404

小規模事業所のリサイクルシステム加入者数

（単位：事業所）

年 度	28	29	30	元	2
みなとエコ・オフィス町内会	161	160	162	114	116
港区オフィスリサイクルシステム	163	180	205	210	221

2 区が主体となつて行う資源回収

(単位: kg)

年 度		28	29	30	元	2
集積所回収	資源プラスチック	2,568,930	2,527,080	2,611,400	2,650,760	2,844,660
	古紙	7,172,750	7,081,900	6,874,370	7,139,110	7,642,550
	びん・缶	4,371,945	4,286,449	4,219,494	4,307,892	4,667,768
	ペットボトル	1,080,440	1,155,570	1,217,170	1,255,860	1,358,480
拠点回収	紙パック	1,680 12拠点	1,160 3拠点	-※3 2拠点	-※3 2拠点	-※3 1拠点
	使用済み乾電池	7,194 50拠点	7,448 50拠点	8,004 50拠点	7,620 50拠点	7,792 50拠点
	使用済み小型家電製品	1,422 13拠点	2,008 13拠点	2,838 13拠点	1,847 13拠点	2,114 13拠点
	古着	42,364 9拠点	49,772 9拠点	57,355 9拠点	70,518 9拠点	61,699 9拠点
	使用済み蛍光灯	136 3拠点	155 3拠点	120 3拠点	172 3拠点	108 3拠点
	ペットボトルキャップ	642 10拠点	543 10拠点	934 10拠点	798 10拠点	604 10拠点
	廃食用油	160 2拠点	240 2拠点	180 2拠点	-※4 2拠点	295 2拠点
	イベント回収	古着	540 4回	388 3回	325 3回	341 2回
廃食用油	65 4回	32 3回	37 3回	16 2回	-※5 -※5	
使用済み小型家電製品	50 4回	16 3回	41 3回	30 2回	-※5 -※5	
ふとん	240 4回	91 3回	108 3回	144 2回	-※5 -※5	
園芸土	760 5回	800 4回	1,550 4回	750 2回	-※5 -※5	
ピックアップ回収	金属製品等 (不燃ごみから回収)	527,850	530,680	534,180	535,780	466,010
	コード類 (不燃ごみから回収)	35,577	35,340	30,050	29,295	25,282
	使用済み蛍光灯 (不燃ごみから回収)	25,522	27,070	25,446	27,783	27,273
	金属製品等 (粗大ごみから回収)	323,820	351,880	367,260	325,160	259,490
	羽毛ふとん (粗大ごみから回収)	0※1	0※1	240	65	541
	ふとん (粗大ごみから回収)	0※2	35	115	30	0
	廃木材 (粗大ごみから回収)	304,760	339,920	396,040	357,420	324,620

※1 引渡し基準量に達しなかったため0となっています。平成28年度分と平成29年度分を併せて平成30年度に引渡しをしました。

※2 引渡し条件が厳格化され、汚れ・染み等のない保存状態の良いもののみとなったため0となっています。

※3 拠点回収の紙パックについては、回収の効率化を図るため、平成30年度から集積所の古紙を回収する車両で回収しています。このため、回収量は集積所回収の古紙に含みます。

※4 引渡ししなかったため、-となっています。令和2年度分と併せて引渡しをしました。

※5 新型コロナウイルス感染症防止対策により、イベントを開催することができなかったため、回収量が-となっています。

概 要

区内の家庭及び少量排出事業者から排出されるごみの量と組成を調査し、ごみ、資源の分別状況等の実態及び排出地域特性等を総合的に把握し、ごみの減量化、資源の再生利用等の推進を図ります。港区一般廃棄物処理基本計画の進捗管理の基礎資料としても活用しています。

(平成 28・29・令和元・2 年度は未実施。)

内 容

平成 30 年度に住居形態別（5 形態）の各 2 か所の調査地域からサンプルを収集し調査しました。

【平成 30 年度調査概要】

- (1)実施時期 平成 30 年 10 月 12 日（金）から平成 30 年 10 月 25 日（木）まで
- (2)調査地域 10 地域（①戸建住宅、②集合住宅（管理良好）、③集合住宅（一般的管理）、④单身集合住宅、⑤住商混合の 5 形態から各 2 か所ずつ調査地域を選定）
- (3)調査対象物 各集積所の可燃ごみ、不燃ごみ、資源（古紙、びん、かん及びペットボトル）、資源プラスチックを分析しました。サンプルの収集は、みなとりサイクル清掃事務所が行いました。

事業開始時期

平成 15 年 2 月

事業の実施状況（過去 5 年間における実施状況）

（可燃ごみ組成の内訳）

（単位：％）

年 度	可 燃 ご み	不 燃 ご み	資 源	資源プラスチック
28	—	—	—	—
29	—	—	—	—
30	73.3	1.0	16.7	9.0
元	—	—	—	—
2	—	—	—	—

(不燃ごみ組成の内訳) (単位：%)

年 度	可 燃 ご み	不 燃 ご み	資 源	資源プラスチック
28	—	—	—	—
29	—	—	—	—
30	7.3	74.9	7.1	10.7
元	—	—	—	—
2	—	—	—	—

(資源組成の内訳) (単位：%)

年 度	可 燃 ご み	不 燃 ご み	資 源	資源プラスチック
28	—	—	—	—
29	—	—	—	—
30	1.1	0.9	85.5	12.5
元	—	—	—	—
2	—	—	—	—

(資源プラスチック組成の内訳) (単位：%)

年 度	可 燃 ご み	不 燃 ご み	資 源	資源プラスチック
28	—	—	—	—
29	—	—	—	—
30	47.4	1.4	2.8	48.4
元	—	—	—	—
2	—	—	—	—

※ ごみ排出時の外袋は、可燃ごみの中に含めています。

3 R 推進事業

みなとリサイクル清掃事務所

概要

港区一般廃棄物処理基本計画に基づき、区民・事業者・区の三者が協働・連携して、区のごみ減量及びリサイクルを推進するための具体的な方策を検討し、様々な事業を実施しています。

内容

港区一般廃棄物処理基本計画の理念に基づき、平成 18 年 10 月に「港区 3 R 推進行動会議」を設置しました。この会議では、区民・事業者・区の三者が協働・連携して 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）を進めていくための具体的な方策を検討しています。

また、この会議において、一般廃棄物処理基本計画に掲げるとごみ量削減目標を実現するために、「港区 3 R 推進行動計画」を策定し、その計画に基づき事業（みんなと 3 R）を実施しています。

港区 3 R 推進行動会議の構成

	団体名等	定数
座長	学識経験者	1
消費者	港区消費者団体連絡会	2
区民	公募区民	2
清掃協力会	麻布清掃協力会	1
	赤坂青山清掃協力会	1
生産者 流通	東京商工会議所港支部	1
	港区商店街連合会	1
	日本スーパーマーケット協会	1
	日本フランチャイズチェーン協会	1
行政	芝地区総合支所協働推進課長	1
	産業振興課長	1
	環境課長	1
	みなとリサイクル清掃事務所長	1
計		15
事務局	みなとリサイクル清掃事務所	

行動プラン

港区 3 R 推進行動計画は、港区一般廃棄物処理基本計画に基づき、3つの基本方針をもとに進めています。

港区にいるすべての人に 3 R の大切さを知ってもらう

港区にいるすべての人が、すぐにでも 3 R を実践するためのきっかけをつくる

区民・事業者・区の連携を促進し、3 R を推進する

事業開始時期

平成 18 年 10 月

事業の実施状況

港区 3 R 推進行動会議開催回数

年度	28	29	30	元	2
回数	4	4	4	3	3

3 R 推進事業

年度	事業内容	回数
28	3 R 実践部会	2
	区民向け学習会	15
	事業者向けセミナー	2
	リユース食器貸出し事業	20
	パネル展示会（みなとパーク芝浦）	1
	みなとごみ0（ゼロ）ハッピー～大作戦	1
	古着・廃食用油・園芸土の資源回収 （区と共催により実施）	2
	港区立エコプラザとの連携事業	2
29	3 R 実践部会	2
	区民向け学習会	14
	事業者向けセミナー	2
	リユース食器貸出し事業	20
	パネル展示会（みなとパーク芝浦）	1
	みなとごみ0（ゼロ）ハッピー～大作戦	1
	古着・廃食用油・園芸土の資源回収 （区と共催により実施）	2
	港区立エコプラザとの連携事業	2
30	3 R 実践部会	2
	区民向け学習会	11
	事業者向けセミナー	2
	リユース食器貸出し事業	20
	パネル展示会（みなとパーク芝浦）	1
	みなとごみ0（ゼロ）ハッピー～大作戦	1
	古着・廃食用油・園芸土の資源回収 （区と共催により実施）	2
	港区立エコプラザとの連携事業	2
元	3 R 実践部会	1
	区民向け学習会	10
	リユース食器貸出し事業	10
	パネル展示会（みなとパーク芝浦）	1
	みなとごみ0（ゼロ）ハッピー～大作戦	1
	古着・廃食用油・園芸土の資源回収 （区と共催により実施）	2
	港区立エコプラザとの連携事業	1
2	3R 実践部会	0
	区民向け学習会	1
	リユース食器貸出し事業	0
	リユース食器レンタル料補助事業	0
	パネル展示会（みなとパーク芝浦）	1
	古着・廃食用油・園芸土の資源回収 （区と共催により実施）	0
	港区立エコプラザとの連携事業	1
	海洋プラスチック問題啓発イベント	1

概要

区内の食品廃棄物・食品ロス削減のため、食べきり強化月間や30・10（さんまる・いちまる）運動、食べきり協力店登録制度の利用促進、生ごみ処理機購入費助成、3R推進事業のイベントやパネル展、段ボールコンポストやエコ料理教室の開催、広報や印刷物の発行等様々な機会を通じて普及啓発を推進します。

内容

1 食べきり強化月間

宴会やパーティーが多くなる年末年始、歓送迎会シーズンを「食べきり強化月間」とし、料理を残さずおいしく食べきることを啓発しています。

（冬の陣）12月16日～翌年1月15日

（春の陣）3月16日～4月15日

事業開始時期 平成29年12月

啓発内容

- ・区有施設や品川駅東口自由通路のデジタルサイネージに啓発動画の配信
- ・清掃車に啓発マグネットの貼付
- ・本庁舎、各総合支所に横断幕、懸垂幕の設置

2 30・10（さんまる・いちまる）運動

外食時の30・10運動

宴会等の外食時に、宴会開始後30分間と終了前の10分間は料理をおいしく食べることで、食品ロスを減らす取組です。

家庭版30・10運動

毎月30日は「冷蔵庫クリーンアップデー」で賞味期限や消費期限が近い食材を積極的に活用する日、毎月10日は「もったいないクッキングデー」で普段捨ててしまいがちな野菜の皮の活用や余った料理をリメイクする日として、食品ロスを減らす取組です。

3 食べきり協力店登録制度

飲食物を提供する区内の店舗・宿泊施設を対象に、食べ残しを減らす取組や利用者に食べきることを促す取組を行う店舗等を、食べきり協力店として登録します。

【登録の要件】

下記の取組項目を、1つ以上実践する店舗を食べきり協力店として登録します。

- (1) 小盛メニュー等の導入
- (2) 食べ残しを減らすための呼びかけ
- (3) ポスター等の掲示による、食べ残し削減に向けた啓発活動の実施
- (4) 食品リサイクルの実施
- (5) フードシェアリングアプリケーションソフト等の活用
- (6) フードバンクへの食品の提供
- (7) その他の食べ残しを減らすための工夫

【登録店のPR】

区民・在勤者等に食べきり協力店の取組を広く紹介し、積極的に利用するよう呼びかけています。

- (1) 申請者に対して登録証、ステッカーを交付します。
- (2) 登録店舗を、区ホームページへの情報掲載やパネル展等で紹介します。
- (3) 食べきり協力店ガイドブックを発行し、登録店の取組内容を紹介しています。



■食べきり協力店ステッカー

事業開始時期 平成 28 年 11 月

事業の実施状況

年度	認定店舗数	うち新規店舗数
28	54	54
29	68	14
30	100	32
元	133	33
2	203	70

根拠法令等

港区食べきり協力店登録制度実施要綱

4 家庭用生ごみ処理機等購入費の助成

家庭から排出される生ごみの減量及び環境負荷を低減するため、家庭用生ごみ処理機等購入者に助成金を交付しています。

事業開始時期 平成 19 年 10 月

実施状況

年 度	28	29	30	元	2
助成世帯数	24	25	36	36	80

根拠法令等

港区家庭用生ごみ処理機等購入費助成金交付要綱

5 家庭用生ごみ処理機の無料貸出し

生ごみ処理機の効果等を体験したいという区民に、1世帯につき1台まで無料で貸出ししています。 ※貸出し期間は3か月以内

事業開始時期 平成 24 年 10 月

実施状況

年 度	28	29	30	元	2
貸出世帯数	1	0	1	6	4

根拠法令等

港区家庭用生ごみ処理機貸出要領

6 フードドライブの実施

区内で開催するイベントにあわせ、フードドライブを実施しています。

また常設の受付窓口として平成 31 年 4 月にみなとリサイクル清掃事務所、令和元年 10 月からは各総合支所（台場分室含む）、さらに令和 3 年 4 月からは区有施設 4 か所（白金台いきいきプラザ、ういケアみなど、エコプラザ、商工会館）を設置しています。

集められた食品は港区立生活・就労支援センターや子ども食堂・フードバンクに提供しています。

実施状況

年 度	28	29	30	元	2
実施回数	1	1	1	5	1

令和 2 年度未利用食品回収量
733kg

概要

ごみの減量やリサイクルの推進を図るには、区民や事業者の理解と協力が重要です。平成 12 年度から清掃事業が区に移管され、区の特성에応じた事業を実施するために様々な普及・啓発活動を行っています。

内容

- 1 「港区の清掃とリサイクル」の発行
 清掃とリサイクルについて、現状と区の取組をまとめた「港区の清掃とリサイクル」を毎年度発行しています。
 事業開始時期 平成 14 年度
- 2 分別ガイドブックの発行
 分別及び清掃事業全般についてまとめた「資源とごみの分別ガイドブック（日本語版・英語版・中国語版・ハングル版）」を発行しています。（全面改訂の都度、全戸配布）
 事業開始時期 平成 20 年度
- 3 清掃事業及び港資源化センター紹介DVDの貸出
 資源・ごみの正しい分別方法や清掃事業全般について紹介するために、清掃事業及び港資源化センター紹介DVDを作成し、貸し出しています。
 いずれの番組も2か国語（日本語版・英語版）及び手話通訳対応となっています。
 事業開始時期 平成 20 年度
- 4 施設見学会
 清掃事業やリサイクル事業の実態を区民に理解してもらうために港資源化センターで 10 名以上の団体の施設見学を受け入れています。なお、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、受け入れを中止しました。
 事業開始時期 平成 11 年度

実施状況

年度	28	29	30	元	2
団体数	18	18	19	22	0
参加人数	577	254	348	274	0

- 5 リサイクル施設見学会
 社会全体の中での 3 R の進展状況を幅広く区民に知ってもらうために、ごみ処理関連施設や民間のリサイクル施設のバス見学会を実施しました。なお、当事業は平成 30 年度で終了しました。
 事業開始時期 平成 18 年度

実施状況

年度	28	29	30	元	2
実施回数	2	2	2	/	/
参加人数	41	40	43	/	/

6 出前講座の実施

3Rの概要や段ボールコンポストを理解してもらうために町会・自治会や自主グループ等に区の職員を講師として派遣しています。

事業開始時期 平成12年度

実施状況

年度	28	29	30	元	2
実施回数	11	12	7	6	1
参加人数	299	280	90	104	8

7 年代別啓発リーフレットの発行

港区の清掃とリサイクルについてまとめた「港区のごみとリサイクル（小学生低学年用・小学生高学年用・中学生用）」を毎年度発行しています。（区立の小学校1年生・4年生、中学校1年生の児童生徒全員に配布）

なお、令和3年度から紙媒体の発行を廃止し、電子媒体による運用を開始しました。

事業開始時期 平成15年度

8 環境学習

次世代を担う子どもたちに環境問題についての関心を高めてもらうことを目的に、区内の小学校や中学校、幼稚園、保育園等を訪問して、環境学習を行っています。また、みなと区民まつり等のイベントでは、清掃車両を展示して仕組みを紹介するとともに、簡単に楽しめる工作を通じて子どもたちの環境意識の醸成を図っています。

環境学習実施回数

年度		28	29	30	元	2
実施回数	小学校・中学校等	3	2	3	2	2
	幼稚園・保育園	5	5	5	4	0

9 エコライフ・フェアMINATO、みなと区民まつりへの参加

清掃事業への理解とごみ減量やリサイクル推進による循環型社会の実現をPRするため出展しています。

出展内容

（エコライフ・フェアMINATO）

- ・啓発パネル、パンフレット配布
- ・古着、ふとん、廃食用油、使用済み小型家電、不用園芸土の回収

事業開始時期 平成9年度

（みなと区民まつり）

- ・啓発パネル、パンフレット配布

事業開始年度 平成18年度

10 ごみ分別アプリ

資源・ごみの分別や地域別回収・収集日の検索、出し忘れを防止するアラーム機能等の機能を備えたスマートフォン向けのアプリケーションを無料で配信しています。

事業開始時期 平成28年12月

ダウンロード数

年度	28	29	30	元	2
日本語版	627	3,573	1,124	1,849	1,803
英語版	5	58	58	144	100
合計	632	3,631	1,182	1,993	1,903

清掃協力会支援事業

麻布地区総合支所協働推進課
赤坂地区総合支所協働推進課
みなとりサイクル清掃事務所

概 要

区内のごみの減量及び適正な処理の推進を図るため、清掃協力会が行う事業に対し、補助金を交付し支援しています。

内 容

- 1 補助金交付対象団体
 - (1) 麻布清掃協力会
 - (2) 赤坂青山清掃協力会

- 2 補助金交付対象事業
 - (1) ごみの減量のための普及・啓発事業
 - (2) ごみの適正な処理のための普及・啓発事業
 - (3) その他、生活環境の向上を図る事業

根拠法令等

港区清掃協力会補助金交付要綱

事業開始時期

平成8年4月

事業の実施状況

補助金交付実績

1団体当たり年9万円

※ 事務事業については、清掃協力会を所管する麻布地区総合支所及び赤坂地区総合支所で行っています。

概 要

ごみの減量、資源化に積極的に取り組む区内の小売店を「みなとエコショップ」として認定しています。さらに、認定店の中から特に顕著な取組を実施している店舗を「港区ごみ減量優良エコショップ」として年1回表彰しています。みなとエコショップの取組内容は、区ホームページ等に掲載し、区民にみなとエコショップを積極的に利用していただくよう広く紹介しています。



■認定ステッカー

内 容

- 1 認定の要件
 - (1) 売り場の延床面積 1,000 m²未満の区内小売店であること。
 - (2) 簡易包装の推進や環境に配慮した商品の販売など区が指定する全8項目の認定基準のうち2項目以上に取り組んでいること(同項目中で2事例以上の取組を実施している場合も可)。
- 2 認定店のPR
 - (1) 認定店には、認定書と認定ステッカーを贈呈します。
 - (2) 認定期間中(2年間)は「店舗紹介」や「ごみの減量・資源化の取組内容」の記事を区ホームページ等で紹介します。
- 3 みなとエコショップでの買い物行動の促進(平成25年4月開始)

認定店での区民の買い物行動を促進するために、みなとエコショップで買い物をした際のレシートの枚数に応じて「みなとエコチャレンジ」の環境行動ポイントが付与され、貯まったポイントに応じて港区内共通商品券や環境省が推進するエコ・アクション・ポイントなどと交換できます。
- 4 港区ごみ減量優良エコショップ表彰

令和2年度は7店舗を表彰し、港区長から表彰状を贈呈しました。

根拠法令等

みなとエコショップ表彰制度実施要綱
 港区ごみ減量優良エコショップ表彰審査会設置要領

事業開始時期

平成24年12月

事業の実施状況

年度	認定店舗数	うち新規店舗数	表彰店舗数
28	81	28	9
29	88	7	6
30	101	18	5
元	136	22	7
2	162	26	7

概 要

区が収集する事業系一般廃棄物及び粗大ごみ等に係る廃棄物処理手数料をごみ処理券により徴収します。

内 容

ごみ処理券には、事業系有料ごみ処理券及び有料粗大ごみ処理券の2種類があり、区が指定する区内の商店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等のごみ処理券取扱所や、みなとりサイクル清掃事務所で販売しています。

なお、生活保護や児童扶養手当を受けている場合、災害・ボランティア活動でごみが出た場合など一定の条件を満たしている場合は手数料を減額又は免除します。

1 事業系一般廃棄物の廃棄物処理手数料

区が収集する事業系一般廃棄物は、事業者の自己処理責任の徹底及びごみの排出抑制・再利用・資源化を図るため、ごみ量に応じた廃棄物処理手数料を事業系有料ごみ処理券により徴収しています。

事業系有料ごみ処理券（種別）

特 大・70リットル相当	1セット 5枚	(1枚 532円)	2,660円
大 ・45リットル相当	1セット 10枚	(1枚 342円)	3,420円
中 ・20リットル相当	1セット 10枚	(1枚 152円)	1,520円
小 ・10リットル相当	1セット 10枚	(1枚 76円)	760円

2 粗大ごみの廃棄物処理手数料

家庭から出る粗大ごみは、有料粗大ごみ処理券により廃棄物処理手数料を徴収しています。

平成27年2月から、従来の戸別収集に加えて、毎週日曜日に芝浦清掃作業所で直接持込みを受け入れています。この場合の手数料は、標準重量10kgまでは無料、それ以外の収集品目については戸別収集の廃棄物処理手数料の半額とします。

有料粗大ごみ処理券（種別）

有料粗大ごみ処理券A	1枚 200円
有料粗大ごみ処理券B	1枚 300円

品目別標準重量	手数料（戸別収集）	手数料（直接持込み）
標準重量 10 kg	400円	無料
標準重量 20 kg	800円	400円
標準重量 30 kg	1,200円	600円
標準重量 50 kg	2,000円	1,000円
標準重量 70 kg	2,800円	1,400円

3 多量ごみ・臨時ごみの廃棄物処理手数料

家庭ごみの収集は原則無料ですが、以下の場合には手数料が必要です。

○多量ごみ

例えば、庭の植木を剪定したことにより、地域ごとに決められた収集曜日に1日当たり10kgを超える量のごみを排出する場合は、その10kgを超えた分。

○臨時ごみ

例えば引越しのため、地域ごとに決められた収集曜日以外に臨時にごみを排出する場合。

単位	手数料
1kg当たり	40.0円

根拠法令等

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び同規則

港区有料粗大ごみ処理券及び有料ごみ処理券取扱所の設置に関する要綱

事業開始時期

平成12年4月（東京都から移管）

事業の実施状況

有料ごみ処理券販売実績

（単位：千円）

年度	28	29※	30	元	2
事業系有料ごみ処理券	294,742	307,053	300,486	284,770	231,175
有料粗大ごみ処理券	108,930	123,674	148,181	154,271	175,664
合計	403,672	430,727	448,667	439,041	406,839

※平成29年度は廃棄物処理手数料の改定を実施したため、旧券と新券の交換に伴う差額清算額を含みます。

概 要

ごみの発生抑制等に対する区民の意識の醸成を目的として、区内の集積所・集合住宅等を対象に可燃ごみを計量し、生ごみの水切り等による減量効果を数値として示します。

内 容

平成 29 年度までは、対象となった集積所等を利用する区民に、前半の 1 か月間（8 回）は、通常通り可燃ごみを出していただき、後半の 1 か月間（8 回）は、区から無料で配布する水切りネットを使う等、家庭で生ごみの水分を切ることや分別の徹底等により、可燃ごみの減量に取り組んでいただきました。合計 2 か月間の計量結果と水切り及び分別の徹底による減量効果を広報紙等で広く紹介し、ごみ減量への協力をお願いしています。

平成 30 年度は、フォローアップとして過去に家庭系ごみ量の「見える化」事業を実施した集合住宅の再検証作業を行いました。令和元年度は、過去に家庭系ごみ量の「見える化」事業を実施した集合住宅にアンケートを実施しました。令和 2 年度には集合住宅を対象に、通常の分別のほか、生ごみ、紙おむつ、陶磁器・ガラス、古着についての分別を試行するとともに、これまでの取組を第 3 次一般廃棄物処理基本計画の策定に活用しました。

※令和 3 年 3 月廃止

事業開始年月日

平成 24 年 10 月

事業の実施状況

年度	対象 集積所等	世帯数	前半重量(a)	後半重量(b)	減量実績 (a)-(b)	減量割合
28	1	43	1,490kg	1,340kg	150kg	約 10.0%
28	2	84	2,370kg	2,070kg	300kg	約 12.6%
28	3	68	2,150kg	2,090kg	60kg	約 2.7%
28	4	78	2,060kg	1,820kg	240kg	約 11.6%
29	1	66	1,930kg	1,790kg	140kg	約 7.2%
29	2	33	1,490kg	1,440kg	50kg	約 3.3%
29	3	35	1,110kg	990kg	120kg	約 10.8%
29	4	60	1,290kg	1,080kg	210kg	約 16.2%

概 要

家具のリユース（再使用）を推進するため、区内の家庭で不用になった良質な木製家具等を無料で引き取り、希望者に有料販売しています。

内 容

区内の家庭から引き取った家具は、簡単な清掃をした上で港資源化センターに展示し、希望者に有料販売しています。

平成 25 年度までは展示期間を定めて家具のリサイクル展を開催し、希望者に抽選のうえ無料（運搬料は自己負担）で提供していましたが、家具のリユース（再使用）をさらに推進するため、平成 26 年 4 月 1 日からは通年で開催し、展示家具を先着順で有料販売しています。

事業開始時期

平成 7 年度

事業の実施状況

引取件数・販売件数及び小さな家具のリサイクル展での展示件数

	年度	28	29	30	元	2
家具のリサイクル展（通年開催）						
引取件数		1,411	1,455	1,385	1,379	1,529
販売件数		1,339	1,363	1,356	1,315	1,388
小さな家具のリサイクル展		20(48)	18(24)	15(48)	16(31)	7(13)

※（ ）内は応募件数

概 要

新たに建築される大規模建築物について、廃棄物の保管場所の設置を指導しています。

内 容

大規模建築物から排出されるごみの減量化及び適正処理のため、区内に下記要件に該当する建築物を建設しようとする者に対して、その建築物又は敷地内に再利用対象物保管場所・廃棄物の保管場所を設置し、事前に届け出る義務を課しています。

- ・「再利用対象物保管場所」－ 事業で使用する延べ床面積が1,000 m²以上の建築物
- ・「廃棄物保管場所」－ 延べ床面積が1,000 m²以上の建築物
区では、届出に基づく保管場所及び保管設備が、環境衛生上及び作業上支障があると認められるときは、改善の指示等を含む適切な指導を行っています。

根拠法令等

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例
港区廃棄物の処理及び再利用に関する規則
港区事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所の設置に関する要綱

事業開始時期

平成12年4月（東京都から移管）

事業の実施状況

再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届受理件数（単位：件）

年 度	28	29	30	元	2
件 数	93 (12)	96 (12)	84 (6)	76 (4)	75 (5)

（ ）内は平成17年4月から施行された港区単身者向け共同住宅の建築及び管理に関する条例（1,000 m²未満）による届出で、内数です。

概 要

循環型社会の形成を目指して、事業用大規模建築物から排出される廃棄物の減量及びリサイクルの推進、廃棄物の適正処理等を指導しています。

内 容

事業用途に供する床面積が1,000㎡以上の大規模建築物の所有者に対して、廃棄物の発生抑制やリサイクルを促進するために、以下のように必要な指導・支援等を行っています。

- ・建物から排出される廃棄物等の総排出量や再利用率等を報告する「再利用計画書」の提出を義務付けており、その内容を踏まえて、立入調査による排出指導を行っています。
- ・廃棄物の減量及び適正処理に対する理解を深めるために、各建築物における新任の廃棄物管理責任者を対象とした講習会を開催しています。（事業用延床面積3,000㎡以上を対象）
- ・事業系廃棄物の減量と資源の再利用に積極的で優れた取組を行っている事業者を表彰することにより、その功績を称えるとともに、模範的で優れた取組を広く紹介しています。また、事業系一般廃棄物を1日平均100kg以上排出、又は臨時に排出する事業者で、清掃工場に搬入する事業者を対象に一般廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の提出を義務付けています。このマニフェスト制度とは、排出事業者が自ら作成したマニフェストを通じて、廃棄物の処理の流れを明確にして、管理する制度です。これにより排出事業者等が廃棄物の排出や処理に関しての責任（排出者責任）を意識し、適正処理を確保していくことを目的としています。

根拠法令等

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び同規則
港区事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱
港区一般廃棄物管理票の取扱いに関する要綱
港区ごみ減量優良事業者等表彰実施要綱

事業開始時期

平成12年度（※ 港区ごみ減量優良事業者等表彰は平成21年度から）

事業の実施状況

廃棄物管理責任者講習会受講対象・再利用計画書提出対象建築物件数

(単位：件)

用途 \ 年 度	28	29	30	元	2
オフィスビル	840	856	846	834	805
店舗ビル	30	31	27	30	26
ホテル・結婚式場	51	53	58	64	66
工場・研究所	5	6	5	5	5
倉庫・流通センター	31	33	26	26	28
医療機関	13	13	13	13	12
学校	53	60	57	55	53
駅舎	35	35	35	35	37
その他建築物	81	79	80	78	73
合 計	1,139	1,166	1,147	1,140	1,105

※ 床面積 3,000 m²以上の建築物の件数です。

事業用大規模建築物への排出指導件数

(単位：件)

年 度	28	29	30	元	2
件 数	246	242	244	250	40

※ 事業用途の床面積が 1,000 m²以上の建築物が対象です。

マニフェスト適用対象事業者の申請件数

(単位：件)

年 度	28	29	30	元	2
件 数	9	7	18	12	11

港区ごみ減量優良事業者等表彰件数

(単位：件)

年 度	28	29	30	元	2
延床面積 5,000 m ² 以上	3	3	3	2	2
延床面積 1,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	0	1	0	0	0

概 要

資源・ごみ集積所又は集合住宅の保管場所（以下「集積所等」という。）の管理において、環境の美化やごみの減量、資源化等に積極的に取り組む区民又は団体を表彰しています。

内 容

- 1 優良集積所の要件（全てを満たしていなくても可）
 - （1）資源、ごみの分別ルール・排出時間（収集曜日当日）が守られている。
 - （2）資源、ごみを収集した後、清掃等により集積所等が清潔に保たれている。
 - （3）防鳥ネット、資源コンテナが収集後、集積所等から引き上げられ、適切に管理されている。
 - （4）その他、ごみの減量や資源化の自主的な取組を行っている。
- 2 港区優良集積所等表彰（令和2年度表彰）

令和2年度は3か所の集積所等について、管理する区民・団体を表彰し、港区長から表彰状を贈呈しました。

根拠法令等

港区優良集積所等表彰実施要綱
 港区優良集積所等表彰審査会設置要領

事業開始時期

平成25年1月

事業の実施状況

年度	28	29	30	元	2
表彰集積所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

概 要

港資源化センターでは、区が回収した資源プラスチック、ペットボトル、びん、缶を選別、圧縮、梱包し、再生工場へと引き渡すための中間処理を行っています。

内 容

- ・資源プラスチック（プラスチック製容器包装、製品プラスチック）の中間処理
- ・ペットボトルの中間処理
- ・びん（リターナブルびん・無色・茶色・その他）の中間処理
- ・缶（アルミ缶・スチール缶）の中間処理

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
 港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

事業開始時期

平成 11 年度

事業の実施状況

資源引渡量

(単位：kg)

年 度		28	29	30	元	2	
ス チ ッ ク プ ラ	プラスチック製 容器包装	1,589,860	1,598,380	1,423,440	1,564,030	1,617,920	
	製品プラス チック(注1)	516,440	534,260	629,280	534,530	553,900	
ペットボトル		1,045,940	1,023,980	1,140,330	1,164,420	1,363,610	
び ん	リターナブル	81,340	77,800	69,300	68,800	71,580	
	ワ ン ウ ェ イ	無色	1,161,480	1,186,160	1,153,740	1,143,690	1,283,610
		茶色	607,310	590,100	590,390	575,360	618,260
		その他	1,738,220	1,694,310	1,673,660	1,685,320	2,004,640
缶	アルミ缶	340,023	340,274	341,712	328,812	397,640	
	スチール缶	309,680	314,800	283,630	281,530	279,510	
古 紙 (注2)	新聞	665,540	1,045,140	755,890	610,810	783,100	
	雑誌	3,634,150	3,627,890	3,236,830	3,231,540	2,795,980	
	段ボール	2,873,060	2,408,870	2,881,650	3,296,760	4,063,470	
	紙パック	1,680	1,160	—	—	—	

※ 資源引渡量とは、区が資源として回収したもののうち、残さを除去し中間処理した成果物を再生工場へ引き渡した量です。

(注1) 製品プラスチックの他に自治体独自処理分のプラスチック製容器包装も含まれます。

(注2) 古紙は、民間の施設で中間処理し、再生工場へ引き渡しています。紙パックについては、資源引渡量が少ないため、平成 30 年度から新聞の実績に含んでいます。

概要

不燃ごみ・粗大ごみから回収した電化製品のコードやケーブル（以下「廃コード」という。）からプラグ類の切断やコードの被覆部を剥離して、銅線とビニールに仕分ける業務及び使用済み携帯電話（スマートフォン以外。以下「携帯電話」という。）から基盤、金属複合物とプラスチックに分解する業務を障害者就労支援施設に委託しています。

内容

廃コード及び携帯電話については、これまで、ごみの中継施設において手作業で分別回収又は拠点回収し、そのまま民間事業者に売却してきました。しかし、廃コードは、被覆しているビニールを剥離して、銅線のみを売却、また、携帯電話は基盤、金属複合物とプラスチックに分解して売却する方が、売却価格が高くなることや、剥離したビニールは売却先が産業廃棄物として、焼却により処理されているため、地球温暖化の原因の一つである二酸化炭素も発生しています。

このため、区は廃コードから銅線を取り出す作業及び携帯電話の分解作業を障害者就労支援施設に委託しています。委託経費は、取り出した銅線の売却収入を充て、区の財政負担を抑制しつつ、障害者の雇用や工賃のアップ等、就労支援の拡大を図っていきます。

また、剥離後のビニールは工業用のアンモニアにケミカルリサイクルすることで、焼却した場合と比べて、約 80%、二酸化炭素の発生を抑制します。区では、廃コード及び携帯電話を障害者就労支援施設に引き渡し、環境にやさしいリサイクルの推進と障害者の就労を支援していきます。

根拠法令等

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

事業開始時期

平成 30 年 4 月

事業の実施状況

(単位：kg)

年度	処理量	銅線取出し量	携帯電話引渡量
30	17,670	1,032	—
元	29,590	1,738	—
2	27,310	1,756	754

概 要

高齢者や障害者への戸別訪問収集の実施など、区民ニーズを踏まえたきめ細かい清掃事業を展開しています。

内 容

1 戸別訪問収集

65歳以上の高齢者または障害者のみで構成する世帯のうち、自力でごみを集積所に出すことが困難な世帯に対し、直接、自宅からごみを収集しています。令和3年4月から妊産婦、65歳未満の要介護者及び難病医療費助成受給者を対象に追加しました。なお、事前の連絡がなく、ごみが出ていない場合については、本人が利用している訪問介護事業者等と連携して、安否状況の把握を行っています。

2 粗大ごみの運び出し

65歳以上の高齢者または障害者のみで構成する世帯のうち、自力で粗大ごみを自宅から搬出できない世帯については、直接、自宅から粗大ごみを収集しています。運び出しに先立ち、下見を実施し、搬出時に建物の損傷等を未然に防ぐよう努めています。

3 早朝収集

新橋、六本木などの一部の繁華街を対象に、通勤等により混雑する時間帯より前の午前7時台にごみを収集し、街の美観の確保や通勤者等の歩行に支障が生じないよう努めています。

4 防鳥用ネットの交付

集積所に出されたごみをカラス被害等から守るため、希望される区民に防鳥用ネットを交付しています。防鳥用ネットは、みなとりサイクル清掃事務所や各総合支所でお渡ししています。

5 ふれあい指導

ごみの減量やリサイクルを推進して、資源循環型社会を構築していくため、ごみの分別方法の説明、収集曜日以外に排出されたものや分別が不適切なものの排出者の特定及び指導を行っています。また、集積所における様々なトラブルの解消を目指し、パトロールの実施や区民や排出事業者との対話を中心とする「ふれあい」を基本に、きめ細かな指導を行っています。

(1) 収集職員による指導

収集作業中や清掃車が清掃工場にごみを搬入している間の待機時間に、分別されていないごみや事業系ごみの有料ごみ処理券の貼付漏れなどの排出者が特定できた場合には、指導を行っています。

(2) ふれあい指導班による指導

街の美化やごみの減量を推進していくため、繁華街地域やごみ量の多い事業者については自己処理（民間廃棄物処理業者との収集契約）を促す取組を行っています。

また、問題がある集積所については、町会や自治会とも連携して、利用者への排出指導を重点的に行っています。

6 戸別訪問収集時におけるAED（自動体外式除細動器）の携行

戸別訪問収集に携わる区職員がAED（自動体外式除細動器）を携行し、心肺停止にある高齢者等の救命措置を行います。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例
港区廃棄物の処理及び再利用に関する規則
港区戸別訪問収集実施要綱
港区防鳥用ネット交付要綱
港区資源用・ごみ集積所の設置等及び収集開始に関する事務取扱要綱

事業の実施状況

戸別訪問収集

(単位：件)

年度	28	29	30	元	2
収集件数 (各年度3月31日現在)	504	500	531	554	596
新規申込件数	95	108	131	132	183

粗大ごみ運び出し件数（令和2年度）

755件

防鳥用ネット交付枚数（令和2年度）

(単位：枚)

年度	大(4×3m)	中(3×2m)	小(1.5×1.5m)
2	170	180	193

ふれあい指導件数等（令和2年度）

(単位：件)

業務内容	2
分別・排出指導等	2,796
不法投棄調査・回収等	2,809
集積所新設・廃止・相談等	846
臨時ごみ・ボランティアごみ・ごみの後出し回収等	1,011
防鳥ネット、資源コンテナ、パンフレットの配布等	1,872
苦情対応	27
その他	257

※ その他は、主に集積所看板（警告看板）の設置、交換、修理等のメンテナンス業務です。

AED（自動体外式除細動器）の携行台数（令和2年度）

8台

概 要

動物死体のうち、飼主等から区に依頼のあったものや、都道上で見つかったものを委託事業者が引き取り、動物専用霊園で合同火葬、合同埋葬しています。

内 容

1 敷地内での動物死体の引取り

敷地内における動物の死体は、原則として飼主又は土地の管理者等の責任で処分することになっていますが、飼主等から区に依頼があった場合には有料（1頭につき2,600円※）で、飼主等が不明の動物の死体は無料で引き取ります。引き取った動物の死体は、合同火葬及び合同埋葬を民間事業者へ委託しています。

2 道路上（都道）の動物死体の引取り

道路上の動物の死体は道路管理者が引き取りますが、都道上の動物の死体は、東京都から委託を受けて区が引き取っています。

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症が長期化する中での区民の経済的負担を軽減するため、一律に免除します。

根拠法令等

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

港区廃棄物の処理及び再利用に関する規則

事業開始時期

平成12年4月（東京都から移管）

事業の実施状況

（単位：頭）

年 度	種 別	犬			猫			その他			合 計		
		有 料	無 料		有 料	無 料		有 料	無 料		有 料	無 料	
			そ の 他	都 道		そ の 他	都 道		そ の 他	都 道		そ の 他	都 道
28	内 訳	37	1	0	59	110	18	30	212	52	126	323	70
	合 計	38			187			294			519		
29	内 訳	44	0	0	61	86	15	40	270	87	145	356	102
	合 計	44			162			397			603		
30	内 訳	31	1	0	53	62	11	38	359	92	122	422	103
	合 計	32			126			489			647		
元	内 訳	30	3	0	64	60	13	50	389	152	144	452	165
	合 計	33			137			591			761		
2	内 訳	36	2	1	55	63	21	58	405	134	149	470	156
	合 計	39			139			597			775		

概 要

一般廃棄物処理業の許可証の交付及び指導

内 容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例により、一般廃棄物の収集・運搬又は処分を業として行おうとする事業者には、申請に基づき許可証を交付します。また、適正な処理を確保するために行政指導・立入検査等を実施します。

なお、許可事務については、平成 25 年度から管理執行事務として、東京二十三区清掃協議会において行っています。

根拠法令等

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 地方自治法
- 港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び同規則
- 東京二十三区清掃協議会規約

事業開始時期

平成 12 年 4 月（平成 12 年 4 月から平成 18 年 3 月まで、及び平成 25 年 4 月からは東京二十三区清掃協議会取扱）

事業の実施状況

許可業者数

（単位：事業者）

年度	28	29	30	元	2
収集・運搬業	336	336	330	322	319
処分業	0	0	0	0	0

概 要

浄化槽清掃業の指導

内 容

浄化槽法及び港区浄化槽清掃業の許可に関する条例により、浄化槽の清掃を業として行う事業者には、行政指導・立入検査等を実施します。

なお、許可事務については、平成 25 年度から管理執行事務として、東京二十三区清掃協議会において行っています。

根拠法令等

浄化槽法
 地方自治法
 港区浄化槽清掃業の許可に関する条例及び同規則
 東京二十三区清掃協議会規約

事業開始時期

平成 12 年 4 月（平成 12 年 4 月から平成 18 年 3 月まで、及び平成 25 年 4 月からは東京二十三区清掃協議会取扱）

事業の実施状況

許可業者数 (単位：事業者)

年度	28	29	30	元	2
浄化槽清掃業	46	46	46	46	45

概 要

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例に基づき、区長及び区規則で定める者以外の者が資源・ごみ集積所から資源物を持ち去る行為を禁止したことに伴い、資源持ち去り防止パトロールを実施します。

内 容

区内の資源・ごみ集積所をパトロールし、集積所に排出された資源の状況等を調査するとともに、区民が排出した資源を無断で持ち去る者に対し、その行為について警告を行い、その場所で積んだ資源を降ろすよう指導します。

根拠法令等

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例
港区廃棄物の処理及び再利用に関する規則

事業開始時期

平成 21 年 9 月

事業の実施状況

年 度	区 分	パトロール実施日数	警告書交付件数
28		310	13
29		310	17
30		308	29
元		310	26
2		308	5

概要

国際的な問題になっている海洋プラスチックごみの発生抑制を推進するため、プラスチック廃棄物を正しく処分することの重要性をパネルの展示等により啓発します。

内容

- 1 パネル展示
海洋プラスチックの現状について港清掃工場にパネル展示しています。
- 2 清掃車のラッピング
区の清掃車（小型プレス車）5台に、海洋プラスチックごみ発生抑制を啓発するラッピングをしています。
- 3 啓発用チラシ等の制作
海洋プラスチックごみの発生抑制を推進するチラシ、パンフレットを制作し窓口等で配布します。
- 4 啓発イベントの実施
令和3年3月6日に港資源化センターにて、講演会とパネル展を開催しました。
- 5 スマートバッグ（オリジナルマイバッグ）制作
マイバッグの持参率の低い若い世代を対象としたスマートバッグ（オリジナルマイバッグ）を制作し、使い捨てになっているレジ袋の使用を見直すよう啓発します。令和2年度は、新成人（1,547枚）、区立小・中学校卒業生（2,123枚）に配布しました。
- 6 港区役所「使い捨てプラスチック」削減方針策定
区の事務事業及び施設管理から排出される「使い捨てプラスチック」をゼロにするため、「港区役所『使い捨てプラスチック』削減方針」を定め、令和2年4月から取組を開始しました。
会議、イベントでのプラスチック製品の不使用、プラスチック製啓発品の配布や包装の廃止、施設内のペットボトル自動販売機の切替、庁舎内のコンビニなどでのレジ袋の配布取り止めなど、区自らが先導的に使い捨て型の資源利用から脱却することで、区民、事業者等の取組を喚起・牽引するとともに、海洋プラスチックごみの発生抑制に向けた啓発事業や環境学習、レジ袋有料化の義務化を契機としたマイバッグ利用促進などの取組を効果的に展開します。

事業開始時期

平成31年4月



■パネル展示（港清掃工場）



■清掃車のラッピング



■スマートバッグ

港区「区の木・区の花」



区の木 ハナミズキ



区の花 アジサイ



区の花 バラ

発行番号 2021076-5611

港区の環境リサイクル

令和3年度（2021年度）版

令和3年（2021年）8月発行

編集・発行 港区環境リサイクル支援部環境課
東京都港区芝公園1-5-25
電話 03(3578)2111（代表）



港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。